

令和2年度 建設工事積算基準 一部改定・訂正一覧表

R3.4.23

通知日	種別 改定 訂正	基準書該当箇所			変更情報	
		種別 本編 別冊	基準書 ページ	章・節・項等の名称	変更内容	対照表 ページ
R3.3.26	改定	本編	11-5	第11編 港湾・漁港漁場整備 第11-3編 港湾・漁港漁場整備共通 [3] 独自基 準 第4章 就業時間別の船員供用係数	就業時間別の船員供用係数の改 定	1
R3.4.23	改定	本編	1-2-②-6～	第1編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 2.共通仮設費 表-1 工種区分	工種（下水道(4)）の追加	2～4
R3.4.23	改定	本編	1-2-②-11～	第1編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 2.共通仮設費 2-1 共通仮設費の率分	工種（下水道(4)）の追加 コンクリートダム変数値の改定	5～8
R3.4.23	改定	本編	1-2-②-38～	第1編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 3.現場管理費 (3) 現場管理費率の補正	地域補正 適用工種の改定	9～11
R3.4.23	改定	本編	1-2-②-42～	第1編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 3.現場管理費 (8) 現場管理費の計算	工種（下水道(4)）の追加 コンクリートダム変数値の改定	12～15
R3.4.23	改定	本編	1-10-①-4～	第10章 工事の一時中止に伴う増加費用 等の積算 3 増加費用等の算定 2-2 中止期間中の現場維持等に要する費 用 別表-1	工種（下水道(4)）の追加 コンクリートダム、フィルダム各 係数の改定	16～17
R3.4.23	改定	本編	13-4～	第13編 農業農村整備 第1章 総則 ②工事費の積算 2.間接工事費の積算 別表 1 工種区分	工種（管更正工事）の追加	18～20
R3.4.23	改定	本編	13-8～	第13編 農業農村整備 第1章 総則 ②工事費の積算 2.間接工事費の積算 別表 3 共通仮設費率	工種（管更正工事）の追加 コンクリートダム変数値の改定	21～24
R3.4.23	改定	本編	13-13～	第13編 農業農村整備 第1章 総則 ②工事費の積算 2.間接工事費の積算 別表 5 現場管理費率	工種（管更正工事）の追加 コンクリートダム変数値の改定	25～28
R3.4.23	改定	本編	13-15～	第13編 農業農村整備 第1章 総則 ②工事費の積算 2.間接工事費の積算 別表 6 現場管理費率の補正	地域補正 適用工種の改定	29～30
R3.4.23	改定	本編	13-28～	第13編 農業農村整備 第1章 総則 ⑩工事の一時中止に伴う 増加費用等の積算 10 中止に伴う現場 維持等に要する費用 別表	工種（管更正工事）の追加 フィルダム、コンクリートダム各 係数の改定	31～32

令和2年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年2月26日

ページ	改定前（令和3年2月28日まで適用）	改定後（令和3年3月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																																																																																												
<p>P.11-15 第11編 港湾・漁港漁場整備 第11-3編 港湾・漁港漁場整備共通 [3] 独自基準 第4章 就業時間別の船員供用係数</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<p style="text-align: center;">別表-4 就業時間別の船員供用係数</p> <p style="text-align: center;">船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (1ワッチ制)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="4">係数 ランク</th> <th rowspan="4">船舶供用係数 (α)</th> <th colspan="8">就業時間別の船員供用係数(β)</th> <th rowspan="4">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">就業時間 8H</th> <th colspan="2">就業時間 9H</th> <th colspan="2">就業時間 10H</th> <th colspan="2">就業時間 11H</th> </tr> <tr> <th>[超勤時間 0H]</th> <th>[超勤時間 1H]</th> <th>[超勤時間 2H]</th> <th>[超勤時間 3H]</th> <th>[深夜時間 0H]</th> <th>[深夜時間 0H]</th> <th>[深夜時間 0H]</th> <th>[深夜時間 0H]</th> </tr> <tr> <th>船長・船員 普通船員</th> <th>船長・船員 普通船員</th> <th>船長・船員 普通船員</th> <th>船長・船員 普通船員</th> <th>船長・船員 普通船員</th> <th>船長・船員 普通船員</th> <th>船長・船員 普通船員</th> <th>船長・船員 普通船員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1.65</td><td>1.20</td><td>1.20</td><td>1.31</td><td>1.31</td><td>1.42</td><td>1.42</td><td>1.53</td><td>1.53</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>1.80</td><td>1.30</td><td>1.30</td><td>1.41</td><td>1.41</td><td>1.52</td><td>1.52</td><td>1.63</td><td>1.63</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>2.05</td><td>1.45</td><td>1.45</td><td>1.56</td><td>1.56</td><td>1.67</td><td>1.67</td><td>1.78</td><td>1.78</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>2.25</td><td>1.60</td><td>1.60</td><td>1.71</td><td>1.71</td><td>1.82</td><td>1.82</td><td>1.93</td><td>1.93</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>2.45</td><td>1.70</td><td>1.70</td><td>1.81</td><td>1.81</td><td>1.92</td><td>1.92</td><td>2.03</td><td>2.03</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>2.65</td><td>1.80</td><td>1.80</td><td>1.91</td><td>1.91</td><td>2.02</td><td>2.02</td><td>2.13</td><td>2.13</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>2.90</td><td>1.95</td><td>1.95</td><td>2.06</td><td>2.06</td><td>2.17</td><td>2.17</td><td>2.28</td><td>2.28</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>3.20</td><td>2.15</td><td>2.15</td><td>2.26</td><td>2.26</td><td>2.37</td><td>2.37</td><td>2.48</td><td>2.48</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>3.70</td><td>2.40</td><td>2.40</td><td>2.51</td><td>2.51</td><td>2.62</td><td>2.62</td><td>2.73</td><td>2.73</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (2ワッチ制)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="4">係数 ランク</th> <th rowspan="4">船舶供用係数 (α)</th> <th colspan="8">就業時間別の船員供用係数(β)</th> <th rowspan="4">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">就業時間 16H</th> <th colspan="2">就業時間 18H</th> <th colspan="2">就業時間 20H</th> <th colspan="2">就業時間 22H</th> </tr> <tr> <th>[超勤時間 0H]</th> <th>[超勤時間 2H]</th> <th>[超勤時間 4H]</th> <th>[超勤時間 6H]</th> <th>[深夜時間 1H]</th> <th>[深夜時間 3H]</th> <th>[深夜時間 4H]</th> <th>[深夜時間 6H]</th> </tr> <tr> <th>船長・船員 普通船員</th> <th>船長・船員 普通船員</th> <th>船長・船員 普通船員</th> <th>船長・船員 普通船員</th> <th>船長・船員 普通船員</th> <th>船長・船員 普通船員</th> <th>船長・船員 普通船員</th> <th>船長・船員 普通船員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1.65</td><td>1.21</td><td>1.21</td><td>1.34</td><td>1.34</td><td>1.46</td><td>1.46</td><td>1.59</td><td>1.60</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>1.80</td><td>1.31</td><td>1.31</td><td>1.44</td><td>1.44</td><td>1.56</td><td>1.56</td><td>1.69</td><td>1.70</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>2.05</td><td>1.46</td><td>1.46</td><td>1.59</td><td>1.59</td><td>1.71</td><td>1.71</td><td>1.84</td><td>1.85</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>2.25</td><td>1.61</td><td>1.61</td><td>1.74</td><td>1.74</td><td>1.86</td><td>1.86</td><td>1.99</td><td>2.00</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>2.45</td><td>1.71</td><td>1.71</td><td>1.84</td><td>1.84</td><td>1.96</td><td>1.96</td><td>2.09</td><td>2.10</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>2.65</td><td>1.81</td><td>1.81</td><td>1.94</td><td>1.94</td><td>2.06</td><td>2.06</td><td>2.19</td><td>2.20</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>2.90</td><td>1.96</td><td>1.96</td><td>2.09</td><td>2.09</td><td>2.21</td><td>2.21</td><td>2.34</td><td>2.35</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>3.20</td><td>2.16</td><td>2.16</td><td>2.29</td><td>2.29</td><td>2.41</td><td>2.41</td><td>2.54</td><td>2.55</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>3.70</td><td>2.41</td><td>2.41</td><td>2.54</td><td>2.54</td><td>2.66</td><td>2.66</td><td>2.79</td><td>2.80</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 別表-4における就業時間別船員供用係数(β)は、就業時間8H[超勤時間0H 深夜時間0H]の場合を除き、令和3年3月から適用の割増対象賃金比をもとに算出された就業時間別船員供用係数(β)である。したがって、割増対象賃金比に変更があった場合は、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。 2. 就業時間と超勤時間および深夜時間の関係が別表-4によらない場合についても、同様に、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。 3. 上記船員以外にも潜水士等も対象とする。</p> <p style="text-align: center;">就業時間別船員供用係数(β)の算出式</p> $\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times \text{割増対象賃金比} \times (1.25 \times \text{超勤時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) \div \text{ワッチ数}$ <p style="text-align: right;">(小数3位四捨五入)</p> <p>β₀ : 時間外手当および深夜手当を考慮した船員供用係数 β : 就業8時間の場合の船員供用係数 割増対象賃金比 : 労務単価に占める割増賃金の対象となる賃金の比率をいう。 ただし、2ワッチにおける超勤勤務時間数および深夜労働時間数は、2ワッチの合計の時間数とする。</p>	係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考	就業時間 8H		就業時間 9H		就業時間 10H		就業時間 11H		[超勤時間 0H]	[超勤時間 1H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 3H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	船長・船員 普通船員	船長・船員 普通船員	船長・船員 普通船員	船長・船員 普通船員	船長・船員 普通船員	船長・船員 普通船員	船長・船員 普通船員	船長・船員 普通船員	1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.31	1.42	1.42	1.53	1.53		2	1.80	1.30	1.30	1.41	1.41	1.52	1.52	1.63	1.63		3	2.05	1.45	1.45	1.56	1.56	1.67	1.67	1.78	1.78		4	2.25	1.60	1.60	1.71	1.71	1.82	1.82	1.93	1.93		5	2.45	1.70	1.70	1.81	1.81	1.92	1.92	2.03	2.03		6	2.65	1.80	1.80	1.91	1.91	2.02	2.02	2.13	2.13		7	2.90	1.95	1.95	2.06	2.06	2.17	2.17	2.28	2.28		8	3.20	2.15	2.15	2.26	2.26	2.37	2.37	2.48	2.48		9	3.70	2.40	2.40	2.51	2.51	2.62	2.62	2.73	2.73		係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考	就業時間 16H		就業時間 18H		就業時間 20H		就業時間 22H		[超勤時間 0H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 4H]	[超勤時間 6H]	[深夜時間 1H]	[深夜時間 3H]	[深夜時間 4H]	[深夜時間 6H]	船長・船員 普通船員	船長・船員 普通船員	船長・船員 普通船員	船長・船員 普通船員	船長・船員 普通船員	船長・船員 普通船員	船長・船員 普通船員	船長・船員 普通船員	1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.34	1.46	1.46	1.59	1.60		2	1.80	1.31	1.31	1.44	1.44	1.56	1.56	1.69	1.70		3	2.05	1.46	1.46	1.59	1.59	1.71	1.71	1.84	1.85		4	2.25	1.61	1.61	1.74	1.74	1.86	1.86	1.99	2.00		5	2.45	1.71	1.71	1.84	1.84	1.96	1.96	2.09	2.10		6	2.65	1.81	1.81	1.94	1.94	2.06	2.06	2.19	2.20		7	2.90	1.96	1.96	2.09	2.09	2.21	2.21	2.34	2.35		8	3.20	2.16	2.16	2.29	2.29	2.41	2.41	2.54	2.55		9	3.70	2.41	2.41	2.54	2.54	2.66	2.66	2.79	2.80	
係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考																																																																																																																																																																																																																																																																				
		就業時間 8H			就業時間 9H		就業時間 10H		就業時間 11H																																																																																																																																																																																																																																																																					
		[超勤時間 0H]			[超勤時間 1H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 3H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]		[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]																																																																																																																																																																																																																																																																		
		船長・船員 普通船員	船長・船員 普通船員	船長・船員 普通船員	船長・船員 普通船員	船長・船員 普通船員	船長・船員 普通船員	船長・船員 普通船員	船長・船員 普通船員																																																																																																																																																																																																																																																																					
1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.31	1.42	1.42	1.53	1.53																																																																																																																																																																																																																																																																					
2	1.80	1.30	1.30	1.41	1.41	1.52	1.52	1.63	1.63																																																																																																																																																																																																																																																																					
3	2.05	1.45	1.45	1.56	1.56	1.67	1.67	1.78	1.78																																																																																																																																																																																																																																																																					
4	2.25	1.60	1.60	1.71	1.71	1.82	1.82	1.93	1.93																																																																																																																																																																																																																																																																					
5	2.45	1.70	1.70	1.81	1.81	1.92	1.92	2.03	2.03																																																																																																																																																																																																																																																																					
6	2.65	1.80	1.80	1.91	1.91	2.02	2.02	2.13	2.13																																																																																																																																																																																																																																																																					
7	2.90	1.95	1.95	2.06	2.06	2.17	2.17	2.28	2.28																																																																																																																																																																																																																																																																					
8	3.20	2.15	2.15	2.26	2.26	2.37	2.37	2.48	2.48																																																																																																																																																																																																																																																																					
9	3.70	2.40	2.40	2.51	2.51	2.62	2.62	2.73	2.73																																																																																																																																																																																																																																																																					
係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考																																																																																																																																																																																																																																																																				
		就業時間 16H		就業時間 18H		就業時間 20H		就業時間 22H																																																																																																																																																																																																																																																																						
		[超勤時間 0H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 4H]	[超勤時間 6H]	[深夜時間 1H]	[深夜時間 3H]	[深夜時間 4H]	[深夜時間 6H]																																																																																																																																																																																																																																																																					
		船長・船員 普通船員	船長・船員 普通船員	船長・船員 普通船員	船長・船員 普通船員	船長・船員 普通船員	船長・船員 普通船員	船長・船員 普通船員	船長・船員 普通船員																																																																																																																																																																																																																																																																					
1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.34	1.46	1.46	1.59	1.60																																																																																																																																																																																																																																																																					
2	1.80	1.31	1.31	1.44	1.44	1.56	1.56	1.69	1.70																																																																																																																																																																																																																																																																					
3	2.05	1.46	1.46	1.59	1.59	1.71	1.71	1.84	1.85																																																																																																																																																																																																																																																																					
4	2.25	1.61	1.61	1.74	1.74	1.86	1.86	1.99	2.00																																																																																																																																																																																																																																																																					
5	2.45	1.71	1.71	1.84	1.84	1.96	1.96	2.09	2.10																																																																																																																																																																																																																																																																					
6	2.65	1.81	1.81	1.94	1.94	2.06	2.06	2.19	2.20																																																																																																																																																																																																																																																																					
7	2.90	1.96	1.96	2.09	2.09	2.21	2.21	2.34	2.35																																																																																																																																																																																																																																																																					
8	3.20	2.16	2.16	2.29	2.29	2.41	2.41	2.54	2.55																																																																																																																																																																																																																																																																					
9	3.70	2.41	2.41	2.54	2.54	2.66	2.66	2.79	2.80																																																																																																																																																																																																																																																																					

令和2年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年4月23日

ページ	改定前（令和3年4月30日まで適用）	改定後（令和3年5月1日以降適用）																																
<p>I-2-②-5 第I編 総則 [3] 独自基準 第4章 工事費の積算 ② 間接工事費 2 共通仮設費</p>	<p style="text-align: center;">表-1 工 種 区 分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工種区分</th> <th style="width: 85%;">工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川工事</td> <td>河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする</td> </tr> <tr> <td>河川・道路 構造物工事</td> <td>河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、PC橋(プレキャストセグメントを除く工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁下部工(RC構造)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造) 3. ゴム伸縮継手、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2及び3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td>海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道路改良工事</td> <td>道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事</td> <td>鋼橋等の運搬架設に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造を除く)、橋梁下部工(鋼製) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3. 鋼橋撤去工(鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td>PC橋工事</td> <td>PC橋に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2. プレキャストセグメント構造のPC橋工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物の修繕工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工 種 内 容	河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする	河川・道路 構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、PC橋(プレキャストセグメントを除く工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁下部工(RC構造)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造) 3. ゴム伸縮継手、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2及び3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く	海岸工事	海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事	道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事	鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造を除く)、橋梁下部工(鋼製) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3. 鋼橋撤去工(鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	PC橋工事	PC橋に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2. プレキャストセグメント構造のPC橋工事	橋梁保全工事	橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物の修繕工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)	<p style="text-align: center;">表-1 工 種 区 分(令和3年4月30日まで適用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工種区分</th> <th style="width: 85%;">工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川工事</td> <td>河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする</td> </tr> <tr> <td>河川・道路 構造物工事</td> <td>河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、PC橋(プレキャストセグメントを除く工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁下部工(RC構造)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造) 3. ゴム伸縮継手、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2及び3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td>海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道路改良工事</td> <td>道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事</td> <td>鋼橋等の運搬架設に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造を除く)、橋梁下部工(鋼製) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3. 鋼橋撤去工(鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td>PC橋工事</td> <td>PC橋に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2. プレキャストセグメント構造のPC橋工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物の修繕工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工 種 内 容	河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする	河川・道路 構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、PC橋(プレキャストセグメントを除く工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁下部工(RC構造)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造) 3. ゴム伸縮継手、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2及び3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く	海岸工事	海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事	道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事	鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造を除く)、橋梁下部工(鋼製) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3. 鋼橋撤去工(鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	PC橋工事	PC橋に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2. プレキャストセグメント構造のPC橋工事	橋梁保全工事	橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物の修繕工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)
工種区分	工 種 内 容																																	
河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする																																	
河川・道路 構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、PC橋(プレキャストセグメントを除く工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁下部工(RC構造)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造) 3. ゴム伸縮継手、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2及び3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く																																	
海岸工事	海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事																																	
道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事																																	
鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造を除く)、橋梁下部工(鋼製) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3. 鋼橋撤去工(鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																																	
PC橋工事	PC橋に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2. プレキャストセグメント構造のPC橋工事																																	
橋梁保全工事	橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物の修繕工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)																																	
工種区分	工 種 内 容																																	
河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする																																	
河川・道路 構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、PC橋(プレキャストセグメントを除く工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁下部工(RC構造)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造) 3. ゴム伸縮継手、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2及び3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く																																	
海岸工事	海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事																																	
道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事																																	
鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造を除く)、橋梁下部工(鋼製) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3. 鋼橋撤去工(鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																																	
PC橋工事	PC橋に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2. プレキャストセグメント構造のPC橋工事																																	
橋梁保全工事	橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物の修繕工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)																																	

令和2年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年4月23日

ページ	改定前（令和3年4月30日まで適用）	改定後（令和3年5月1日以降適用）																
<p>I-2-②-6(1) 第I編 総則 [3] 独自基準 第4章 工事費の積算 ② 間接工事費 2 共通仮設費</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<p style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">表-1 工種区分(令和3年5月1日以降適用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工種区分</th> <th style="width: 85%;">工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川工事</td> <td>河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする</td> </tr> <tr> <td>河川・道路 構造物工事</td> <td>河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(開)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮架橋、PC橋(プレキャストセグメントを除く工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(開)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁下部工(RC構造)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造) 3. ゴム伸縮継手、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2及び3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td>海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(開)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(開)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道路改良工事</td> <td>道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事</td> <td>鋼橋等の運搬架設に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造を除く)、橋梁下部工(鋼製) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3. 鋼橋撤去工(鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td>PC橋工事</td> <td>PC橋に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2. プレキャストセグメント構造のPC橋工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物の修繕工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工 種 内 容	河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする	河川・道路 構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(開)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮架橋、PC橋(プレキャストセグメントを除く工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(開)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁下部工(RC構造)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造) 3. ゴム伸縮継手、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2及び3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く	海岸工事	海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(開)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(開)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事	道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事	鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造を除く)、橋梁下部工(鋼製) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3. 鋼橋撤去工(鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	PC橋工事	PC橋に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2. プレキャストセグメント構造のPC橋工事	橋梁保全工事	橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物の修繕工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)
工種区分	工 種 内 容																	
河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする																	
河川・道路 構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(開)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮架橋、PC橋(プレキャストセグメントを除く工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(開)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁下部工(RC構造)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造) 3. ゴム伸縮継手、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2及び3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く																	
海岸工事	海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(開)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(開)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事																	
道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事																	
鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造を除く)、橋梁下部工(鋼製) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3. 鋼橋撤去工(鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																	
PC橋工事	PC橋に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2. プレキャストセグメント構造のPC橋工事																	
橋梁保全工事	橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物の修繕工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)																	

令和2年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年4月23日

ページ	改定前（令和3年4月30日まで適用）	改定後（令和3年5月1日以降適用）																										
I-2-②-6(2) 第I編 総則 [3] 独自基準 第4章 工事費の積算 ② 間接工事費 2 共通仮設費	〔記載なし〕	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">工種区分</th> <th style="width: 90%;">工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舗装工事</td> <td>舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事</td> </tr> <tr> <td>(2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td>トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く</td> </tr> <tr> <td>砂防・地すべり等工事</td> <td>砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>道路にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工^{※1}、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修^{※2}に関する工事 3. 道路標識^{※1}、道路情報施設、電気通信設備、防護柵^{※1}、樹木等及び区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1、2、3及び4に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局所的な場合に適用</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6. 1、2、3、4及び5に類する工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">下水道工事</td> <td>(1) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事</td> </tr> <tr> <td>(2) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事</td> </tr> <tr> <td>(3) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理場工事及びこれらに類する土木工事(機械設備、電気設備、建築・建築設備は除く)</td> </tr> <tr> <td>(4) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 下水道の更生工法工事</td> </tr> <tr> <td>公園工事</td> <td>公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム工事</td> <td>コンクリートダム本体を主体とする工事</td> </tr> <tr> <td>フィルダム工事</td> <td>フィルタイプでダム本体を主体とする工事</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工 種 内 容	舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く	共同溝等工事	(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事	(2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事	トンネル工事	トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く	砂防・地すべり等工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事	道路維持工事	道路にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工 ^{※1} 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修 ^{※2} に関する工事 3. 道路標識 ^{※1} 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 ^{※1} 、樹木等及び区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1、2、3及び4に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局所的な場合に適用	河川維持工事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6. 1、2、3、4及び5に類する工事	下水道工事	(1) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事	(2) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事	(3) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理場工事及びこれらに類する土木工事(機械設備、電気設備、建築・建築設備は除く)	(4) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 下水道の更生工法工事	公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事	コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事	フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事
工種区分	工 種 内 容																											
舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く																											
共同溝等工事	(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事																											
	(2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事																											
トンネル工事	トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く																											
砂防・地すべり等工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事																											
道路維持工事	道路にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工 ^{※1} 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修 ^{※2} に関する工事 3. 道路標識 ^{※1} 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 ^{※1} 、樹木等及び区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1、2、3及び4に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局所的な場合に適用																											
河川維持工事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6. 1、2、3、4及び5に類する工事																											
下水道工事	(1) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事																											
	(2) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事																											
	(3) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理場工事及びこれらに類する土木工事(機械設備、電気設備、建築・建築設備は除く)																											
	(4) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 下水道の更生工法工事																											
公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事																											
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事																											
フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事																											

令和2年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年4月23日

ページ	改定前（令和3年4月30日まで適用）	改定後（令和3年5月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																																																										
<p>I-2-②-11 第I編 総則 [3] 独自基準 第4章 工事費の積算 ② 間接工事費 2 共通仮設費 2-1 共通仮設費の率分</p>	<p>別表第1 共通仮設費率 第1表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 15%;">工種区分</th> <th rowspan="3" style="width: 15%;">対象額 適用区分</th> <th style="width: 15%;">600万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">600万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3" style="width: 15%;">10億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td></td><td style="text-align: center;">12.53</td><td style="text-align: center;">238.6</td><td style="text-align: center;">-0.1888</td><td style="text-align: center;">4.77</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td></td><td style="text-align: center;">20.77</td><td style="text-align: center;">1,228.3</td><td style="text-align: center;">-0.2614</td><td style="text-align: center;">5.45</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td></td><td style="text-align: center;">13.08</td><td style="text-align: center;">407.9</td><td style="text-align: center;">-0.2204</td><td style="text-align: center;">4.24</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td></td><td style="text-align: center;">12.78</td><td style="text-align: center;">57.0</td><td style="text-align: center;">-0.0958</td><td style="text-align: center;">7.83</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td></td><td style="text-align: center;">38.36</td><td style="text-align: center;">10,668.4</td><td style="text-align: center;">-0.3606</td><td style="text-align: center;">6.06</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td></td><td style="text-align: center;">27.04</td><td style="text-align: center;">1,636.8</td><td style="text-align: center;">-0.2629</td><td style="text-align: center;">7.05</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td></td><td style="text-align: center;">17.09</td><td style="text-align: center;">435.1</td><td style="text-align: center;">-0.2074</td><td style="text-align: center;">5.92</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td></td><td style="text-align: center;">15.19</td><td style="text-align: center;">624.5</td><td style="text-align: center;">-0.2381</td><td style="text-align: center;">4.49</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td></td><td style="text-align: center;">10.80</td><td style="text-align: center;">48.0</td><td style="text-align: center;">-0.0956</td><td style="text-align: center;">6.62</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td></td><td style="text-align: center;">9.96</td><td style="text-align: center;">40.0</td><td style="text-align: center;">-0.0891</td><td style="text-align: center;">6.31</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td></td><td style="text-align: center;">18.93</td><td style="text-align: center;">494.9</td><td style="text-align: center;">-0.2091</td><td style="text-align: center;">6.50</td></tr> </tbody> </table> <p>第2表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 15%;">工種区分</th> <th rowspan="3" style="width: 15%;">対象額 適用区分</th> <th style="width: 15%;">600万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">600万円を超え3億円以下</th> <th rowspan="3" style="width: 15%;">3億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td></td> <td style="text-align: center;">27.32</td> <td style="text-align: center;">7,050.2</td> <td style="text-align: center;">-0.3558</td> <td style="text-align: center;">6.79</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 15%;">工種区分</th> <th rowspan="3" style="width: 15%;">対象額 適用区分</th> <th style="width: 15%;">200万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">200万円を超え1億円以下</th> <th rowspan="3" style="width: 15%;">1億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td></td> <td style="text-align: center;">23.94</td> <td style="text-align: center;">4,118.1</td> <td style="text-align: center;">-0.3548</td> <td style="text-align: center;">5.97</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td></td> <td style="text-align: center;">9.05</td> <td style="text-align: center;">26.8</td> <td style="text-align: center;">-0.0748</td> <td style="text-align: center;">6.76</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		A	b	河川工事		12.53	238.6	-0.1888	4.77	河川・道路構造物工事		20.77	1,228.3	-0.2614	5.45	海岸工事		13.08	407.9	-0.2204	4.24	道路改良工事		12.78	57.0	-0.0958	7.83	鋼橋架設工事		38.36	10,668.4	-0.3606	6.06	PC橋工事		27.04	1,636.8	-0.2629	7.05	舗装工事		17.09	435.1	-0.2074	5.92	砂防・地すべり等工事		15.19	624.5	-0.2381	4.49	公園工事		10.80	48.0	-0.0956	6.62	電線共同溝工事		9.96	40.0	-0.0891	6.31	情報ボックス工事		18.93	494.9	-0.2091	6.50	工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの 下記の率とする	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		A	b	橋梁保全工事		27.32	7,050.2	-0.3558	6.79	工種区分	対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの 下記の率とする	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		A	b	道路維持工事		23.94	4,118.1	-0.3548	5.97	河川維持工事		9.05	26.8	-0.0748	6.76	<p>別表第1(令和3年4月30日まで適用) 共通仮設費率 第1表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 15%;">工種区分</th> <th rowspan="3" style="width: 15%;">対象額 適用区分</th> <th style="width: 15%;">600万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">600万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3" style="width: 15%;">10億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td></td><td style="text-align: center;">12.53</td><td style="text-align: center;">238.6</td><td style="text-align: center;">-0.1888</td><td style="text-align: center;">4.77</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td></td><td style="text-align: center;">20.77</td><td style="text-align: center;">1,228.3</td><td style="text-align: center;">-0.2614</td><td style="text-align: center;">5.45</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td></td><td style="text-align: center;">13.08</td><td style="text-align: center;">407.9</td><td style="text-align: center;">-0.2204</td><td style="text-align: center;">4.24</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td></td><td style="text-align: center;">12.78</td><td style="text-align: center;">57.0</td><td style="text-align: center;">-0.0958</td><td style="text-align: center;">7.83</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td></td><td style="text-align: center;">38.36</td><td style="text-align: center;">10,668.4</td><td style="text-align: center;">-0.3606</td><td style="text-align: center;">6.06</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td></td><td style="text-align: center;">27.04</td><td style="text-align: center;">1,636.8</td><td style="text-align: center;">-0.2629</td><td style="text-align: center;">7.05</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td></td><td style="text-align: center;">17.09</td><td style="text-align: center;">435.1</td><td style="text-align: center;">-0.2074</td><td style="text-align: center;">5.92</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td></td><td style="text-align: center;">15.19</td><td style="text-align: center;">624.5</td><td style="text-align: center;">-0.2381</td><td style="text-align: center;">4.49</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td></td><td style="text-align: center;">10.80</td><td style="text-align: center;">48.0</td><td style="text-align: center;">-0.0956</td><td style="text-align: center;">6.62</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td></td><td style="text-align: center;">9.96</td><td style="text-align: center;">40.0</td><td style="text-align: center;">-0.0891</td><td style="text-align: center;">6.31</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td></td><td style="text-align: center;">18.93</td><td style="text-align: center;">494.9</td><td style="text-align: center;">-0.2091</td><td style="text-align: center;">6.50</td></tr> </tbody> </table> <p>第2表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 15%;">工種区分</th> <th rowspan="3" style="width: 15%;">対象額 適用区分</th> <th style="width: 15%;">600万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">600万円を超え3億円以下</th> <th rowspan="3" style="width: 15%;">3億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td></td> <td style="text-align: center;">27.32</td> <td style="text-align: center;">7,050.2</td> <td style="text-align: center;">-0.3558</td> <td style="text-align: center;">6.79</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 15%;">工種区分</th> <th rowspan="3" style="width: 15%;">対象額 適用区分</th> <th style="width: 15%;">200万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">200万円を超え1億円以下</th> <th rowspan="3" style="width: 15%;">1億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td></td> <td style="text-align: center;">23.94</td> <td style="text-align: center;">4,118.1</td> <td style="text-align: center;">-0.3548</td> <td style="text-align: center;">5.97</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td></td> <td style="text-align: center;">9.05</td> <td style="text-align: center;">26.8</td> <td style="text-align: center;">-0.0748</td> <td style="text-align: center;">6.76</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		A	b	河川工事		12.53	238.6	-0.1888	4.77	河川・道路構造物工事		20.77	1,228.3	-0.2614	5.45	海岸工事		13.08	407.9	-0.2204	4.24	道路改良工事		12.78	57.0	-0.0958	7.83	鋼橋架設工事		38.36	10,668.4	-0.3606	6.06	PC橋工事		27.04	1,636.8	-0.2629	7.05	舗装工事		17.09	435.1	-0.2074	5.92	砂防・地すべり等工事		15.19	624.5	-0.2381	4.49	公園工事		10.80	48.0	-0.0956	6.62	電線共同溝工事		9.96	40.0	-0.0891	6.31	情報ボックス工事		18.93	494.9	-0.2091	6.50	工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの 下記の率とする	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		A	b	橋梁保全工事		27.32	7,050.2	-0.3558	6.79	工種区分	対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの 下記の率とする	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		A	b	道路維持工事		23.94	4,118.1	-0.3548	5.97	河川維持工事		9.05	26.8	-0.0748	6.76
工種区分	対象額 適用区分			600万円以下	600万円を超え10億円以下				10億円を超えるもの 下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																			
				下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による																																																																																																																																																																																																																																							
		A	b																																																																																																																																																																																																																																									
河川工事		12.53	238.6	-0.1888	4.77																																																																																																																																																																																																																																							
河川・道路構造物工事		20.77	1,228.3	-0.2614	5.45																																																																																																																																																																																																																																							
海岸工事		13.08	407.9	-0.2204	4.24																																																																																																																																																																																																																																							
道路改良工事		12.78	57.0	-0.0958	7.83																																																																																																																																																																																																																																							
鋼橋架設工事		38.36	10,668.4	-0.3606	6.06																																																																																																																																																																																																																																							
PC橋工事		27.04	1,636.8	-0.2629	7.05																																																																																																																																																																																																																																							
舗装工事		17.09	435.1	-0.2074	5.92																																																																																																																																																																																																																																							
砂防・地すべり等工事		15.19	624.5	-0.2381	4.49																																																																																																																																																																																																																																							
公園工事		10.80	48.0	-0.0956	6.62																																																																																																																																																																																																																																							
電線共同溝工事		9.96	40.0	-0.0891	6.31																																																																																																																																																																																																																																							
情報ボックス工事		18.93	494.9	-0.2091	6.50																																																																																																																																																																																																																																							
工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの 下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																							
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による																																																																																																																																																																																																																																									
			A	b																																																																																																																																																																																																																																								
橋梁保全工事		27.32	7,050.2	-0.3558	6.79																																																																																																																																																																																																																																							
工種区分	対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの 下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																							
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による																																																																																																																																																																																																																																									
			A	b																																																																																																																																																																																																																																								
道路維持工事		23.94	4,118.1	-0.3548	5.97																																																																																																																																																																																																																																							
河川維持工事		9.05	26.8	-0.0748	6.76																																																																																																																																																																																																																																							
工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																							
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による																																																																																																																																																																																																																																									
			A	b																																																																																																																																																																																																																																								
河川工事		12.53	238.6	-0.1888	4.77																																																																																																																																																																																																																																							
河川・道路構造物工事		20.77	1,228.3	-0.2614	5.45																																																																																																																																																																																																																																							
海岸工事		13.08	407.9	-0.2204	4.24																																																																																																																																																																																																																																							
道路改良工事		12.78	57.0	-0.0958	7.83																																																																																																																																																																																																																																							
鋼橋架設工事		38.36	10,668.4	-0.3606	6.06																																																																																																																																																																																																																																							
PC橋工事		27.04	1,636.8	-0.2629	7.05																																																																																																																																																																																																																																							
舗装工事		17.09	435.1	-0.2074	5.92																																																																																																																																																																																																																																							
砂防・地すべり等工事		15.19	624.5	-0.2381	4.49																																																																																																																																																																																																																																							
公園工事		10.80	48.0	-0.0956	6.62																																																																																																																																																																																																																																							
電線共同溝工事		9.96	40.0	-0.0891	6.31																																																																																																																																																																																																																																							
情報ボックス工事		18.93	494.9	-0.2091	6.50																																																																																																																																																																																																																																							
工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの 下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																							
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による																																																																																																																																																																																																																																									
			A	b																																																																																																																																																																																																																																								
橋梁保全工事		27.32	7,050.2	-0.3558	6.79																																																																																																																																																																																																																																							
工種区分	対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの 下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																							
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による																																																																																																																																																																																																																																									
			A	b																																																																																																																																																																																																																																								
道路維持工事		23.94	4,118.1	-0.3548	5.97																																																																																																																																																																																																																																							
河川維持工事		9.05	26.8	-0.0748	6.76																																																																																																																																																																																																																																							

令和2年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年4月23日

ページ	改定前（令和3年4月30日まで適用）	改定後（令和3年5月1日以降適用）																																																																																																																																										
<p>I-2-②-12 第I編 総則 [3] 独自基準 第4章 工事費の積算 ② 間接工事費 2 共通仮設費 2-1 共通仮設費の率分</p>	<p>第4表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1)</td> <td>8.86</td> <td>68.3</td> <td>-0.1267</td> <td>4.53</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>13.79</td> <td>92.5</td> <td>-0.1181</td> <td>7.37</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td></td> <td>28.71</td> <td>4,164.9</td> <td>-0.3088</td> <td>5.59</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1)</td> <td>12.85</td> <td>422.4</td> <td>-0.2167</td> <td>4.08</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>13.32</td> <td>485.4</td> <td>-0.2231</td> <td>4.08</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>7.64</td> <td>13.5</td> <td>-0.0353</td> <td>6.34</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>3億円以下</th> <th colspan="2">3億円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td></td> <td>12.29</td> <td>105.2</td> <td>-0.1100</td> <td>9.02</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td></td> <td>7.57</td> <td>43.7</td> <td>-0.0898</td> <td>5.88</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(3) 算定式 $K_r = A \cdot P^b$ ただし K_r : 共通仮設費率(%) P : 対象額(円) $A \cdot b$: 変数値 注) 1. K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> </div>	工種区分	対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37	トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59	下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34	工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	コンクリートダム		12.29	105.2	-0.1100	9.02	フィルダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88	<p>第4表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1)</td> <td>8.86</td> <td>68.3</td> <td>-0.1267</td> <td>4.53</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>13.79</td> <td>92.5</td> <td>-0.1181</td> <td>7.37</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td></td> <td>28.71</td> <td>4,164.9</td> <td>-0.3088</td> <td>5.59</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1)</td> <td>12.85</td> <td>422.4</td> <td>-0.2167</td> <td>4.08</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>13.32</td> <td>485.4</td> <td>-0.2231</td> <td>4.08</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>7.64</td> <td>13.5</td> <td>-0.0353</td> <td>6.34</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>3億円以下</th> <th colspan="2">3億円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td></td> <td>12.29</td> <td>105.2</td> <td>-0.1100</td> <td>9.02</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td></td> <td>7.57</td> <td>43.7</td> <td>-0.0898</td> <td>5.88</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37	トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59	下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34	工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	コンクリートダム		12.29	105.2	-0.1100	9.02	フィルダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88
工種区分	対象額 適用区分			1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																					
				下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																					
		A	b																																																																																																																																									
共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53																																																																																																																																							
	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37																																																																																																																																							
トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59																																																																																																																																							
下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08																																																																																																																																							
	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08																																																																																																																																							
	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34																																																																																																																																							
工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																																																							
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																							
			A	b																																																																																																																																								
コンクリートダム		12.29	105.2	-0.1100	9.02																																																																																																																																							
フィルダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88																																																																																																																																							
工種区分	対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																							
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																							
			A	b																																																																																																																																								
共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53																																																																																																																																							
	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37																																																																																																																																							
トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59																																																																																																																																							
下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08																																																																																																																																							
	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08																																																																																																																																							
	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34																																																																																																																																							
工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																																																							
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																							
			A	b																																																																																																																																								
コンクリートダム		12.29	105.2	-0.1100	9.02																																																																																																																																							
フィルダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88																																																																																																																																							

→ I-2-②-12(2)へ移動

令和2年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年4月23日

ページ	改定前（令和3年4月30日まで適用）	改定後（令和3年5月1日以降適用）																																																																																																												
I-2-②-12(1) 第I編 総則 [3] 独自基準 第4章 工事費の積算 ② 間接工事費 2 共通仮設費 2-1 共通仮設費の率分	〔記載なし〕	<p>別表第1(令和3年5月1日以降適用) 共通仮設費率</p> <p>第1表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="text-align: center;">工種区分</th> <th style="text-align: center;">対象額</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">600万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3" style="text-align: center;">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">適用区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>12.53</td><td>238.6</td><td>-0.1888</td><td>4.77</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>20.77</td><td>1,228.3</td><td>-0.2614</td><td>5.45</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>13.08</td><td>407.9</td><td>-0.2204</td><td>4.24</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>12.78</td><td>57.0</td><td>-0.0958</td><td>7.83</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>38.36</td><td>10,668.4</td><td>-0.3606</td><td>6.06</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td>27.04</td><td>1,636.8</td><td>-0.2629</td><td>7.05</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>17.09</td><td>435.1</td><td>-0.2074</td><td>5.92</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>15.19</td><td>624.5</td><td>-0.2381</td><td>4.49</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>10.80</td><td>48.0</td><td>-0.0956</td><td>6.62</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>9.96</td><td>40.0</td><td>-0.0891</td><td>6.31</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>18.93</td><td>494.9</td><td>-0.2091</td><td>6.50</td></tr> <tr><td>下水道(4)工事</td><td>10.24</td><td>330.0</td><td>-0.2225</td><td>3.28</td></tr> </tbody> </table> <p>第2表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="text-align: center;">工種区分</th> <th style="text-align: center;">対象額</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">600万円を超え3億円以下</th> <th rowspan="3" style="text-align: center;">3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">適用区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>27.32</td> <td>7,050.2</td> <td>-0.3558</td> <td>6.79</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="text-align: center;">工種区分</th> <th style="text-align: center;">対象額</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">200万円を超え1億円以下</th> <th rowspan="3" style="text-align: center;">1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">適用区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>23.94</td> <td>4,118.1</td> <td>-0.3548</td> <td>5.97</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>9.05</td> <td>26.8</td> <td>-0.0748</td> <td>6.76</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	対象額	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		A	b	河川工事	12.53	238.6	-0.1888	4.77	河川・道路構造物工事	20.77	1,228.3	-0.2614	5.45	海岸工事	13.08	407.9	-0.2204	4.24	道路改良工事	12.78	57.0	-0.0958	7.83	鋼橋架設工事	38.36	10,668.4	-0.3606	6.06	P C 橋工事	27.04	1,636.8	-0.2629	7.05	舗装工事	17.09	435.1	-0.2074	5.92	砂防・地すべり等工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49	公園工事	10.80	48.0	-0.0956	6.62	電線共同溝工事	9.96	40.0	-0.0891	6.31	情報ボックス工事	18.93	494.9	-0.2091	6.50	下水道(4)工事	10.24	330.0	-0.2225	3.28	工種区分	対象額	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		A	b	橋梁保全工事	27.32	7,050.2	-0.3558	6.79	工種区分	対象額	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		A	b	道路維持工事	23.94	4,118.1	-0.3548	5.97	河川維持工事	9.05	26.8	-0.0748	6.76
工種区分	対象額	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																										
	適用区分	下記の率とする			(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による																																																																																																									
			A		b																																																																																																									
河川工事	12.53	238.6	-0.1888	4.77																																																																																																										
河川・道路構造物工事	20.77	1,228.3	-0.2614	5.45																																																																																																										
海岸工事	13.08	407.9	-0.2204	4.24																																																																																																										
道路改良工事	12.78	57.0	-0.0958	7.83																																																																																																										
鋼橋架設工事	38.36	10,668.4	-0.3606	6.06																																																																																																										
P C 橋工事	27.04	1,636.8	-0.2629	7.05																																																																																																										
舗装工事	17.09	435.1	-0.2074	5.92																																																																																																										
砂防・地すべり等工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49																																																																																																										
公園工事	10.80	48.0	-0.0956	6.62																																																																																																										
電線共同溝工事	9.96	40.0	-0.0891	6.31																																																																																																										
情報ボックス工事	18.93	494.9	-0.2091	6.50																																																																																																										
下水道(4)工事	10.24	330.0	-0.2225	3.28																																																																																																										
工種区分	対象額	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																										
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による																																																																																																											
			A		b																																																																																																									
橋梁保全工事	27.32	7,050.2	-0.3558	6.79																																																																																																										
工種区分	対象額	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																										
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による																																																																																																											
			A		b																																																																																																									
道路維持工事	23.94	4,118.1	-0.3548	5.97																																																																																																										
河川維持工事	9.05	26.8	-0.0748	6.76																																																																																																										

令和2年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年4月23日

ページ	改定前（令和3年4月30日まで適用）	改定後（令和3年5月1日以降適用）																																																																													
I-2-②-12(2) 第I編 総則 [3] 独自基準 第4章 工事費の積算 ② 間接工事費 2 共通仮設費 2-1 共通仮設費の率分	〔記載なし〕	<div style="margin-bottom: 10px;"> <p>第4表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">工種区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">対象額 適用区分</th> <th style="text-align: center;">1,000万円以下</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">1,000万円を超え20億円以下</th> <th style="text-align: center;">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">下記の率とする</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th style="text-align: center;">下記の率とする</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">共同溝等工事</td> <td style="text-align: center;">(1)</td> <td style="text-align: center;">8.86</td> <td style="text-align: center;">68.3</td> <td style="text-align: center;">-0.1267</td> <td style="text-align: center;">4.53</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)</td> <td style="text-align: center;">13.79</td> <td style="text-align: center;">92.5</td> <td style="text-align: center;">-0.1181</td> <td style="text-align: center;">7.37</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">トンネル工事</td> <td style="text-align: center;">28.71</td> <td style="text-align: center;">4,164.9</td> <td style="text-align: center;">-0.3088</td> <td style="text-align: center;">5.59</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">下水道工事</td> <td style="text-align: center;">(1)</td> <td style="text-align: center;">12.85</td> <td style="text-align: center;">422.4</td> <td style="text-align: center;">-0.2167</td> <td style="text-align: center;">4.08</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)</td> <td style="text-align: center;">13.32</td> <td style="text-align: center;">485.4</td> <td style="text-align: center;">-0.2231</td> <td style="text-align: center;">4.08</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3)</td> <td style="text-align: center;">7.64</td> <td style="text-align: center;">13.5</td> <td style="text-align: center;">-0.0353</td> <td style="text-align: center;">6.34</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>第5表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">工種区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">対象額 適用区分</th> <th style="text-align: center;">3億円以下</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">3億円を超え50億円以下</th> <th style="text-align: center;">50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">下記の率とする</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th style="text-align: center;">下記の率とする</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">コンクリートダム</td> <td style="text-align: center;">13.77</td> <td style="text-align: center;">3064.8</td> <td style="text-align: center;">-0.2769</td> <td style="text-align: center;">6.32</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">フィルダム</td> <td style="text-align: center;">7.57</td> <td style="text-align: center;">43.7</td> <td style="text-align: center;">-0.0898</td> <td style="text-align: center;">5.88</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(3) 算定式 $K_r = A \cdot P^b$ ただし K_r : 共通仮設費率(%) P : 対象額(円) A・b : 変数値 注) 1. K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> </div>	工種区分	対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする				A	b		共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37	トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59	下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34	工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする				A	b		コンクリートダム		13.77	3064.8	-0.2769	6.32	フィルダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88
工種区分	対象額 適用区分	1,000万円以下			1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																								
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																										
			A	b																																																																											
共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53																																																																										
	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37																																																																										
トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59																																																																										
下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08																																																																										
	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08																																																																										
	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34																																																																										
工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																										
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																										
			A	b																																																																											
コンクリートダム		13.77	3064.8	-0.2769	6.32																																																																										
フィルダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88																																																																										

I-2-②-12から移動 →

令和2年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年4月23日

ページ	改定前（令和3年4月30日まで適用）	改定後（令和3年5月1日以降適用）																																																																																																								
<p>I-2-②-38 第I編 総則 [3] 独自基準 第4章 工事費の積算 ② 間接工事費 3 現場管理費 (3) 現場管理費率の補正</p>	<p style="text-align: center;">表-3 地域補正の適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正 係数</th> <th rowspan="2">適用 優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市街地 (DID 補正) (1) - 1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="4">1.2</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般交通影響有り (1) - 1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="4">1.2</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般交通影響有り (2) - 1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td rowspan="4">1.2</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID 補正) (1) - 2</td> <td>電線共同溝工事, 道路維持工事, 舗装工事, 橋梁保全工事以外の工種 (※)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (1) - 2</td> <td>電線共同溝工事, 道路維持工事, 舗装工事, 橋梁保全工事以外の工種 (※)</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2) - 2</td> <td>電線共同溝工事, 道路維持工事, 舗装工事, 橋梁保全工事以外の工種 (※)</td> <td>一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>離 島</td> <td>全ての工種 (※)</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。</p> <p>(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。（松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市の一部） これに準ずる地区とは、総務省が規定する「準人口集中地区」をいう。</p> <p>2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。</p>	適用条件			補正 係数	適用 優先	施工地域区分	工種区分	対象	市街地 (DID 補正) (1) - 1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り (1) - 1	電線共同溝工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り (2) - 1	電線共同溝工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	1	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	市街地 (DID 補正) (1) - 2	電線共同溝工事, 道路維持工事, 舗装工事, 橋梁保全工事以外の工種 (※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2	一般交通影響有り (1) - 2	電線共同溝工事, 道路維持工事, 舗装工事, 橋梁保全工事以外の工種 (※)	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3	一般交通影響有り (2) - 2	電線共同溝工事, 道路維持工事, 舗装工事, 橋梁保全工事以外の工種 (※)	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	4	離 島	全ての工種 (※)		1.0	5	<p style="text-align: center;">表-3 地域補正の適用（令和3年4月30日まで適用）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正 係数</th> <th rowspan="2">適用 優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市街地 (DID 補正) (1) - 1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="4">1.2</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般交通影響有り (1) - 1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="4">1.2</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般交通影響有り (2) - 1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td rowspan="4">1.2</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID 補正) (1) - 2</td> <td>電線共同溝工事, 道路維持工事, 舗装工事, 橋梁保全工事以外の工種 (※)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (1) - 2</td> <td>電線共同溝工事, 道路維持工事, 舗装工事, 橋梁保全工事以外の工種 (※)</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2) - 2</td> <td>電線共同溝工事, 道路維持工事, 舗装工事, 橋梁保全工事以外の工種 (※)</td> <td>一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>離 島</td> <td>全ての工種 (※)</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。</p> <p>(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。（松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市の一部） これに準ずる地区とは、総務省が規定する「準人口集中地区」をいう。</p> <p>2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。</p>	適用条件			補正 係数	適用 優先	施工地域区分	工種区分	対象	市街地 (DID 補正) (1) - 1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り (1) - 1	電線共同溝工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り (2) - 1	電線共同溝工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	1	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	市街地 (DID 補正) (1) - 2	電線共同溝工事, 道路維持工事, 舗装工事, 橋梁保全工事以外の工種 (※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2	一般交通影響有り (1) - 2	電線共同溝工事, 道路維持工事, 舗装工事, 橋梁保全工事以外の工種 (※)	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3	一般交通影響有り (2) - 2	電線共同溝工事, 道路維持工事, 舗装工事, 橋梁保全工事以外の工種 (※)	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	4	離 島	全ての工種 (※)		1.0	5
適用条件			補正 係数	適用 優先																																																																																																						
施工地域区分	工種区分	対象																																																																																																								
市街地 (DID 補正) (1) - 1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1																																																																																																						
	道路維持工事																																																																																																									
	舗装工事																																																																																																									
	橋梁保全工事																																																																																																									
一般交通影響有り (1) - 1	電線共同溝工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1																																																																																																						
	道路維持工事																																																																																																									
	舗装工事																																																																																																									
	橋梁保全工事																																																																																																									
一般交通影響有り (2) - 1	電線共同溝工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	1																																																																																																						
	道路維持工事																																																																																																									
	舗装工事																																																																																																									
	橋梁保全工事																																																																																																									
市街地 (DID 補正) (1) - 2	電線共同溝工事, 道路維持工事, 舗装工事, 橋梁保全工事以外の工種 (※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2																																																																																																						
一般交通影響有り (1) - 2	電線共同溝工事, 道路維持工事, 舗装工事, 橋梁保全工事以外の工種 (※)	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3																																																																																																						
一般交通影響有り (2) - 2	電線共同溝工事, 道路維持工事, 舗装工事, 橋梁保全工事以外の工種 (※)	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	4																																																																																																						
離 島	全ての工種 (※)		1.0	5																																																																																																						
適用条件			補正 係数	適用 優先																																																																																																						
施工地域区分	工種区分	対象																																																																																																								
市街地 (DID 補正) (1) - 1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1																																																																																																						
	道路維持工事																																																																																																									
	舗装工事																																																																																																									
	橋梁保全工事																																																																																																									
一般交通影響有り (1) - 1	電線共同溝工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1																																																																																																						
	道路維持工事																																																																																																									
	舗装工事																																																																																																									
	橋梁保全工事																																																																																																									
一般交通影響有り (2) - 1	電線共同溝工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	1																																																																																																						
	道路維持工事																																																																																																									
	舗装工事																																																																																																									
	橋梁保全工事																																																																																																									
市街地 (DID 補正) (1) - 2	電線共同溝工事, 道路維持工事, 舗装工事, 橋梁保全工事以外の工種 (※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2																																																																																																						
一般交通影響有り (1) - 2	電線共同溝工事, 道路維持工事, 舗装工事, 橋梁保全工事以外の工種 (※)	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3																																																																																																						
一般交通影響有り (2) - 2	電線共同溝工事, 道路維持工事, 舗装工事, 橋梁保全工事以外の工種 (※)	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	4																																																																																																						
離 島	全ての工種 (※)		1.0	5																																																																																																						

令和2年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年4月23日

ページ	改定前（令和3年4月30日まで適用）	改定後（令和3年5月1日以降適用）																																																									
I-2-②-38(1) 第I編 総則 [3] 独自基準 第4章 工事費の積算 ② 間接工事費 3 現場管理費 (3) 現場管理費率の補正	〔記載なし〕	<p style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">表-3 地域補正の適用（令和3年5月1日以降適用）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施工地域区分</th> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">適用条件 対象</th> <th rowspan="2">補正 係数</th> <th rowspan="2">適用 優先</th> </tr> <tr> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市街地（DID補正） （1）-1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="4">1.2</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般交通影響有り （1）-1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="4">1.2</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般交通影響有り （2）-1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td rowspan="4">1.1</td> <td rowspan="4">2</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>市街地（DID補正） （1）-2</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り （1）-2</td> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）</td> <td rowspan="2">2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">3</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り （2）-2</td> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）</td> <td rowspan="2">一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">4</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td>市街地（DID補正） （1）-3</td> <td>鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>離島</td> <td>全ての工種（※）</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。</p> <p style="font-size: small;">(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。（松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市の一部） これに準ずる地区とは、総務省が規定する「準人口集中地区」をいう。</p> <p style="font-size: small;">2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。</p>	施工地域区分	工種区分	適用条件 対象	補正 係数	適用 優先		市街地（DID補正） （1）-1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り （1）-1	電線共同溝工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り （2）-1	電線共同溝工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	2	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	市街地（DID補正） （1）-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2	一般交通影響有り （1）-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3		一般交通影響有り （2）-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	4		市街地（DID補正） （1）-3	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5	離島	全ての工種（※）		1.0	6
施工地域区分	工種区分	適用条件 対象						補正 係数		適用 優先																																																	
市街地（DID補正） （1）-1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1																																																							
	道路維持工事																																																										
	舗装工事																																																										
	橋梁保全工事																																																										
一般交通影響有り （1）-1	電線共同溝工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1																																																							
	道路維持工事																																																										
	舗装工事																																																										
	橋梁保全工事																																																										
一般交通影響有り （2）-1	電線共同溝工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	2																																																							
	道路維持工事																																																										
	舗装工事																																																										
	橋梁保全工事																																																										
市街地（DID補正） （1）-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2																																																							
一般交通影響有り （1）-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3																																																							
一般交通影響有り （2）-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	4																																																							
市街地（DID補正） （1）-3	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5																																																							
離島	全ての工種（※）		1.0	6																																																							

令和2年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年4月23日

ページ	改定前（令和3年4月30日まで適用）	改定後（令和3年5月1日以降適用）
<p>I-2-②-39 第I編 総則 [3] 独自基準 第4章 工事費の積算 ② 間接工事費 3 現場管理費 (3) 現場管理費率の補正</p>	<p>図-1 現場管理費補正のフロー</p>	<p style="color: red;">(令和3年4月30日まで適用)</p> <p>図-1 現場管理費補正のフロー</p>

令和2年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年4月23日

ページ	改定前（令和3年4月30日まで適用）	改定後（令和3年5月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																																																
<p>I-2-②-42 第I編 総則 [3] 独自基準 第4章 工事費の積算 ② 間接工事費 3 現場管理費 (8) 現場管理費の計算</p>	<p style="text-align: center;">別表第2 第1表</p> <p style="text-align: center;">現場管理費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">対象額 適用区分 工種区分</th> <th style="width: 15%;">700万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">700万円を超え10億円以下</th> <th style="width: 15%;">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th style="width: 5%;">A</th> <th style="width: 5%;">b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>43.43</td><td>1,276.7</td><td>-0.2145</td><td>14.98</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>42.54</td><td>458.2</td><td>-0.1508</td><td>20.13</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>27.79</td><td>113.9</td><td>-0.0895</td><td>17.82</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>33.69</td><td>87.0</td><td>-0.0602</td><td>24.99</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>48.24</td><td>303.1</td><td>-0.1166</td><td>27.05</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td>30.78</td><td>120.9</td><td>-0.0868</td><td>20.01</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>40.38</td><td>668.7</td><td>-0.1781</td><td>16.69</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>45.75</td><td>1,370.6</td><td>-0.2157</td><td>15.69</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>42.63</td><td>387.3</td><td>-0.1400</td><td>21.28</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>60.36</td><td>2,408.8</td><td>-0.2339</td><td>18.91</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>54.04</td><td>1,692.0</td><td>-0.2185</td><td>18.28</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。</p> <p style="text-align: center;">第2表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">対象額 適用区分 工種区分</th> <th style="width: 15%;">700万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">700万円を超え3億円以下</th> <th style="width: 15%;">3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th style="width: 5%;">A</th> <th style="width: 5%;">b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>64.97</td><td>1,623.7</td><td>-0.2042</td><td>30.16</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第3表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">対象額 適用区分 工種区分</th> <th style="width: 15%;">200万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">200万円を超え1億円以下</th> <th style="width: 15%;">1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th style="width: 5%;">A</th> <th style="width: 5%;">b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td>60.00</td><td>631.2</td><td>-0.1622</td><td>31.81</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>42.12</td><td>172.3</td><td>-0.0971</td><td>28.81</td></tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする			A	b		河川工事	43.43	1,276.7	-0.2145	14.98	河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13	海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82	道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99	鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05	P C 橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01	舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69	砂防・地すべり等工事	45.75	1,370.6	-0.2157	15.69	公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28	電線共同溝工事	60.36	2,408.8	-0.2339	18.91	情報ボックス工事	54.04	1,692.0	-0.2185	18.28	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする			A	b		橋梁保全工事	64.97	1,623.7	-0.2042	30.16	対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする			A	b		道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81	河川維持工事	42.12	172.3	-0.0971	28.81	<p style="text-align: center;">別表第2 第1表</p> <p style="text-align: center;">現場管理費率(令和3年4月30日まで適用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">対象額 適用区分 工種区分</th> <th style="width: 15%;">700万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">700万円を超え10億円以下</th> <th style="width: 15%;">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th style="width: 5%;">A</th> <th style="width: 5%;">b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>43.43</td><td>1,276.7</td><td>-0.2145</td><td>14.98</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>42.54</td><td>458.2</td><td>-0.1508</td><td>20.13</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>27.79</td><td>113.9</td><td>-0.0895</td><td>17.82</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>33.69</td><td>87.0</td><td>-0.0602</td><td>24.99</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>48.24</td><td>303.1</td><td>-0.1166</td><td>27.05</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td>30.78</td><td>120.9</td><td>-0.0868</td><td>20.01</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>40.38</td><td>668.7</td><td>-0.1781</td><td>16.69</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>45.75</td><td>1,370.6</td><td>-0.2157</td><td>15.69</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>42.63</td><td>387.3</td><td>-0.1400</td><td>21.28</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>60.36</td><td>2,408.8</td><td>-0.2339</td><td>18.91</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>54.04</td><td>1,692.0</td><td>-0.2185</td><td>18.28</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。</p> <p style="text-align: center;">第2表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">対象額 適用区分 工種区分</th> <th style="width: 15%;">700万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">700万円を超え3億円以下</th> <th style="width: 15%;">3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th style="width: 5%;">A</th> <th style="width: 5%;">b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>64.97</td><td>1,623.7</td><td>-0.2042</td><td>30.16</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第3表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">対象額 適用区分 工種区分</th> <th style="width: 15%;">200万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">200万円を超え1億円以下</th> <th style="width: 15%;">1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th style="width: 5%;">A</th> <th style="width: 5%;">b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td>60.00</td><td>631.2</td><td>-0.1622</td><td>31.81</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>42.12</td><td>172.3</td><td>-0.0971</td><td>28.81</td></tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする			A	b		河川工事	43.43	1,276.7	-0.2145	14.98	河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13	海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82	道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99	鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05	P C 橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01	舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69	砂防・地すべり等工事	45.75	1,370.6	-0.2157	15.69	公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28	電線共同溝工事	60.36	2,408.8	-0.2339	18.91	情報ボックス工事	54.04	1,692.0	-0.2185	18.28	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする			A	b		橋梁保全工事	64.97	1,623.7	-0.2042	30.16	対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする			A	b		道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81	河川維持工事	42.12	172.3	-0.0971	28.81
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下		700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																													
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																														
		A	b																																																																																																																																																																																																																															
河川工事	43.43	1,276.7	-0.2145	14.98																																																																																																																																																																																																																														
河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13																																																																																																																																																																																																																														
海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82																																																																																																																																																																																																																														
道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99																																																																																																																																																																																																																														
鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05																																																																																																																																																																																																																														
P C 橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01																																																																																																																																																																																																																														
舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69																																																																																																																																																																																																																														
砂防・地すべり等工事	45.75	1,370.6	-0.2157	15.69																																																																																																																																																																																																																														
公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28																																																																																																																																																																																																																														
電線共同溝工事	60.36	2,408.8	-0.2339	18.91																																																																																																																																																																																																																														
情報ボックス工事	54.04	1,692.0	-0.2185	18.28																																																																																																																																																																																																																														
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																														
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																														
		A	b																																																																																																																																																																																																																															
橋梁保全工事	64.97	1,623.7	-0.2042	30.16																																																																																																																																																																																																																														
対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																														
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																														
		A	b																																																																																																																																																																																																																															
道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81																																																																																																																																																																																																																														
河川維持工事	42.12	172.3	-0.0971	28.81																																																																																																																																																																																																																														
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																														
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																														
		A	b																																																																																																																																																																																																																															
河川工事	43.43	1,276.7	-0.2145	14.98																																																																																																																																																																																																																														
河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13																																																																																																																																																																																																																														
海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82																																																																																																																																																																																																																														
道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99																																																																																																																																																																																																																														
鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05																																																																																																																																																																																																																														
P C 橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01																																																																																																																																																																																																																														
舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69																																																																																																																																																																																																																														
砂防・地すべり等工事	45.75	1,370.6	-0.2157	15.69																																																																																																																																																																																																																														
公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28																																																																																																																																																																																																																														
電線共同溝工事	60.36	2,408.8	-0.2339	18.91																																																																																																																																																																																																																														
情報ボックス工事	54.04	1,692.0	-0.2185	18.28																																																																																																																																																																																																																														
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																														
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																														
		A	b																																																																																																																																																																																																																															
橋梁保全工事	64.97	1,623.7	-0.2042	30.16																																																																																																																																																																																																																														
対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																														
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																														
		A	b																																																																																																																																																																																																																															
道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81																																																																																																																																																																																																																														
河川維持工事	42.12	172.3	-0.0971	28.81																																																																																																																																																																																																																														

令和2年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年4月23日

ページ	改定前（令和3年4月30日まで適用）	改定後（令和3年5月1日以降適用）																																																																																																																																																										
<p>I-2-②-43 第I編 総則 [3] 独自基準 第4章 工事費の積算 ② 間接工事費 3 現場管理費 (8) 現場管理費の計算</p>	<p>第4表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">工種区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">対象額 適用区分</th> <th style="text-align: center;">1,000万円以下</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">1,000万円を超え20億円以下</th> <th style="text-align: center;">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">下記の率とする</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th style="text-align: center;">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">共同溝等工事</td> <td style="text-align: center;">(1)</td> <td style="text-align: center;">50.01</td> <td style="text-align: center;">397.4</td> <td style="text-align: center;">-0.1286</td> <td style="text-align: center;">25.30</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)</td> <td style="text-align: center;">38.33</td> <td style="text-align: center;">119.6</td> <td style="text-align: center;">-0.0706</td> <td style="text-align: center;">26.37</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">トンネル工事</td> <td style="text-align: center;">44.97</td> <td style="text-align: center;">220.0</td> <td style="text-align: center;">-0.0985</td> <td style="text-align: center;">26.69</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">下水道工事</td> <td style="text-align: center;">(1)</td> <td style="text-align: center;">34.56</td> <td style="text-align: center;">56.6</td> <td style="text-align: center;">-0.0306</td> <td style="text-align: center;">29.39</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)</td> <td style="text-align: center;">37.79</td> <td style="text-align: center;">229.8</td> <td style="text-align: center;">-0.1120</td> <td style="text-align: center;">20.88</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3)</td> <td style="text-align: center;">32.44</td> <td style="text-align: center;">52.7</td> <td style="text-align: center;">-0.0301</td> <td style="text-align: center;">27.66</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">工種区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">対象額 適用区分</th> <th style="text-align: center;">3億円以下</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">3億円を超え50億円以下</th> <th style="text-align: center;">50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">下記の率とする</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th style="text-align: center;">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">コンクリートダム</td> <td style="text-align: center;">22.92</td> <td style="text-align: center;">333.0</td> <td style="text-align: center;">-0.1371</td> <td style="text-align: center;">15.59</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">フィルダム</td> <td style="text-align: center;">33.56</td> <td style="text-align: center;">184.8</td> <td style="text-align: center;">-0.0874</td> <td style="text-align: center;">26.24</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(2) 算定式 $J_o = A \cdot N_p^b$ ただし、J_o：現場管理费率（%） N_p：純工事費（円） A, b：変数値 (注) 1. J_oの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする 2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> </div>	工種区分	対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする				A	b		共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37	トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69	下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66	工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする				A	b		コンクリートダム		22.92	333.0	-0.1371	15.59	フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24	<p>第4表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">工種区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">対象額 適用区分</th> <th style="text-align: center;">1,000万円以下</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">1,000万円を超え20億円以下</th> <th style="text-align: center;">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">下記の率とする</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th style="text-align: center;">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">共同溝等工事</td> <td style="text-align: center;">(1)</td> <td style="text-align: center;">50.01</td> <td style="text-align: center;">397.4</td> <td style="text-align: center;">-0.1286</td> <td style="text-align: center;">25.30</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)</td> <td style="text-align: center;">38.33</td> <td style="text-align: center;">119.6</td> <td style="text-align: center;">-0.0706</td> <td style="text-align: center;">26.37</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">トンネル工事</td> <td style="text-align: center;">44.97</td> <td style="text-align: center;">220.0</td> <td style="text-align: center;">-0.0985</td> <td style="text-align: center;">26.69</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">下水道工事</td> <td style="text-align: center;">(1)</td> <td style="text-align: center;">34.56</td> <td style="text-align: center;">56.6</td> <td style="text-align: center;">-0.0306</td> <td style="text-align: center;">29.39</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)</td> <td style="text-align: center;">37.79</td> <td style="text-align: center;">229.8</td> <td style="text-align: center;">-0.1120</td> <td style="text-align: center;">20.88</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3)</td> <td style="text-align: center;">32.44</td> <td style="text-align: center;">52.7</td> <td style="text-align: center;">-0.0301</td> <td style="text-align: center;">27.66</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">工種区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">対象額 適用区分</th> <th style="text-align: center;">3億円以下</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">3億円を超え50億円以下</th> <th style="text-align: center;">50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">下記の率とする</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th style="text-align: center;">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">コンクリートダム</td> <td style="text-align: center;">22.92</td> <td style="text-align: center;">333.0</td> <td style="text-align: center;">-0.1371</td> <td style="text-align: center;">15.59</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">フィルダム</td> <td style="text-align: center;">33.56</td> <td style="text-align: center;">184.8</td> <td style="text-align: center;">-0.0874</td> <td style="text-align: center;">26.24</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする				A	b		共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37	トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69	下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66	工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする				A	b		コンクリートダム		22.92	333.0	-0.1371	15.59	フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24
工種区分	対象額 適用区分			1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																																					
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																							
			A	b																																																																																																																																																								
共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30																																																																																																																																																							
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37																																																																																																																																																							
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69																																																																																																																																																							
下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39																																																																																																																																																							
	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88																																																																																																																																																							
	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66																																																																																																																																																							
工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																																																																							
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																							
			A	b																																																																																																																																																								
コンクリートダム		22.92	333.0	-0.1371	15.59																																																																																																																																																							
フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24																																																																																																																																																							
工種区分	対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																																							
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																							
			A	b																																																																																																																																																								
共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30																																																																																																																																																							
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37																																																																																																																																																							
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69																																																																																																																																																							
下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39																																																																																																																																																							
	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88																																																																																																																																																							
	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66																																																																																																																																																							
工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																																																																							
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																							
			A	b																																																																																																																																																								
コンクリートダム		22.92	333.0	-0.1371	15.59																																																																																																																																																							
フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24																																																																																																																																																							

→ I-2-②-42(2)へ移動

令和2年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年4月23日

ページ	改定前（令和3年4月30日まで適用）	改定後（令和3年5月1日以降適用）																																																																																																																																										
I-2-②-43(1) 第I編 総則 [3] 独自基準 第4章 工事費の積算 ② 間接工事費 3 現場管理費 (8) 現場管理費の計算	〔記載なし〕	<div style="text-align: center; font-size: small;"> 別表第2 第1表 現場管理費率(令和3年5月1日以降適用) </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">工種区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">対象額 適用区分</th> <th style="text-align: center;">700万円以下</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">700万円を超え10億円以下</th> <th style="text-align: center;">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">下記の率とする</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th style="text-align: center;">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td></td><td style="text-align: center;">43.43</td><td style="text-align: center;">1,276.7</td><td style="text-align: center;">-0.2145</td><td style="text-align: center;">14.98</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td></td><td style="text-align: center;">42.54</td><td style="text-align: center;">458.2</td><td style="text-align: center;">-0.1508</td><td style="text-align: center;">20.13</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td></td><td style="text-align: center;">27.79</td><td style="text-align: center;">113.9</td><td style="text-align: center;">-0.0895</td><td style="text-align: center;">17.82</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td></td><td style="text-align: center;">33.69</td><td style="text-align: center;">87.0</td><td style="text-align: center;">-0.0602</td><td style="text-align: center;">24.99</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td></td><td style="text-align: center;">48.24</td><td style="text-align: center;">303.1</td><td style="text-align: center;">-0.1166</td><td style="text-align: center;">27.05</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td></td><td style="text-align: center;">30.78</td><td style="text-align: center;">120.9</td><td style="text-align: center;">-0.0868</td><td style="text-align: center;">20.01</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td></td><td style="text-align: center;">40.38</td><td style="text-align: center;">668.7</td><td style="text-align: center;">-0.1781</td><td style="text-align: center;">16.69</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td></td><td style="text-align: center;">45.75</td><td style="text-align: center;">1,370.6</td><td style="text-align: center;">-0.2157</td><td style="text-align: center;">15.69</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td></td><td style="text-align: center;">42.63</td><td style="text-align: center;">387.3</td><td style="text-align: center;">-0.1400</td><td style="text-align: center;">21.28</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td></td><td style="text-align: center;">60.36</td><td style="text-align: center;">2,408.8</td><td style="text-align: center;">-0.2339</td><td style="text-align: center;">18.91</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td></td><td style="text-align: center;">54.04</td><td style="text-align: center;">1,692.0</td><td style="text-align: center;">-0.2185</td><td style="text-align: center;">18.28</td></tr> <tr style="color: red;"><td>下水道(4)工事</td><td></td><td style="text-align: center;">35.05</td><td style="text-align: center;">204.8</td><td style="text-align: center;">-0.1120</td><td style="text-align: center;">20.11</td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;">(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。</p> <div style="text-align: center; font-size: small;"> 第2表 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">工種区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">対象額 適用区分</th> <th style="text-align: center;">700万円以下</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">700万円を超え3億円以下</th> <th style="text-align: center;">3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">下記の率とする</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th style="text-align: center;">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td></td> <td style="text-align: center;">64.97</td> <td style="text-align: center;">1,623.7</td> <td style="text-align: center;">-0.2042</td> <td style="text-align: center;">30.16</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center; font-size: small;"> 第3表 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">工種区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">対象額 適用区分</th> <th style="text-align: center;">200万円以下</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">200万円を超え1億円以下</th> <th style="text-align: center;">1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">下記の率とする</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th style="text-align: center;">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td></td> <td style="text-align: center;">60.00</td> <td style="text-align: center;">631.2</td> <td style="text-align: center;">-0.1622</td> <td style="text-align: center;">31.81</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td></td> <td style="text-align: center;">42.12</td> <td style="text-align: center;">172.3</td> <td style="text-align: center;">-0.0971</td> <td style="text-align: center;">28.81</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする				A	b		河川工事		43.43	1,276.7	-0.2145	14.98	河川・道路構造物工事		42.54	458.2	-0.1508	20.13	海岸工事		27.79	113.9	-0.0895	17.82	道路改良工事		33.69	87.0	-0.0602	24.99	鋼橋架設工事		48.24	303.1	-0.1166	27.05	P C 橋工事		30.78	120.9	-0.0868	20.01	舗装工事		40.38	668.7	-0.1781	16.69	砂防・地すべり等工事		45.75	1,370.6	-0.2157	15.69	公園工事		42.63	387.3	-0.1400	21.28	電線共同溝工事		60.36	2,408.8	-0.2339	18.91	情報ボックス工事		54.04	1,692.0	-0.2185	18.28	下水道(4)工事		35.05	204.8	-0.1120	20.11	工種区分	対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする				A	b		橋梁保全工事		64.97	1,623.7	-0.2042	30.16	工種区分	対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする				A	b		道路維持工事		60.00	631.2	-0.1622	31.81	河川維持工事		42.12	172.3	-0.0971	28.81
工種区分	対象額 適用区分	700万円以下			700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																					
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																							
			A	b																																																																																																																																								
河川工事		43.43	1,276.7	-0.2145	14.98																																																																																																																																							
河川・道路構造物工事		42.54	458.2	-0.1508	20.13																																																																																																																																							
海岸工事		27.79	113.9	-0.0895	17.82																																																																																																																																							
道路改良工事		33.69	87.0	-0.0602	24.99																																																																																																																																							
鋼橋架設工事		48.24	303.1	-0.1166	27.05																																																																																																																																							
P C 橋工事		30.78	120.9	-0.0868	20.01																																																																																																																																							
舗装工事		40.38	668.7	-0.1781	16.69																																																																																																																																							
砂防・地すべり等工事		45.75	1,370.6	-0.2157	15.69																																																																																																																																							
公園工事		42.63	387.3	-0.1400	21.28																																																																																																																																							
電線共同溝工事		60.36	2,408.8	-0.2339	18.91																																																																																																																																							
情報ボックス工事		54.04	1,692.0	-0.2185	18.28																																																																																																																																							
下水道(4)工事		35.05	204.8	-0.1120	20.11																																																																																																																																							
工種区分	対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																																																							
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																							
			A	b																																																																																																																																								
橋梁保全工事		64.97	1,623.7	-0.2042	30.16																																																																																																																																							
工種区分	対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																							
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																							
			A	b																																																																																																																																								
道路維持工事		60.00	631.2	-0.1622	31.81																																																																																																																																							
河川維持工事		42.12	172.3	-0.0971	28.81																																																																																																																																							

令和2年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年4月23日

ページ	改定前（令和3年4月30日まで適用）	改定後（令和3年5月1日以降適用）																																																																					
<p>I-2-②-43(2) 第I編 総則 [3] 独自基準 第4章 工事費の積算 ② 間接工事費 3 現場管理費 (8) 現場管理費の計算</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>第4表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">対象額 適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">1,000万円以下</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">1,000万円を超え20億円以下</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">下記の率とする</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">共同溝等工事</td> <td style="text-align: center;">(1)</td> <td style="text-align: center;">50.01</td> <td style="text-align: center;">397.4</td> <td style="text-align: center;">-0.1286</td> <td style="text-align: center;">25.30</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)</td> <td style="text-align: center;">38.33</td> <td style="text-align: center;">119.6</td> <td style="text-align: center;">-0.0706</td> <td style="text-align: center;">26.37</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">トンネル工事</td> <td></td> <td style="text-align: center;">44.97</td> <td style="text-align: center;">220.0</td> <td style="text-align: center;">-0.0985</td> <td style="text-align: center;">26.69</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">下水道工事</td> <td style="text-align: center;">(1)</td> <td style="text-align: center;">34.56</td> <td style="text-align: center;">56.6</td> <td style="text-align: center;">-0.0306</td> <td style="text-align: center;">29.39</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)</td> <td style="text-align: center;">37.79</td> <td style="text-align: center;">229.8</td> <td style="text-align: center;">-0.1120</td> <td style="text-align: center;">20.88</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3)</td> <td style="text-align: center;">32.44</td> <td style="text-align: center;">52.7</td> <td style="text-align: center;">-0.0301</td> <td style="text-align: center;">27.66</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">対象額 適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">3億円以下</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">3億円を超え50億円以下</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">下記の率とする</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">コンクリートダム</td> <td style="text-align: center;">30.41</td> <td style="text-align: center;">41.0</td> <td style="text-align: center;">-0.0153</td> <td style="text-align: center;">29.13</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">フィルダム</td> <td style="text-align: center;">33.56</td> <td style="text-align: center;">184.8</td> <td style="text-align: center;">-0.0874</td> <td style="text-align: center;">26.24</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(2) 算定式 $J_o = A \cdot N p^b$ ただし、J_o：現場管理费率（%） $N p$：純工事費（円） A, b：変数値 (注) 1. J_oの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする 2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分の(二)」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。 </p> </div> </div>	対象額 適用区分 工種区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。				A	b		共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37	トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69	下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66	対象額 適用区分 工種区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。				A	b		コンクリートダム	30.41	41.0	-0.0153	29.13	フィルダム	33.56	184.8	-0.0874	26.24
対象額 適用区分 工種区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下			20億円を超えるもの																																																																		
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																				
		A	b																																																																				
共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30																																																																		
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37																																																																		
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69																																																																		
下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39																																																																		
	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88																																																																		
	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66																																																																		
対象額 適用区分 工種区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																			
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																				
		A	b																																																																				
コンクリートダム	30.41	41.0	-0.0153	29.13																																																																			
フィルダム	33.56	184.8	-0.0874	26.24																																																																			

I-2-②-43から移動 →

令和2年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年4月23日

ページ	改定前（令和3年4月30日まで適用）	改定後（令和3年5月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<p>I-10-①-4 第I編 総則 [3] 独自基準 第10章 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算 3 増加費用等の算定 2-2 中止期間中の現場維持等に要する費用</p>	<p>別表-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="5">係数A</th> </tr> <tr> <th>一般交通影響無し</th> <th>一般交通影響有り(1)</th> <th>一般交通影響有り(2)</th> <th>市街地(DID補正)</th> <th>離島</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>1901.4</td><td>2116.7</td><td>2104.1</td><td>2104.1</td><td>1939.0</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>410.4</td><td>453.5</td><td>452.4</td><td>452.4</td><td>413.5</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>521.4</td><td>550.7</td><td>561.8</td><td>561.8</td><td>488.2</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>78.9</td><td>87.2</td><td>87.0</td><td>87.0</td><td>79.4</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>4760.3</td><td>5307.1</td><td>5271.4</td><td>5307.1</td><td>4867.7</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td>1238.0</td><td>1436.8</td><td>1399.1</td><td>1399.1</td><td>1351.0</td></tr> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>3393.5</td><td>3979.5</td><td>3855.9</td><td>4318.8</td><td>3764.5</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>923.0</td><td>1162.5</td><td>1087.6</td><td>1254.4</td><td>1149.1</td></tr> <tr><td>共同溝等工事(1)</td><td>213.2</td><td>247.5</td><td>241.0</td><td>241.0</td><td>232.8</td></tr> <tr><td>共同溝等工事(2)</td><td>314.1</td><td>363.9</td><td>354.7</td><td>354.7</td><td>341.7</td></tr> <tr><td>トンネル工事</td><td>1070.6</td><td>1331.2</td><td>1253.2</td><td>1253.2</td><td>1306.0</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>275.1</td><td>288.4</td><td>295.3</td><td>295.3</td><td>254.5</td></tr> <tr><td>道路維持工事</td><td>303.5</td><td>333.4</td><td>333.6</td><td>363.7</td><td>302.7</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>635.1</td><td>697.2</td><td>697.9</td><td>697.9</td><td>633.0</td></tr> <tr><td>下水道工事(1)</td><td>103.2</td><td>119.9</td><td>116.7</td><td>116.7</td><td>112.6</td></tr> <tr><td>下水道工事(2)</td><td>282.4</td><td>306.7</td><td>308.7</td><td>308.7</td><td>276.7</td></tr> <tr><td>下水道工事(3)</td><td>366.6</td><td>422.5</td><td>412.8</td><td>412.8</td><td>395.6</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>643.6</td><td>715.1</td><td>711.5</td><td>711.5</td><td>654.3</td></tr> <tr><td>コンクリートダム工事</td><td>84.6</td><td>99.0</td><td>96.0</td><td>96.0</td><td>93.6</td></tr> <tr><td>フィルダム工事</td><td>91.3</td><td>105.4</td><td>102.9</td><td>102.9</td><td>98.8</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>266.2</td><td>293.4</td><td>293.1</td><td>320.0</td><td>267.2</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>1338.5</td><td>1523.7</td><td>1498.7</td><td>1498.7</td><td>1413.4</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="5">係数B</th> <th rowspan="2">係数 a</th> <th rowspan="2">係数 b</th> </tr> <tr> <th>一般交通影響無し</th> <th>一般交通影響有り(1)</th> <th>一般交通影響有り(2)</th> <th>市街地(DID補正)</th> <th>離島</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>-0.3284</td><td>-0.3275</td><td>-0.3280</td><td>-0.3280</td><td>-0.3269</td><td>13.3999</td><td>0.1615</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>-0.2019</td><td>-0.2004</td><td>-0.2012</td><td>-0.2012</td><td>-0.1994</td><td>1.0955</td><td>0.3057</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>-0.2306</td><td>-0.2255</td><td>-0.2280</td><td>-0.2280</td><td>-0.2224</td><td>4.2009</td><td>0.2226</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>-0.0714</td><td>-0.0698</td><td>-0.0706</td><td>-0.0706</td><td>-0.0688</td><td>2.4722</td><td>0.2611</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>-0.3805</td><td>-0.3796</td><td>-0.3801</td><td>-0.3796</td><td>-0.3791</td><td>8.9850</td><td>0.2036</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td>-0.2884</td><td>-0.2907</td><td>-0.2895</td><td>-0.2895</td><td>-0.2921</td><td>0.5348</td><td>0.3394</td></tr> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>-0.3455</td><td>-0.3485</td><td>-0.3470</td><td>-0.3483</td><td>-0.3504</td><td>1.6260</td><td>0.2838</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>-0.2725</td><td>-0.2807</td><td>-0.2767</td><td>-0.2801</td><td>-0.2858</td><td>0.7817</td><td>0.3147</td></tr> <tr><td>共同溝等工事(1)</td><td>-0.1455</td><td>-0.1480</td><td>-0.1468</td><td>-0.1468</td><td>-0.1496</td><td>0.4678</td><td>0.3598</td></tr> <tr><td>共同溝等工事(2)</td><td>-0.1833</td><td>-0.1852</td><td>-0.1843</td><td>-0.1843</td><td>-0.1865</td><td>0.0142</td><td>0.5399</td></tr> <tr><td>トンネル工事</td><td>-0.2619</td><td>-0.2685</td><td>-0.2652</td><td>-0.2652</td><td>-0.2726</td><td>0.1118</td><td>0.4194</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>-0.1797</td><td>-0.1738</td><td>-0.1767</td><td>-0.1767</td><td>-0.1700</td><td>0.1422</td><td>0.4132</td></tr> <tr><td>道路維持工事</td><td>-0.1653</td><td>-0.1634</td><td>-0.1643</td><td>-0.1636</td><td>-0.1623</td><td>1.6840</td><td>0.2898</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>-0.2406</td><td>-0.2391</td><td>-0.2399</td><td>-0.2399</td><td>-0.2381</td><td>8.0310</td><td>0.2114</td></tr> <tr><td>下水道工事(1)</td><td>-0.0941</td><td>-0.0966</td><td>-0.0954</td><td>-0.0954</td><td>-0.0981</td><td>0.5192</td><td>0.3472</td></tr> <tr><td>下水道工事(2)</td><td>-0.1811</td><td>-0.1781</td><td>-0.1796</td><td>-0.1796</td><td>-0.1763</td><td>1.1316</td><td>0.3060</td></tr> <tr><td>下水道工事(3)</td><td>-0.1891</td><td>-0.1916</td><td>-0.1904</td><td>-0.1904</td><td>-0.1932</td><td>2.7078</td><td>0.2589</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>-0.2235</td><td>-0.2229</td><td>-0.2232</td><td>-0.2232</td><td>-0.2225</td><td>13.5714</td><td>0.1739</td></tr> <tr><td>コンクリートダム工事</td><td>-0.0617</td><td>-0.0644</td><td>-0.0630</td><td>-0.0630</td><td>-0.0661</td><td>0.2288</td><td>0.3812</td></tr> <tr><td>フィルダム工事</td><td>-0.0673</td><td>-0.0693</td><td>-0.0683</td><td>-0.0683</td><td>-0.0705</td><td>0.1633</td><td>0.3963</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>-0.1540</td><td>-0.1518</td><td>-0.1529</td><td>-0.1520</td><td>-0.1504</td><td>0.0035</td><td>0.6165</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>-0.2880</td><td>-0.2881</td><td>-0.2881</td><td>-0.2881</td><td>-0.2881</td><td>3.6607</td><td>0.2249</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 係数A・Bの区分の施工地域区分は、「第I編第2章②間接工事費3現場管理費」によるものとする。</p>	工種区分	係数A					一般交通影響無し	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	離島	河川工事	1901.4	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	河川・道路構造物工事	410.4	453.5	452.4	452.4	413.5	海岸工事	521.4	550.7	561.8	561.8	488.2	道路改良工事	78.9	87.2	87.0	87.0	79.4	鋼橋架設工事	4760.3	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7	P C 橋工事	1238.0	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	橋梁保全工事	3393.5	3979.5	3855.9	4318.8	3764.5	舗装工事	923.0	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	共同溝等工事(1)	213.2	247.5	241.0	241.0	232.8	共同溝等工事(2)	314.1	363.9	354.7	354.7	341.7	トンネル工事	1070.6	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	砂防・地すべり等工事	275.1	288.4	295.3	295.3	254.5	道路維持工事	303.5	333.4	333.6	363.7	302.7	河川維持工事	635.1	697.2	697.9	697.9	633.0	下水道工事(1)	103.2	119.9	116.7	116.7	112.6	下水道工事(2)	282.4	306.7	308.7	308.7	276.7	下水道工事(3)	366.6	422.5	412.8	412.8	395.6	公園工事	643.6	715.1	711.5	711.5	654.3	コンクリートダム工事	84.6	99.0	96.0	96.0	93.6	フィルダム工事	91.3	105.4	102.9	102.9	98.8	電線共同溝工事	266.2	293.4	293.1	320.0	267.2	情報ボックス工事	1338.5	1523.7	1498.7	1498.7	1413.4	工種区分	係数B					係数 a	係数 b	一般交通影響無し	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	離島	河川工事	-0.3284	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615	河川・道路構造物工事	-0.2019	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057	海岸工事	-0.2306	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	4.2009	0.2226	道路改良工事	-0.0714	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611	鋼橋架設工事	-0.3805	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	8.9850	0.2036	P C 橋工事	-0.2884	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	0.5348	0.3394	橋梁保全工事	-0.3455	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	1.6260	0.2838	舗装工事	-0.2725	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817	0.3147	共同溝等工事(1)	-0.1455	-0.1480	-0.1468	-0.1468	-0.1496	0.4678	0.3598	共同溝等工事(2)	-0.1833	-0.1852	-0.1843	-0.1843	-0.1865	0.0142	0.5399	トンネル工事	-0.2619	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	0.1118	0.4194	砂防・地すべり等工事	-0.1797	-0.1738	-0.1767	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132	道路維持工事	-0.1653	-0.1634	-0.1643	-0.1636	-0.1623	1.6840	0.2898	河川維持工事	-0.2406	-0.2391	-0.2399	-0.2399	-0.2381	8.0310	0.2114	下水道工事(1)	-0.0941	-0.0966	-0.0954	-0.0954	-0.0981	0.5192	0.3472	下水道工事(2)	-0.1811	-0.1781	-0.1796	-0.1796	-0.1763	1.1316	0.3060	下水道工事(3)	-0.1891	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	2.7078	0.2589	公園工事	-0.2235	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739	コンクリートダム工事	-0.0617	-0.0644	-0.0630	-0.0630	-0.0661	0.2288	0.3812	フィルダム工事	-0.0673	-0.0693	-0.0683	-0.0683	-0.0705	0.1633	0.3963	電線共同溝工事	-0.1540	-0.1518	-0.1529	-0.1520	-0.1504	0.0035	0.6165	情報ボックス工事	-0.2880	-0.2881	-0.2881	-0.2881	-0.2881	3.6607	0.2249	<p>別表-1(令和3年4月30日まで適用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="5">係数A</th> </tr> <tr> <th>一般交通影響無し</th> <th>一般交通影響有り(1)</th> <th>一般交通影響有り(2)</th> <th>市街地(DID補正)</th> <th>離島</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>1901.4</td><td>2116.7</td><td>2104.1</td><td>2104.1</td><td>1939.0</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>410.4</td><td>453.5</td><td>452.4</td><td>452.4</td><td>413.5</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>521.4</td><td>550.7</td><td>561.8</td><td>561.8</td><td>488.2</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>78.9</td><td>87.2</td><td>87.0</td><td>87.0</td><td>79.4</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>4760.3</td><td>5307.1</td><td>5271.4</td><td>5307.1</td><td>4867.7</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td>1238.0</td><td>1436.8</td><td>1399.1</td><td>1399.1</td><td>1351.0</td></tr> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>3393.5</td><td>3979.5</td><td>3855.9</td><td>4318.8</td><td>3764.5</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>923.0</td><td>1162.5</td><td>1087.6</td><td>1254.4</td><td>1149.1</td></tr> <tr><td>共同溝等工事(1)</td><td>213.2</td><td>247.5</td><td>241.0</td><td>241.0</td><td>232.8</td></tr> <tr><td>共同溝等工事(2)</td><td>314.1</td><td>363.9</td><td>354.7</td><td>354.7</td><td>341.7</td></tr> <tr><td>トンネル工事</td><td>1070.6</td><td>1331.2</td><td>1253.2</td><td>1253.2</td><td>1306.0</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>275.1</td><td>288.4</td><td>295.3</td><td>295.3</td><td>254.5</td></tr> <tr><td>道路維持工事</td><td>303.5</td><td>333.4</td><td>333.6</td><td>363.7</td><td>302.7</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>635.1</td><td>697.2</td><td>697.9</td><td>697.9</td><td>633.0</td></tr> <tr><td>下水道工事(1)</td><td>103.2</td><td>119.9</td><td>116.7</td><td>116.7</td><td>112.6</td></tr> <tr><td>下水道工事(2)</td><td>282.4</td><td>306.7</td><td>308.7</td><td>308.7</td><td>276.7</td></tr> <tr><td>下水道工事(3)</td><td>366.6</td><td>422.5</td><td>412.8</td><td>412.8</td><td>395.6</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>643.6</td><td>715.1</td><td>711.5</td><td>711.5</td><td>654.3</td></tr> <tr><td>コンクリートダム工事</td><td>84.6</td><td>99.0</td><td>96.0</td><td>96.0</td><td>93.6</td></tr> <tr><td>フィルダム工事</td><td>91.3</td><td>105.4</td><td>102.9</td><td>102.9</td><td>98.8</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>266.2</td><td>293.4</td><td>293.1</td><td>320.0</td><td>267.2</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>1338.5</td><td>1523.7</td><td>1498.7</td><td>1498.7</td><td>1413.4</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="5">係数B</th> <th rowspan="2">係数 a</th> <th rowspan="2">係数 b</th> </tr> <tr> <th>一般交通影響無し</th> <th>一般交通影響有り(1)</th> <th>一般交通影響有り(2)</th> <th>市街地(DID補正)</th> <th>離島</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>-0.3284</td><td>-0.3275</td><td>-0.3280</td><td>-0.3280</td><td>-0.3269</td><td>13.3999</td><td>0.1615</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>-0.2019</td><td>-0.2004</td><td>-0.2012</td><td>-0.2012</td><td>-0.1994</td><td>1.0955</td><td>0.3057</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>-0.2306</td><td>-0.2255</td><td>-0.2280</td><td>-0.2280</td><td>-0.2224</td><td>4.2009</td><td>0.2226</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>-0.0714</td><td>-0.0698</td><td>-0.0706</td><td>-0.0706</td><td>-0.0688</td><td>2.4722</td><td>0.2611</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>-0.3805</td><td>-0.3796</td><td>-0.3801</td><td>-0.3796</td><td>-0.3791</td><td>8.9850</td><td>0.2036</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td>-0.2884</td><td>-0.2907</td><td>-0.2895</td><td>-0.2895</td><td>-0.2921</td><td>0.5348</td><td>0.3394</td></tr> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>-0.3455</td><td>-0.3485</td><td>-0.3470</td><td>-0.3483</td><td>-0.3504</td><td>1.6260</td><td>0.2838</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>-0.2725</td><td>-0.2807</td><td>-0.2767</td><td>-0.2801</td><td>-0.2858</td><td>0.7817</td><td>0.3147</td></tr> <tr><td>共同溝等工事(1)</td><td>-0.1455</td><td>-0.1480</td><td>-0.1468</td><td>-0.1468</td><td>-0.1496</td><td>0.4678</td><td>0.3598</td></tr> <tr><td>共同溝等工事(2)</td><td>-0.1833</td><td>-0.1852</td><td>-0.1843</td><td>-0.1843</td><td>-0.1865</td><td>0.0142</td><td>0.5399</td></tr> <tr><td>トンネル工事</td><td>-0.2619</td><td>-0.2685</td><td>-0.2652</td><td>-0.2652</td><td>-0.2726</td><td>0.1118</td><td>0.4194</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>-0.1797</td><td>-0.1738</td><td>-0.1767</td><td>-0.1767</td><td>-0.1700</td><td>0.1422</td><td>0.4132</td></tr> <tr><td>道路維持工事</td><td>-0.1653</td><td>-0.1634</td><td>-0.1643</td><td>-0.1636</td><td>-0.1623</td><td>1.6840</td><td>0.2898</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>-0.2406</td><td>-0.2391</td><td>-0.2399</td><td>-0.2399</td><td>-0.2381</td><td>8.0310</td><td>0.2114</td></tr> <tr><td>下水道工事(1)</td><td>-0.0941</td><td>-0.0966</td><td>-0.0954</td><td>-0.0954</td><td>-0.0981</td><td>0.5192</td><td>0.3472</td></tr> <tr><td>下水道工事(2)</td><td>-0.1811</td><td>-0.1781</td><td>-0.1796</td><td>-0.1796</td><td>-0.1763</td><td>1.1316</td><td>0.3060</td></tr> <tr><td>下水道工事(3)</td><td>-0.1891</td><td>-0.1916</td><td>-0.1904</td><td>-0.1904</td><td>-0.1932</td><td>2.7078</td><td>0.2589</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>-0.2235</td><td>-0.2229</td><td>-0.2232</td><td>-0.2232</td><td>-0.2225</td><td>13.5714</td><td>0.1739</td></tr> <tr><td>コンクリートダム工事</td><td>-0.0617</td><td>-0.0644</td><td>-0.0630</td><td>-0.0630</td><td>-0.0661</td><td>0.2288</td><td>0.3812</td></tr> <tr><td>フィルダム工事</td><td>-0.0673</td><td>-0.0693</td><td>-0.0683</td><td>-0.0683</td><td>-0.0705</td><td>0.1633</td><td>0.3963</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>-0.1540</td><td>-0.1518</td><td>-0.1529</td><td>-0.1520</td><td>-0.1504</td><td>0.0035</td><td>0.6165</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>-0.2880</td><td>-0.2881</td><td>-0.2881</td><td>-0.2881</td><td>-0.2881</td><td>3.6607</td><td>0.2249</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 係数A・Bの区分の施工地域区分は、「第I編第2章②間接工事費3現場管理費」によるものとする。</p>	工種区分	係数A					一般交通影響無し	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	離島	河川工事	1901.4	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	河川・道路構造物工事	410.4	453.5	452.4	452.4	413.5	海岸工事	521.4	550.7	561.8	561.8	488.2	道路改良工事	78.9	87.2	87.0	87.0	79.4	鋼橋架設工事	4760.3	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7	P C 橋工事	1238.0	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	橋梁保全工事	3393.5	3979.5	3855.9	4318.8	3764.5	舗装工事	923.0	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	共同溝等工事(1)	213.2	247.5	241.0	241.0	232.8	共同溝等工事(2)	314.1	363.9	354.7	354.7	341.7	トンネル工事	1070.6	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	砂防・地すべり等工事	275.1	288.4	295.3	295.3	254.5	道路維持工事	303.5	333.4	333.6	363.7	302.7	河川維持工事	635.1	697.2	697.9	697.9	633.0	下水道工事(1)	103.2	119.9	116.7	116.7	112.6	下水道工事(2)	282.4	306.7	308.7	308.7	276.7	下水道工事(3)	366.6	422.5	412.8	412.8	395.6	公園工事	643.6	715.1	711.5	711.5	654.3	コンクリートダム工事	84.6	99.0	96.0	96.0	93.6	フィルダム工事	91.3	105.4	102.9	102.9	98.8	電線共同溝工事	266.2	293.4	293.1	320.0	267.2	情報ボックス工事	1338.5	1523.7	1498.7	1498.7	1413.4	工種区分	係数B					係数 a	係数 b	一般交通影響無し	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	離島	河川工事	-0.3284	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615	河川・道路構造物工事	-0.2019	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057	海岸工事	-0.2306	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	4.2009	0.2226	道路改良工事	-0.0714	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611	鋼橋架設工事	-0.3805	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	8.9850	0.2036	P C 橋工事	-0.2884	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	0.5348	0.3394	橋梁保全工事	-0.3455	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	1.6260	0.2838	舗装工事	-0.2725	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817	0.3147	共同溝等工事(1)	-0.1455	-0.1480	-0.1468	-0.1468	-0.1496	0.4678	0.3598	共同溝等工事(2)	-0.1833	-0.1852	-0.1843	-0.1843	-0.1865	0.0142	0.5399	トンネル工事	-0.2619	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	0.1118	0.4194	砂防・地すべり等工事	-0.1797	-0.1738	-0.1767	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132	道路維持工事	-0.1653	-0.1634	-0.1643	-0.1636	-0.1623	1.6840	0.2898	河川維持工事	-0.2406	-0.2391	-0.2399	-0.2399	-0.2381	8.0310	0.2114	下水道工事(1)	-0.0941	-0.0966	-0.0954	-0.0954	-0.0981	0.5192	0.3472	下水道工事(2)	-0.1811	-0.1781	-0.1796	-0.1796	-0.1763	1.1316	0.3060	下水道工事(3)	-0.1891	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	2.7078	0.2589	公園工事	-0.2235	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739	コンクリートダム工事	-0.0617	-0.0644	-0.0630	-0.0630	-0.0661	0.2288	0.3812	フィルダム工事	-0.0673	-0.0693	-0.0683	-0.0683	-0.0705	0.1633	0.3963	電線共同溝工事	-0.1540	-0.1518	-0.1529	-0.1520	-0.1504	0.0035	0.6165	情報ボックス工事	-0.2880	-0.2881	-0.2881	-0.2881	-0.2881	3.6607	0.2249
工種区分	係数A																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	一般交通影響無し	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	離島																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
河川工事	1901.4	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
河川・道路構造物工事	410.4	453.5	452.4	452.4	413.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
海岸工事	521.4	550.7	561.8	561.8	488.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
道路改良工事	78.9	87.2	87.0	87.0	79.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
鋼橋架設工事	4760.3	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
P C 橋工事	1238.0	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
橋梁保全工事	3393.5	3979.5	3855.9	4318.8	3764.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
舗装工事	923.0	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
共同溝等工事(1)	213.2	247.5	241.0	241.0	232.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
共同溝等工事(2)	314.1	363.9	354.7	354.7	341.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
トンネル工事	1070.6	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
砂防・地すべり等工事	275.1	288.4	295.3	295.3	254.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
道路維持工事	303.5	333.4	333.6	363.7	302.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
河川維持工事	635.1	697.2	697.9	697.9	633.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
下水道工事(1)	103.2	119.9	116.7	116.7	112.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
下水道工事(2)	282.4	306.7	308.7	308.7	276.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
下水道工事(3)	366.6	422.5	412.8	412.8	395.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
公園工事	643.6	715.1	711.5	711.5	654.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
コンクリートダム工事	84.6	99.0	96.0	96.0	93.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
フィルダム工事	91.3	105.4	102.9	102.9	98.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
電線共同溝工事	266.2	293.4	293.1	320.0	267.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
情報ボックス工事	1338.5	1523.7	1498.7	1498.7	1413.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
工種区分	係数B					係数 a	係数 b																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	一般交通影響無し	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	離島																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
河川工事	-0.3284	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
河川・道路構造物工事	-0.2019	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
海岸工事	-0.2306	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	4.2009	0.2226																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
道路改良工事	-0.0714	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
鋼橋架設工事	-0.3805	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	8.9850	0.2036																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
P C 橋工事	-0.2884	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	0.5348	0.3394																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
橋梁保全工事	-0.3455	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	1.6260	0.2838																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
舗装工事	-0.2725	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817	0.3147																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
共同溝等工事(1)	-0.1455	-0.1480	-0.1468	-0.1468	-0.1496	0.4678	0.3598																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
共同溝等工事(2)	-0.1833	-0.1852	-0.1843	-0.1843	-0.1865	0.0142	0.5399																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
トンネル工事	-0.2619	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	0.1118	0.4194																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
砂防・地すべり等工事	-0.1797	-0.1738	-0.1767	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
道路維持工事	-0.1653	-0.1634	-0.1643	-0.1636	-0.1623	1.6840	0.2898																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
河川維持工事	-0.2406	-0.2391	-0.2399	-0.2399	-0.2381	8.0310	0.2114																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
下水道工事(1)	-0.0941	-0.0966	-0.0954	-0.0954	-0.0981	0.5192	0.3472																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
下水道工事(2)	-0.1811	-0.1781	-0.1796	-0.1796	-0.1763	1.1316	0.3060																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
下水道工事(3)	-0.1891	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	2.7078	0.2589																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
公園工事	-0.2235	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
コンクリートダム工事	-0.0617	-0.0644	-0.0630	-0.0630	-0.0661	0.2288	0.3812																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
フィルダム工事	-0.0673	-0.0693	-0.0683	-0.0683	-0.0705	0.1633	0.3963																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
電線共同溝工事	-0.1540	-0.1518	-0.1529	-0.1520	-0.1504	0.0035	0.6165																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
情報ボックス工事	-0.2880	-0.2881	-0.2881	-0.2881	-0.2881	3.6607	0.2249																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
工種区分	係数A																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	一般交通影響無し	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	離島																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
河川工事	1901.4	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
河川・道路構造物工事	410.4	453.5	452.4	452.4	413.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
海岸工事	521.4	550.7	561.8	561.8	488.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
道路改良工事	78.9	87.2	87.0	87.0	79.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
鋼橋架設工事	4760.3	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
P C 橋工事	1238.0	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
橋梁保全工事	3393.5	3979.5	3855.9	4318.8	3764.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
舗装工事	923.0	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
共同溝等工事(1)	213.2	247.5	241.0	241.0	232.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
共同溝等工事(2)	314.1	363.9	354.7	354.7	341.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
トンネル工事	1070.6	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
砂防・地すべり等工事	275.1	288.4	295.3	295.3	254.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
道路維持工事	303.5	333.4	333.6	363.7	302.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
河川維持工事	635.1	697.2	697.9	697.9	633.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
下水道工事(1)	103.2	119.9	116.7	116.7	112.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
下水道工事(2)	282.4	306.7	308.7	308.7	276.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
下水道工事(3)	366.6	422.5	412.8	412.8	395.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
公園工事	643.6	715.1	711.5	711.5	654.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
コンクリートダム工事	84.6	99.0	96.0	96.0	93.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
フィルダム工事	91.3	105.4	102.9	102.9	98.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
電線共同溝工事	266.2	293.4	293.1	320.0	267.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
情報ボックス工事	1338.5	1523.7	1498.7	1498.7	1413.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
工種区分	係数B					係数 a	係数 b																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	一般交通影響無し	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	離島																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
河川工事	-0.3284	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
河川・道路構造物工事	-0.2019	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
海岸工事	-0.2306	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	4.2009	0.2226																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
道路改良工事	-0.0714	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
鋼橋架設工事	-0.3805	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	8.9850	0.2036																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
P C 橋工事	-0.2884	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	0.5348	0.3394																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
橋梁保全工事	-0.3455	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	1.6260	0.2838																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
舗装工事	-0.2725	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817	0.3147																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
共同溝等工事(1)	-0.1455	-0.1480	-0.1468	-0.1468	-0.1496	0.4678	0.3598																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
共同溝等工事(2)	-0.1833	-0.1852	-0.1843	-0.1843	-0.1865	0.0142	0.5399																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
トンネル工事	-0.2619	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	0.1118	0.4194																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
砂防・地すべり等工事	-0.1797	-0.1738	-0.1767	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
道路維持工事	-0.1653	-0.1634	-0.1643	-0.1636	-0.1623	1.6840	0.2898																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
河川維持工事	-0.2406	-0.2391	-0.2399	-0.2399	-0.2381	8.0310	0.2114																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
下水道工事(1)	-0.0941	-0.0966	-0.0954	-0.0954	-0.0981	0.5192	0.3472																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
下水道工事(2)	-0.1811	-0.1781	-0.1796	-0.1796	-0.1763	1.1316	0.3060																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
下水道工事(3)	-0.1891	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	2.7078	0.2589																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
公園工事	-0.2235	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
コンクリートダム工事	-0.0617	-0.0644	-0.0630	-0.0630	-0.0661	0.2288	0.3812																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
フィルダム工事	-0.0673	-0.0693	-0.0683	-0.0683	-0.0705	0.1633	0.3963																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
電線共同溝工事	-0.1540	-0.1518	-0.1529	-0.1520	-0.1504	0.0035	0.6165																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
情報ボックス工事	-0.2880	-0.2881	-0.2881	-0.2881	-0.2881	3.6607	0.2249																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

令和2年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年4月23日

ページ	改定前（令和3年4月30日まで適用）	改定後（令和3年5月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
<p>I-10-①-4(1) 第I編 総則 [3] 独自基準 第10章 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算 3 増加費用等の算定 2-2 中止期間中の現場維持等に要する費用</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>別表-1(令和3年5月1日以降適用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="5">係数A</th> </tr> <tr> <th>一般交通影響無し</th> <th>一般交通影響有り(1)</th> <th>一般交通影響有り(2)</th> <th>市街地(DID補正)</th> <th>離島</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>1901.4</td><td>2116.7</td><td>2104.1</td><td>2104.1</td><td>1939.0</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>410.4</td><td>453.5</td><td>452.4</td><td>452.4</td><td>413.5</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>521.4</td><td>550.7</td><td>561.8</td><td>561.8</td><td>488.2</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>78.9</td><td>87.2</td><td>87.0</td><td>87.0</td><td>79.4</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>4760.3</td><td>5307.1</td><td>5271.4</td><td>5307.1</td><td>4867.7</td></tr> <tr><td>P C橋工事</td><td>1238.0</td><td>1436.8</td><td>1399.1</td><td>1399.1</td><td>1351.0</td></tr> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>3393.5</td><td>3979.5</td><td>3855.9</td><td>4318.8</td><td>3764.5</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>923.0</td><td>1162.5</td><td>1087.6</td><td>1254.4</td><td>1149.1</td></tr> <tr><td>共同溝等工事(1)</td><td>213.2</td><td>247.5</td><td>241.0</td><td>241.0</td><td>232.8</td></tr> <tr><td>共同溝等工事(2)</td><td>314.1</td><td>363.9</td><td>354.7</td><td>354.7</td><td>341.7</td></tr> <tr><td>トンネル工事</td><td>1070.6</td><td>1331.2</td><td>1253.2</td><td>1253.2</td><td>1306.0</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>275.1</td><td>288.4</td><td>295.3</td><td>295.3</td><td>254.5</td></tr> <tr><td>道路維持工事</td><td>303.5</td><td>333.4</td><td>333.6</td><td>363.7</td><td>302.7</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>635.1</td><td>697.2</td><td>697.9</td><td>697.9</td><td>633.0</td></tr> <tr><td>下水道工事(1)</td><td>103.2</td><td>119.9</td><td>116.7</td><td>116.7</td><td>112.6</td></tr> <tr><td>下水道工事(2)</td><td>282.4</td><td>306.7</td><td>308.7</td><td>308.7</td><td>276.7</td></tr> <tr><td>下水道工事(3)</td><td>366.6</td><td>422.5</td><td>412.8</td><td>412.8</td><td>395.6</td></tr> <tr><td>下水道工事(4)</td><td>186.2</td><td>206.0</td><td>205.4</td><td>205.4</td><td>188.0</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>643.6</td><td>715.1</td><td>711.5</td><td>711.5</td><td>654.3</td></tr> <tr><td>コンクリートダム工事</td><td>115.6</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>フィルダム工事</td><td>91.3</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>266.2</td><td>293.4</td><td>293.1</td><td>320.0</td><td>267.2</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>1338.5</td><td>1523.7</td><td>1498.7</td><td>1498.7</td><td>1413.4</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="5">係数B</th> <th rowspan="2">係数a</th> <th rowspan="2">係数b</th> </tr> <tr> <th>一般交通影響無し</th> <th>一般交通影響有り(1)</th> <th>一般交通影響有り(2)</th> <th>市街地(DID補正)</th> <th>離島</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>-0.3284</td><td>-0.3275</td><td>-0.3280</td><td>-0.3280</td><td>-0.3269</td><td>13.3999</td><td>0.1615</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>-0.2019</td><td>-0.2004</td><td>-0.2012</td><td>-0.2012</td><td>-0.1994</td><td>1.0955</td><td>0.3057</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>-0.2306</td><td>-0.2255</td><td>-0.2280</td><td>-0.2280</td><td>-0.2224</td><td>4.2009</td><td>0.2226</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>-0.0714</td><td>-0.0698</td><td>-0.0706</td><td>-0.0706</td><td>-0.0688</td><td>2.4722</td><td>0.2611</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>-0.3805</td><td>-0.3796</td><td>-0.3801</td><td>-0.3796</td><td>-0.3791</td><td>8.9850</td><td>0.2036</td></tr> <tr><td>P C橋工事</td><td>-0.2884</td><td>-0.2907</td><td>-0.2895</td><td>-0.2895</td><td>-0.2921</td><td>0.5348</td><td>0.3394</td></tr> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>-0.3455</td><td>-0.3485</td><td>-0.3470</td><td>-0.3483</td><td>-0.3504</td><td>1.6260</td><td>0.2838</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>-0.2725</td><td>-0.2807</td><td>-0.2767</td><td>-0.2801</td><td>-0.2858</td><td>0.7817</td><td>0.3147</td></tr> <tr><td>共同溝等工事(1)</td><td>-0.1455</td><td>-0.1480</td><td>-0.1468</td><td>-0.1468</td><td>-0.1496</td><td>0.4678</td><td>0.3598</td></tr> <tr><td>共同溝等工事(2)</td><td>-0.1833</td><td>-0.1852</td><td>-0.1843</td><td>-0.1843</td><td>-0.1865</td><td>0.0142</td><td>0.5399</td></tr> <tr><td>トンネル工事</td><td>-0.2619</td><td>-0.2685</td><td>-0.2652</td><td>-0.2652</td><td>-0.2726</td><td>0.1118</td><td>0.4194</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>-0.1797</td><td>-0.1738</td><td>-0.1767</td><td>-0.1767</td><td>-0.1700</td><td>0.1422</td><td>0.4132</td></tr> <tr><td>道路維持工事</td><td>-0.1653</td><td>-0.1634</td><td>-0.1643</td><td>-0.1636</td><td>-0.1623</td><td>1.6840</td><td>0.2898</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>-0.2406</td><td>-0.2391</td><td>-0.2399</td><td>-0.2399</td><td>-0.2381</td><td>8.0310</td><td>0.2114</td></tr> <tr><td>下水道工事(1)</td><td>-0.0941</td><td>-0.0966</td><td>-0.0954</td><td>-0.0954</td><td>-0.0981</td><td>0.5192</td><td>0.3472</td></tr> <tr><td>下水道工事(2)</td><td>-0.1811</td><td>-0.1781</td><td>-0.1796</td><td>-0.1796</td><td>-0.1763</td><td>1.1316</td><td>0.3060</td></tr> <tr><td>下水道工事(3)</td><td>-0.1891</td><td>-0.1916</td><td>-0.1904</td><td>-0.1904</td><td>-0.1932</td><td>2.7078</td><td>0.2589</td></tr> <tr><td>下水道工事(4)</td><td>-0.1419</td><td>-0.1408</td><td>-0.1414</td><td>-0.1414</td><td>-0.1401</td><td>0.6805</td><td>0.3202</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>-0.2235</td><td>-0.2229</td><td>-0.2232</td><td>-0.2232</td><td>-0.2225</td><td>13.5714</td><td>0.1739</td></tr> <tr><td>コンクリートダム工事</td><td>-0.0824</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>0.3392</td><td>0.3621</td></tr> <tr><td>フィルダム工事</td><td>-0.0673</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>0.1633</td><td>0.3963</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>-0.1540</td><td>-0.1518</td><td>-0.1529</td><td>-0.1520</td><td>-0.1504</td><td>0.0035</td><td>0.6165</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>-0.2880</td><td>-0.2881</td><td>-0.2881</td><td>-0.2881</td><td>-0.2881</td><td>3.6607</td><td>0.2249</td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;">(注) 係数A・Bの区分の施工地域区分は、「第I編第2章②間接工事費3現場管理費」によるものとする。</p> </div>	工種区分	係数A					一般交通影響無し	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	離島	河川工事	1901.4	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	河川・道路構造物工事	410.4	453.5	452.4	452.4	413.5	海岸工事	521.4	550.7	561.8	561.8	488.2	道路改良工事	78.9	87.2	87.0	87.0	79.4	鋼橋架設工事	4760.3	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7	P C橋工事	1238.0	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	橋梁保全工事	3393.5	3979.5	3855.9	4318.8	3764.5	舗装工事	923.0	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	共同溝等工事(1)	213.2	247.5	241.0	241.0	232.8	共同溝等工事(2)	314.1	363.9	354.7	354.7	341.7	トンネル工事	1070.6	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	砂防・地すべり等工事	275.1	288.4	295.3	295.3	254.5	道路維持工事	303.5	333.4	333.6	363.7	302.7	河川維持工事	635.1	697.2	697.9	697.9	633.0	下水道工事(1)	103.2	119.9	116.7	116.7	112.6	下水道工事(2)	282.4	306.7	308.7	308.7	276.7	下水道工事(3)	366.6	422.5	412.8	412.8	395.6	下水道工事(4)	186.2	206.0	205.4	205.4	188.0	公園工事	643.6	715.1	711.5	711.5	654.3	コンクリートダム工事	115.6	-	-	-	-	フィルダム工事	91.3	-	-	-	-	電線共同溝工事	266.2	293.4	293.1	320.0	267.2	情報ボックス工事	1338.5	1523.7	1498.7	1498.7	1413.4	工種区分	係数B					係数a	係数b	一般交通影響無し	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	離島	河川工事	-0.3284	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615	河川・道路構造物工事	-0.2019	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057	海岸工事	-0.2306	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	4.2009	0.2226	道路改良工事	-0.0714	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611	鋼橋架設工事	-0.3805	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	8.9850	0.2036	P C橋工事	-0.2884	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	0.5348	0.3394	橋梁保全工事	-0.3455	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	1.6260	0.2838	舗装工事	-0.2725	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817	0.3147	共同溝等工事(1)	-0.1455	-0.1480	-0.1468	-0.1468	-0.1496	0.4678	0.3598	共同溝等工事(2)	-0.1833	-0.1852	-0.1843	-0.1843	-0.1865	0.0142	0.5399	トンネル工事	-0.2619	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	0.1118	0.4194	砂防・地すべり等工事	-0.1797	-0.1738	-0.1767	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132	道路維持工事	-0.1653	-0.1634	-0.1643	-0.1636	-0.1623	1.6840	0.2898	河川維持工事	-0.2406	-0.2391	-0.2399	-0.2399	-0.2381	8.0310	0.2114	下水道工事(1)	-0.0941	-0.0966	-0.0954	-0.0954	-0.0981	0.5192	0.3472	下水道工事(2)	-0.1811	-0.1781	-0.1796	-0.1796	-0.1763	1.1316	0.3060	下水道工事(3)	-0.1891	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	2.7078	0.2589	下水道工事(4)	-0.1419	-0.1408	-0.1414	-0.1414	-0.1401	0.6805	0.3202	公園工事	-0.2235	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739	コンクリートダム工事	-0.0824	-	-	-	-	0.3392	0.3621	フィルダム工事	-0.0673	-	-	-	-	0.1633	0.3963	電線共同溝工事	-0.1540	-0.1518	-0.1529	-0.1520	-0.1504	0.0035	0.6165	情報ボックス工事	-0.2880	-0.2881	-0.2881	-0.2881	-0.2881	3.6607	0.2249
工種区分	係数A																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	一般交通影響無し	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	離島																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
河川工事	1901.4	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
河川・道路構造物工事	410.4	453.5	452.4	452.4	413.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
海岸工事	521.4	550.7	561.8	561.8	488.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
道路改良工事	78.9	87.2	87.0	87.0	79.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
鋼橋架設工事	4760.3	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
P C橋工事	1238.0	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
橋梁保全工事	3393.5	3979.5	3855.9	4318.8	3764.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
舗装工事	923.0	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
共同溝等工事(1)	213.2	247.5	241.0	241.0	232.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
共同溝等工事(2)	314.1	363.9	354.7	354.7	341.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
トンネル工事	1070.6	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
砂防・地すべり等工事	275.1	288.4	295.3	295.3	254.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
道路維持工事	303.5	333.4	333.6	363.7	302.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
河川維持工事	635.1	697.2	697.9	697.9	633.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
下水道工事(1)	103.2	119.9	116.7	116.7	112.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
下水道工事(2)	282.4	306.7	308.7	308.7	276.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
下水道工事(3)	366.6	422.5	412.8	412.8	395.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
下水道工事(4)	186.2	206.0	205.4	205.4	188.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
公園工事	643.6	715.1	711.5	711.5	654.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
コンクリートダム工事	115.6	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
フィルダム工事	91.3	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
電線共同溝工事	266.2	293.4	293.1	320.0	267.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
情報ボックス工事	1338.5	1523.7	1498.7	1498.7	1413.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
工種区分	係数B					係数a	係数b																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	一般交通影響無し	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	離島																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
河川工事	-0.3284	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
河川・道路構造物工事	-0.2019	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
海岸工事	-0.2306	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	4.2009	0.2226																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
道路改良工事	-0.0714	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
鋼橋架設工事	-0.3805	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	8.9850	0.2036																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
P C橋工事	-0.2884	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	0.5348	0.3394																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
橋梁保全工事	-0.3455	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	1.6260	0.2838																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
舗装工事	-0.2725	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817	0.3147																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
共同溝等工事(1)	-0.1455	-0.1480	-0.1468	-0.1468	-0.1496	0.4678	0.3598																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
共同溝等工事(2)	-0.1833	-0.1852	-0.1843	-0.1843	-0.1865	0.0142	0.5399																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
トンネル工事	-0.2619	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	0.1118	0.4194																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
砂防・地すべり等工事	-0.1797	-0.1738	-0.1767	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
道路維持工事	-0.1653	-0.1634	-0.1643	-0.1636	-0.1623	1.6840	0.2898																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
河川維持工事	-0.2406	-0.2391	-0.2399	-0.2399	-0.2381	8.0310	0.2114																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
下水道工事(1)	-0.0941	-0.0966	-0.0954	-0.0954	-0.0981	0.5192	0.3472																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
下水道工事(2)	-0.1811	-0.1781	-0.1796	-0.1796	-0.1763	1.1316	0.3060																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
下水道工事(3)	-0.1891	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	2.7078	0.2589																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
下水道工事(4)	-0.1419	-0.1408	-0.1414	-0.1414	-0.1401	0.6805	0.3202																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
公園工事	-0.2235	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
コンクリートダム工事	-0.0824	-	-	-	-	0.3392	0.3621																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
フィルダム工事	-0.0673	-	-	-	-	0.1633	0.3963																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
電線共同溝工事	-0.1540	-0.1518	-0.1529	-0.1520	-0.1504	0.0035	0.6165																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
情報ボックス工事	-0.2880	-0.2881	-0.2881	-0.2881	-0.2881	3.6607	0.2249																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

令和2年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年4月23日

ページ	改定前（令和3年4月30日まで適用）	改定後（令和3年5月1日以降適用）																																																																
<p>13-4 第13編 農業農村整備 第1章 総則 ② 工事費の積算 2. 間接工事費の積算 別表1 工種区分</p>	<p>別表1 工種区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工種区分</th> <th style="width: 85%;">工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ 場 整 備 工 事</td> <td>農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事</td> </tr> <tr> <td>農 用 地 造 成 工 事</td> <td>農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事</td> </tr> <tr> <td>舗 装 工 事</td> <td>舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道 路 改 良 工 事</td> <td>道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>水 路 ト ン ネ ル 工 事</td> <td>新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。</td> </tr> <tr> <td>水 路 工 事</td> <td>用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事{サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む。}でこれと同時に施工される附帯構造物工事</td> </tr> <tr> <td>排 水 路 工 事</td> <td>排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事</td> </tr> <tr> <td>河 川 工 事</td> <td>河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。</td> </tr> <tr> <td>管 水 路 工 事</td> <td>既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事並びに推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。</td> </tr> <tr> <td>畑 かん 施 設 工 事</td> <td>樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事</td> </tr> <tr> <td>干 拓 工 事</td> <td>ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)</td> </tr> <tr> <td>海 岸 工 事</td> <td>海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>コ ン ク リ ー ト 補 修 工 事</td> <td>コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 土 木 工 事 (1)</td> <td>コンクリート構造物を主体とする工事であつて、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 土 木 工 事 (2)</td> <td>他のいづれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事前ボーリング・グラウト、ため池、法面工</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工 種 内 容	ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事	農 用 地 造 成 工 事	農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事	舗 装 工 事	舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事	道 路 改 良 工 事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事	水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。	水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事{サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む。}でこれと同時に施工される附帯構造物工事	排 水 路 工 事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事	河 川 工 事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。	管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事並びに推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。	畑 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事	干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)	海 岸 工 事	海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事	コ ン ク リ ー ト 補 修 工 事	コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。	そ の 他 土 木 工 事 (1)	コンクリート構造物を主体とする工事であつて、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	そ の 他 土 木 工 事 (2)	他のいづれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事前ボーリング・グラウト、ため池、法面工	<p>別表1 工種区分 (令和3年4月30日まで適用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工種区分</th> <th style="width: 85%;">工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ 場 整 備 工 事</td> <td>農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事</td> </tr> <tr> <td>農 用 地 造 成 工 事</td> <td>農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事</td> </tr> <tr> <td>舗 装 工 事</td> <td>舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道 路 改 良 工 事</td> <td>道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>水 路 ト ン ネ ル 工 事</td> <td>新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。</td> </tr> <tr> <td>水 路 工 事</td> <td>用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事{サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む。}でこれと同時に施工される附帯構造物工事</td> </tr> <tr> <td>排 水 路 工 事</td> <td>排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事</td> </tr> <tr> <td>河 川 工 事</td> <td>河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。</td> </tr> <tr> <td>管 水 路 工 事</td> <td>既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事並びに推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。</td> </tr> <tr> <td>畑 かん 施 設 工 事</td> <td>樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事</td> </tr> <tr> <td>干 拓 工 事</td> <td>ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)</td> </tr> <tr> <td>海 岸 工 事</td> <td>海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>コ ン ク リ ー ト 補 修 工 事</td> <td>コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 土 木 工 事 (1)</td> <td>コンクリート構造物を主体とする工事であつて、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 土 木 工 事 (2)</td> <td>他のいづれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事前ボーリング・グラウト、ため池、法面工</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工 種 内 容	ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事	農 用 地 造 成 工 事	農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事	舗 装 工 事	舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事	道 路 改 良 工 事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事	水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。	水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事{サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む。}でこれと同時に施工される附帯構造物工事	排 水 路 工 事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事	河 川 工 事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。	管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事並びに推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。	畑 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事	干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)	海 岸 工 事	海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事	コ ン ク リ ー ト 補 修 工 事	コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。	そ の 他 土 木 工 事 (1)	コンクリート構造物を主体とする工事であつて、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	そ の 他 土 木 工 事 (2)	他のいづれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事前ボーリング・グラウト、ため池、法面工
工種区分	工 種 内 容																																																																	
ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事																																																																	
農 用 地 造 成 工 事	農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事																																																																	
舗 装 工 事	舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事																																																																	
道 路 改 良 工 事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事																																																																	
水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。																																																																	
水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事{サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む。}でこれと同時に施工される附帯構造物工事																																																																	
排 水 路 工 事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事																																																																	
河 川 工 事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。																																																																	
管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事並びに推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。																																																																	
畑 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事																																																																	
干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)																																																																	
海 岸 工 事	海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事																																																																	
コ ン ク リ ー ト 補 修 工 事	コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。																																																																	
そ の 他 土 木 工 事 (1)	コンクリート構造物を主体とする工事であつて、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																																																																	
そ の 他 土 木 工 事 (2)	他のいづれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事前ボーリング・グラウト、ため池、法面工																																																																	
工種区分	工 種 内 容																																																																	
ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事																																																																	
農 用 地 造 成 工 事	農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事																																																																	
舗 装 工 事	舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事																																																																	
道 路 改 良 工 事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事																																																																	
水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。																																																																	
水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事{サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む。}でこれと同時に施工される附帯構造物工事																																																																	
排 水 路 工 事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事																																																																	
河 川 工 事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。																																																																	
管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事並びに推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。																																																																	
畑 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事																																																																	
干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)																																																																	
海 岸 工 事	海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事																																																																	
コ ン ク リ ー ト 補 修 工 事	コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。																																																																	
そ の 他 土 木 工 事 (1)	コンクリート構造物を主体とする工事であつて、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																																																																	
そ の 他 土 木 工 事 (2)	他のいづれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事前ボーリング・グラウト、ため池、法面工																																																																	

令和2年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年4月23日

ページ	改定前（令和3年4月30日まで適用）	改定後（令和3年5月1日以降適用）																																
<p>13-5(1) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 ② 工事費の積算 2. 間接工事費の積算 別表1 工種区分</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<p>別表1 工種区分（令和3年5月1日以降適用）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">工種区分</th> <th style="width: 80%;">工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ 場 整 備 工 事</td> <td>農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事</td> </tr> <tr> <td>農 用 地 造 成 工 事</td> <td>農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事</td> </tr> <tr> <td>舗 装 工 事</td> <td>舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道 路 改 良 工 事</td> <td>道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>水 路 ト ン ネ ル 工 事</td> <td>新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。</td> </tr> <tr> <td>水 路 工 事</td> <td>用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事{サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む。}でこれと同時に施工される附帯構造物工事</td> </tr> <tr> <td>排 水 路 工 事</td> <td>排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事</td> </tr> <tr> <td>河 川 工 事</td> <td>河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。</td> </tr> <tr> <td>管 水 路 工 事</td> <td>既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。</td> </tr> <tr> <td>管 更 正 工 事</td> <td>管水路に関する工事にあつて、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事</td> </tr> <tr> <td>畑 かん 施 設 工 事</td> <td>樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事</td> </tr> <tr> <td>干 拓 工 事</td> <td>ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)</td> </tr> <tr> <td>海 岸 工 事</td> <td>海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>コンクリート補修工事</td> <td>コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。</td> </tr> <tr> <td>その他土木工事(1)</td> <td>コンクリート構造物を主体とする工事であつて、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工 種 内 容	ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事	農 用 地 造 成 工 事	農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事	舗 装 工 事	舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事	道 路 改 良 工 事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事	水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。	水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事{サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む。}でこれと同時に施工される附帯構造物工事	排 水 路 工 事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事	河 川 工 事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。	管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、 管更正工事 、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。	管 更 正 工 事	管水路に関する工事にあつて、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事	畑 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事	干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)	海 岸 工 事	海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事	コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。	その他土木工事(1)	コンクリート構造物を主体とする工事であつて、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。
工種区分	工 種 内 容																																	
ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事																																	
農 用 地 造 成 工 事	農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事																																	
舗 装 工 事	舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事																																	
道 路 改 良 工 事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事																																	
水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。																																	
水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事{サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む。}でこれと同時に施工される附帯構造物工事																																	
排 水 路 工 事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事																																	
河 川 工 事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。																																	
管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、 管更正工事 、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。																																	
管 更 正 工 事	管水路に関する工事にあつて、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事																																	
畑 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事																																	
干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)																																	
海 岸 工 事	海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事																																	
コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。																																	
その他土木工事(1)	コンクリート構造物を主体とする工事であつて、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																																	

令和2年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年4月23日

ページ	改定前（令和3年4月30日まで適用）	改定後（令和3年5月1日以降適用）																				
<p>13-5(2) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 ② 工事費の積算 2. 間接工事費の積算 別表1 工種区分</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">工種区分</th> <th style="width: 80%;">工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他土木工事(2)</td> <td>他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事中ポーリング・グラウト、ため池、法面工</td> </tr> <tr> <td>フィルダム工事</td> <td>フィルタイプで本体を主体とする工事</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム工事</td> <td>コンクリートダム本体を主体とする工事(砂防ダムは対象としない。)</td> </tr> <tr> <td>河川・道路構造物工事</td> <td>1.コンクリート橋上部・PC 橋上部(プレキャストセグメントを除く工場既製桁の場合)工事、橋梁の床版工のみの工事 2.床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td>P C 橋 工 事</td> <td>1.工事現場における PC 桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2.プレキャストセグメント構造の PC 橋工事</td> </tr> <tr> <td>鋼 橋 架 設 工 事</td> <td>鋼橋等の運搬架設に関する工事にあって、次に掲げる工事 1.鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門樋門、樋管、排水機場等)、床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造を除く)、橋梁下部工 (鋼製) 2.簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3.鋼橋撤去工 (鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td>公 園 工 事</td> <td>公園及び緑地の造成整備に関する工事にあって、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>ト ン ネ ル 工 事</td> <td>トンネルに関する工事にあって、次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く</td> </tr> <tr> <td>橋 梁 保 全 工 事</td> <td>橋梁(上部工、下部工)に関する全ての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物の修繕工事(塗装、舗装打ち換え等は除く)</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工 種 内 容	その他土木工事(2)	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事中ポーリング・グラウト、ため池、法面工	フィルダム工事	フィルタイプで本体を主体とする工事	コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事(砂防ダムは対象としない。)	河川・道路構造物工事	1.コンクリート橋上部・PC 橋上部(プレキャストセグメントを除く工場既製桁の場合)工事、橋梁の床版工のみの工事 2.床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	P C 橋 工 事	1.工事現場における PC 桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2.プレキャストセグメント構造の PC 橋工事	鋼 橋 架 設 工 事	鋼橋等の運搬架設に関する工事にあって、次に掲げる工事 1.鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門樋門、樋管、排水機場等)、床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造を除く)、橋梁下部工 (鋼製) 2.簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3.鋼橋撤去工 (鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	公 園 工 事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあって、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事	ト ン ネ ル 工 事	トンネルに関する工事にあって、次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く	橋 梁 保 全 工 事	橋梁(上部工、下部工)に関する全ての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物の修繕工事(塗装、舗装打ち換え等は除く)
工種区分	工 種 内 容																					
その他土木工事(2)	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事中ポーリング・グラウト、ため池、法面工																					
フィルダム工事	フィルタイプで本体を主体とする工事																					
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事(砂防ダムは対象としない。)																					
河川・道路構造物工事	1.コンクリート橋上部・PC 橋上部(プレキャストセグメントを除く工場既製桁の場合)工事、橋梁の床版工のみの工事 2.床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																					
P C 橋 工 事	1.工事現場における PC 桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2.プレキャストセグメント構造の PC 橋工事																					
鋼 橋 架 設 工 事	鋼橋等の運搬架設に関する工事にあって、次に掲げる工事 1.鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門樋門、樋管、排水機場等)、床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造を除く)、橋梁下部工 (鋼製) 2.簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3.鋼橋撤去工 (鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																					
公 園 工 事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあって、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事																					
ト ン ネ ル 工 事	トンネルに関する工事にあって、次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く																					
橋 梁 保 全 工 事	橋梁(上部工、下部工)に関する全ての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物の修繕工事(塗装、舗装打ち換え等は除く)																					

令和2年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年4月23日

ページ	改定前（令和3年4月30日まで適用）	改定後（令和3年5月1日以降適用）																																																																																																																														
<p>13-8 第13編 農業農村整備 第1章 総則 ② 工事費の積算 2. 間接工事費の積算 別表3 共通仮設費率</p>	<p>別表3 共通仮設費率</p> <p>1- (1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分</th> <th colspan="2">300万円以下</th> <th colspan="2">300万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ほ場整備工事</td><td>13.28%</td><td>117.0</td><td>-0.1459</td><td>5.69%</td></tr> <tr><td>農用地造成工事</td><td>15.63%</td><td>142.9</td><td>-0.1484</td><td>6.60%</td></tr> <tr><td>水路トンネル工事</td><td>22.74%</td><td>518.8</td><td>-0.2097</td><td>6.73%</td></tr> <tr><td>水路工事</td><td>12.45%</td><td>91.3</td><td>-0.1336</td><td>5.73%</td></tr> <tr><td>排水路工事</td><td>13.22%</td><td>104.0</td><td>-0.1383</td><td>5.92%</td></tr> <tr><td>管水路工事</td><td>13.78%</td><td>151.6</td><td>-0.1608</td><td>5.41%</td></tr> <tr><td>畑かん施設工事</td><td>13.17%</td><td>62.5</td><td>-0.1044</td><td>7.18%</td></tr> <tr><td>コンクリート補修工事</td><td>12.01%</td><td>119.4</td><td>-0.1540</td><td>4.91%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(1)</td><td>18.70%</td><td>349.9</td><td>-0.1964</td><td>5.98%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(2)</td><td>15.77%</td><td>124.8</td><td>-0.1387</td><td>7.05%</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	対象金額 適用区分	300万円以下		300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	ほ場整備工事	13.28%	117.0	-0.1459	5.69%	農用地造成工事	15.63%	142.9	-0.1484	6.60%	水路トンネル工事	22.74%	518.8	-0.2097	6.73%	水路工事	12.45%	91.3	-0.1336	5.73%	排水路工事	13.22%	104.0	-0.1383	5.92%	管水路工事	13.78%	151.6	-0.1608	5.41%	畑かん施設工事	13.17%	62.5	-0.1044	7.18%	コンクリート補修工事	12.01%	119.4	-0.1540	4.91%	その他土木工事(1)	18.70%	349.9	-0.1964	5.98%	その他土木工事(2)	15.77%	124.8	-0.1387	7.05%	<p>別表3 共通仮設費率（令和3年4月30日まで適用）</p> <p>1- (1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分</th> <th colspan="2">300万円以下</th> <th colspan="2">300万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ほ場整備工事</td><td>13.28%</td><td>117.0</td><td>-0.1459</td><td>5.69%</td></tr> <tr><td>農用地造成工事</td><td>15.63%</td><td>142.9</td><td>-0.1484</td><td>6.60%</td></tr> <tr><td>水路トンネル工事</td><td>22.74%</td><td>518.8</td><td>-0.2097</td><td>6.73%</td></tr> <tr><td>水路工事</td><td>12.45%</td><td>91.3</td><td>-0.1336</td><td>5.73%</td></tr> <tr><td>排水路工事</td><td>13.22%</td><td>104.0</td><td>-0.1383</td><td>5.92%</td></tr> <tr><td>管水路工事</td><td>13.78%</td><td>151.6</td><td>-0.1608</td><td>5.41%</td></tr> <tr><td>畑かん施設工事</td><td>13.17%</td><td>62.5</td><td>-0.1044</td><td>7.18%</td></tr> <tr><td>コンクリート補修工事</td><td>12.01%</td><td>119.4</td><td>-0.1540</td><td>4.91%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(1)</td><td>18.70%</td><td>349.9</td><td>-0.1964</td><td>5.98%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(2)</td><td>15.77%</td><td>124.8</td><td>-0.1387</td><td>7.05%</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	対象金額 適用区分	300万円以下		300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	ほ場整備工事	13.28%	117.0	-0.1459	5.69%	農用地造成工事	15.63%	142.9	-0.1484	6.60%	水路トンネル工事	22.74%	518.8	-0.2097	6.73%	水路工事	12.45%	91.3	-0.1336	5.73%	排水路工事	13.22%	104.0	-0.1383	5.92%	管水路工事	13.78%	151.6	-0.1608	5.41%	畑かん施設工事	13.17%	62.5	-0.1044	7.18%	コンクリート補修工事	12.01%	119.4	-0.1540	4.91%	その他土木工事(1)	18.70%	349.9	-0.1964	5.98%	その他土木工事(2)	15.77%	124.8	-0.1387	7.05%
	工種区分			対象金額 適用区分	300万円以下		300万円を超え10億円以下			10億円を超えるもの																																																																																																																						
					下記の率とする	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。			下記の率とする。																																																																																																																							
		a	b																																																																																																																													
	ほ場整備工事	13.28%	117.0	-0.1459	5.69%																																																																																																																											
農用地造成工事	15.63%	142.9	-0.1484	6.60%																																																																																																																												
水路トンネル工事	22.74%	518.8	-0.2097	6.73%																																																																																																																												
水路工事	12.45%	91.3	-0.1336	5.73%																																																																																																																												
排水路工事	13.22%	104.0	-0.1383	5.92%																																																																																																																												
管水路工事	13.78%	151.6	-0.1608	5.41%																																																																																																																												
畑かん施設工事	13.17%	62.5	-0.1044	7.18%																																																																																																																												
コンクリート補修工事	12.01%	119.4	-0.1540	4.91%																																																																																																																												
その他土木工事(1)	18.70%	349.9	-0.1964	5.98%																																																																																																																												
その他土木工事(2)	15.77%	124.8	-0.1387	7.05%																																																																																																																												
工種区分	対象金額 適用区分	300万円以下		300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																										
		下記の率とする	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																											
			a	b																																																																																																																												
ほ場整備工事	13.28%	117.0	-0.1459	5.69%																																																																																																																												
農用地造成工事	15.63%	142.9	-0.1484	6.60%																																																																																																																												
水路トンネル工事	22.74%	518.8	-0.2097	6.73%																																																																																																																												
水路工事	12.45%	91.3	-0.1336	5.73%																																																																																																																												
排水路工事	13.22%	104.0	-0.1383	5.92%																																																																																																																												
管水路工事	13.78%	151.6	-0.1608	5.41%																																																																																																																												
畑かん施設工事	13.17%	62.5	-0.1044	7.18%																																																																																																																												
コンクリート補修工事	12.01%	119.4	-0.1540	4.91%																																																																																																																												
その他土木工事(1)	18.70%	349.9	-0.1964	5.98%																																																																																																																												
その他土木工事(2)	15.77%	124.8	-0.1387	7.05%																																																																																																																												
	<p>1- (2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分</th> <th colspan="2">600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>12.53%</td><td>238.6</td><td>-0.1888</td><td>4.77%</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>13.08%</td><td>407.9</td><td>-0.2204</td><td>4.24%</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>12.78%</td><td>57.0</td><td>-0.0958</td><td>7.83%</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>17.09%</td><td>435.1</td><td>-0.2074</td><td>5.92%</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>20.77%</td><td>1,228.3</td><td>-0.2614</td><td>5.45%</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>38.36%</td><td>10,668.4</td><td>-0.3606</td><td>6.06%</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td>27.04%</td><td>1,636.8</td><td>-0.2629</td><td>7.05%</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>10.80%</td><td>48.0</td><td>-0.0956</td><td>6.62%</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	対象金額 適用区分	600万円以下		600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	河川工事	12.53%	238.6	-0.1888	4.77%	海岸工事	13.08%	407.9	-0.2204	4.24%	道路改良工事	12.78%	57.0	-0.0958	7.83%	舗装工事	17.09%	435.1	-0.2074	5.92%	河川・道路構造物工事	20.77%	1,228.3	-0.2614	5.45%	鋼橋架設工事	38.36%	10,668.4	-0.3606	6.06%	PC橋工事	27.04%	1,636.8	-0.2629	7.05%	公園工事	10.80%	48.0	-0.0956	6.62%	<p>1- (2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分</th> <th colspan="2">600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>12.53%</td><td>238.6</td><td>-0.1888</td><td>4.77%</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>13.08%</td><td>407.9</td><td>-0.2204</td><td>4.24%</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>12.78%</td><td>57.0</td><td>-0.0958</td><td>7.83%</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>17.09%</td><td>435.1</td><td>-0.2074</td><td>5.92%</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>20.77%</td><td>1,228.3</td><td>-0.2614</td><td>5.45%</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>38.36%</td><td>10,668.4</td><td>-0.3606</td><td>6.06%</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td>27.04%</td><td>1,636.8</td><td>-0.2629</td><td>7.05%</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>10.80%</td><td>48.0</td><td>-0.0956</td><td>6.62%</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	対象金額 適用区分	600万円以下		600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	河川工事	12.53%	238.6	-0.1888	4.77%	海岸工事	13.08%	407.9	-0.2204	4.24%	道路改良工事	12.78%	57.0	-0.0958	7.83%	舗装工事	17.09%	435.1	-0.2074	5.92%	河川・道路構造物工事	20.77%	1,228.3	-0.2614	5.45%	鋼橋架設工事	38.36%	10,668.4	-0.3606	6.06%	PC橋工事	27.04%	1,636.8	-0.2629	7.05%	公園工事	10.80%	48.0	-0.0956	6.62%																				
工種区分	対象金額 適用区分			600万円以下		600万円を超え10億円以下				10億円を超えるもの																																																																																																																						
				下記の率とする	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																									
		a	b																																																																																																																													
河川工事	12.53%	238.6	-0.1888	4.77%																																																																																																																												
海岸工事	13.08%	407.9	-0.2204	4.24%																																																																																																																												
道路改良工事	12.78%	57.0	-0.0958	7.83%																																																																																																																												
舗装工事	17.09%	435.1	-0.2074	5.92%																																																																																																																												
河川・道路構造物工事	20.77%	1,228.3	-0.2614	5.45%																																																																																																																												
鋼橋架設工事	38.36%	10,668.4	-0.3606	6.06%																																																																																																																												
PC橋工事	27.04%	1,636.8	-0.2629	7.05%																																																																																																																												
公園工事	10.80%	48.0	-0.0956	6.62%																																																																																																																												
工種区分	対象金額 適用区分	600万円以下		600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																										
		下記の率とする	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																											
			a	b																																																																																																																												
河川工事	12.53%	238.6	-0.1888	4.77%																																																																																																																												
海岸工事	13.08%	407.9	-0.2204	4.24%																																																																																																																												
道路改良工事	12.78%	57.0	-0.0958	7.83%																																																																																																																												
舗装工事	17.09%	435.1	-0.2074	5.92%																																																																																																																												
河川・道路構造物工事	20.77%	1,228.3	-0.2614	5.45%																																																																																																																												
鋼橋架設工事	38.36%	10,668.4	-0.3606	6.06%																																																																																																																												
PC橋工事	27.04%	1,636.8	-0.2629	7.05%																																																																																																																												
公園工事	10.80%	48.0	-0.0956	6.62%																																																																																																																												
	<p>1- (3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分</th> <th colspan="2">600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下</th> <th rowspan="3">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>干拓工事</td><td>13.28%</td><td>552.0</td><td>-0.2388</td><td>3.32%</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	対象金額 適用区分	600万円以下		600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	干拓工事	13.28%	552.0	-0.2388	3.32%	<p>1- (3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分</th> <th colspan="2">600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下</th> <th rowspan="3">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>干拓工事</td><td>13.28%</td><td>552.0</td><td>-0.2388</td><td>3.32%</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	対象金額 適用区分	600万円以下		600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	干拓工事	13.28%	552.0	-0.2388	3.32%																																																																																										
工種区分	対象金額 適用区分			600万円以下		600万円を超え20億円以下				20億円を超えるもの																																																																																																																						
				下記の率とする	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																									
		a	b																																																																																																																													
干拓工事	13.28%	552.0	-0.2388	3.32%																																																																																																																												
工種区分	対象金額 適用区分	600万円以下		600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																										
		下記の率とする	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																											
			a	b																																																																																																																												
干拓工事	13.28%	552.0	-0.2388	3.32%																																																																																																																												
	<p>1- (4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分</th> <th colspan="2">1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th rowspan="3">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>トンネル工事</td><td>28.71%</td><td>4,164.9</td><td>-0.3088</td><td>5.59%</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	対象金額 適用区分	1,000万円以下		1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	トンネル工事	28.71%	4,164.9	-0.3088	5.59%	<p>1- (4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分</th> <th colspan="2">1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th rowspan="3">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>トンネル工事</td><td>28.71%</td><td>4,164.9</td><td>-0.3088</td><td>5.59%</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	対象金額 適用区分	1,000万円以下		1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	トンネル工事	28.71%	4,164.9	-0.3088	5.59%																																																																																										
工種区分	対象金額 適用区分			1,000万円以下		1,000万円を超え20億円以下				20億円を超えるもの																																																																																																																						
				下記の率とする	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																									
		a	b																																																																																																																													
トンネル工事	28.71%	4,164.9	-0.3088	5.59%																																																																																																																												
工種区分	対象金額 適用区分	1,000万円以下		1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																										
		下記の率とする	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																											
			a	b																																																																																																																												
トンネル工事	28.71%	4,164.9	-0.3088	5.59%																																																																																																																												

令和2年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年4月23日

ページ	改定前（令和3年4月30日まで適用）	改定後（令和3年5月1日以降適用）																																																																																						
<p>13-9 第13編 農業農村整備 第1章 総則 ② 工事費の積算 2. 間接工事費の積算 別表3 共通仮設費率</p>	<div style="margin-bottom: 10px;"> <p>1-(5)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th>3億円以下</th> <th colspan="2">3億円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする。</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フィルダム工事</td> <td>7.57%</td> <td>43.7</td> <td>-0.0898</td> <td>5.88%</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム工事</td> <td>12.29%</td> <td>105.2</td> <td>-0.1100</td> <td>9.02%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div> <p>1-(6)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え3億円以下</th> <th>3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする。</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>27.32%</td> <td>7,050.2</td> <td>-0.3558</td> <td>6.79%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>2. 算定式は次によるものとする。 $Y = a \cdot X^b$ ただし、Y：共通仮設費率(%) X：対象金額(円) a、b：変数値 (注) Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> </div>	対象金額 適用区分 工種区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			a	b		フィルダム工事	7.57%	43.7	-0.0898	5.88%	コンクリートダム工事	12.29%	105.2	-0.1100	9.02%	対象金額 適用区分 工種区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	下記の率とする	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			a	b		橋梁保全工事	27.32%	7,050.2	-0.3558	6.79%	<div style="margin-bottom: 10px;"> <p>1-(5)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th>3億円以下</th> <th colspan="2">3億円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする。</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フィルダム工事</td> <td>7.57%</td> <td>43.7</td> <td>-0.0898</td> <td>5.88%</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム工事</td> <td>12.29%</td> <td>105.2</td> <td>-0.1100</td> <td>9.02%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div> <p>1-(6)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え3億円以下</th> <th>3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする。</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>27.32%</td> <td>7,050.2</td> <td>-0.3558</td> <td>6.79%</td> </tr> </tbody> </table> </div>	対象金額 適用区分 工種区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			a	b		フィルダム工事	7.57%	43.7	-0.0898	5.88%	コンクリートダム工事	12.29%	105.2	-0.1100	9.02%	対象金額 適用区分 工種区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	下記の率とする	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			a	b		橋梁保全工事	27.32%	7,050.2	-0.3558	6.79%
対象金額 適用区分 工種区分	3億円以下		3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																			
	下記の率とする	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																				
		a	b																																																																																					
フィルダム工事	7.57%	43.7	-0.0898	5.88%																																																																																				
コンクリートダム工事	12.29%	105.2	-0.1100	9.02%																																																																																				
対象金額 適用区分 工種区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																				
	下記の率とする	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																				
		a	b																																																																																					
橋梁保全工事	27.32%	7,050.2	-0.3558	6.79%																																																																																				
対象金額 適用区分 工種区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																				
	下記の率とする	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																				
		a	b																																																																																					
フィルダム工事	7.57%	43.7	-0.0898	5.88%																																																																																				
コンクリートダム工事	12.29%	105.2	-0.1100	9.02%																																																																																				
対象金額 適用区分 工種区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																				
	下記の率とする	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																				
		a	b																																																																																					
橋梁保全工事	27.32%	7,050.2	-0.3558	6.79%																																																																																				

→ 13-9(2)へ移動

令和2年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年4月23日

ページ	改定前（令和3年4月30日まで適用）	改定後（令和3年5月1日以降適用）																																																																																																																																					
<p>13-9(1) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 ② 工事費の積算 2. 間接工事費の積算 別表3 共通仮設費率</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<p>別表3 共通仮設費率（令和3年5月1日以降適用）</p> <p>1- (1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">300万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">300万円を超え10億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">10億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ほ場整備工事</td><td>13.28%</td><td>117.0</td><td>-0.1459</td><td>5.69%</td></tr> <tr><td>農用地造成工事</td><td>15.63%</td><td>142.9</td><td>-0.1484</td><td>6.60%</td></tr> <tr><td>水路トンネル工事</td><td>22.74%</td><td>518.8</td><td>-0.2097</td><td>6.73%</td></tr> <tr><td>水路工事</td><td>12.45%</td><td>91.3</td><td>-0.1336</td><td>5.73%</td></tr> <tr><td>排水路工事</td><td>13.22%</td><td>104.0</td><td>-0.1383</td><td>5.92%</td></tr> <tr><td>管水路工事</td><td>13.78%</td><td>151.6</td><td>-0.1608</td><td>5.41%</td></tr> <tr><td>畑かん施設工事</td><td>13.17%</td><td>62.5</td><td>-0.1044</td><td>7.18%</td></tr> <tr><td>コンクリート補修工事</td><td>12.01%</td><td>119.4</td><td>-0.1540</td><td>4.91%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(1)</td><td>18.70%</td><td>349.9</td><td>-0.1964</td><td>5.98%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(2)</td><td>15.77%</td><td>124.8</td><td>-0.1387</td><td>7.05%</td></tr> </tbody> </table> <p>1- (2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">600万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">10億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>12.53%</td><td>238.6</td><td>-0.1888</td><td>4.77%</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>13.08%</td><td>407.9</td><td>-0.2204</td><td>4.24%</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>12.78%</td><td>57.0</td><td>-0.0958</td><td>7.83%</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>17.09%</td><td>435.1</td><td>-0.2074</td><td>5.92%</td></tr> <tr><td>管更正工事</td><td>10.24%</td><td>330.0</td><td>-0.2225</td><td>3.28%</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>20.77%</td><td>1,228.3</td><td>-0.2614</td><td>5.45%</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>38.36%</td><td>10,668.4</td><td>-0.3606</td><td>6.06%</td></tr> <tr><td>P C橋工事</td><td>27.04%</td><td>1,636.8</td><td>-0.2629</td><td>7.05%</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>10.80%</td><td>48.0</td><td>-0.0956</td><td>6.62%</td></tr> </tbody> </table> <p>1- (3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">600万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>干拓工事</td><td>13.28%</td><td>552.0</td><td>-0.2388</td><td>3.32%</td></tr> </tbody> </table> <p>1- (4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">1,000万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>トンネル工事</td><td>28.71%</td><td>4,164.9</td><td>-0.3088</td><td>5.59%</td></tr> </tbody> </table>	対象金額 適用区分 工種区分	300万円以下 下記の率とする	300万円を超え10億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		10億円を超えるもの 下記の率とする。	a	b	ほ場整備工事	13.28%	117.0	-0.1459	5.69%	農用地造成工事	15.63%	142.9	-0.1484	6.60%	水路トンネル工事	22.74%	518.8	-0.2097	6.73%	水路工事	12.45%	91.3	-0.1336	5.73%	排水路工事	13.22%	104.0	-0.1383	5.92%	管水路工事	13.78%	151.6	-0.1608	5.41%	畑かん施設工事	13.17%	62.5	-0.1044	7.18%	コンクリート補修工事	12.01%	119.4	-0.1540	4.91%	その他土木工事(1)	18.70%	349.9	-0.1964	5.98%	その他土木工事(2)	15.77%	124.8	-0.1387	7.05%	対象金額 適用区分 工種区分	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え10億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		10億円を超えるもの 下記の率とする。	a	b	河川工事	12.53%	238.6	-0.1888	4.77%	海岸工事	13.08%	407.9	-0.2204	4.24%	道路改良工事	12.78%	57.0	-0.0958	7.83%	舗装工事	17.09%	435.1	-0.2074	5.92%	管更正工事	10.24%	330.0	-0.2225	3.28%	河川・道路構造物工事	20.77%	1,228.3	-0.2614	5.45%	鋼橋架設工事	38.36%	10,668.4	-0.3606	6.06%	P C橋工事	27.04%	1,636.8	-0.2629	7.05%	公園工事	10.80%	48.0	-0.0956	6.62%	対象金額 適用区分 工種区分	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え20億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		20億円を超えるもの 下記の率とする。	a	b	干拓工事	13.28%	552.0	-0.2388	3.32%	対象金額 適用区分 工種区分	1,000万円以下 下記の率とする	1,000万円を超え20億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		20億円を超えるもの 下記の率とする。	a	b	トンネル工事	28.71%	4,164.9	-0.3088	5.59%
対象金額 適用区分 工種区分	300万円以下 下記の率とする	300万円を超え10億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。			10億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																		
		a	b																																																																																																																																				
ほ場整備工事	13.28%	117.0	-0.1459	5.69%																																																																																																																																			
農用地造成工事	15.63%	142.9	-0.1484	6.60%																																																																																																																																			
水路トンネル工事	22.74%	518.8	-0.2097	6.73%																																																																																																																																			
水路工事	12.45%	91.3	-0.1336	5.73%																																																																																																																																			
排水路工事	13.22%	104.0	-0.1383	5.92%																																																																																																																																			
管水路工事	13.78%	151.6	-0.1608	5.41%																																																																																																																																			
畑かん施設工事	13.17%	62.5	-0.1044	7.18%																																																																																																																																			
コンクリート補修工事	12.01%	119.4	-0.1540	4.91%																																																																																																																																			
その他土木工事(1)	18.70%	349.9	-0.1964	5.98%																																																																																																																																			
その他土木工事(2)	15.77%	124.8	-0.1387	7.05%																																																																																																																																			
対象金額 適用区分 工種区分	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え10億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		10億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																			
		a	b																																																																																																																																				
河川工事	12.53%	238.6	-0.1888	4.77%																																																																																																																																			
海岸工事	13.08%	407.9	-0.2204	4.24%																																																																																																																																			
道路改良工事	12.78%	57.0	-0.0958	7.83%																																																																																																																																			
舗装工事	17.09%	435.1	-0.2074	5.92%																																																																																																																																			
管更正工事	10.24%	330.0	-0.2225	3.28%																																																																																																																																			
河川・道路構造物工事	20.77%	1,228.3	-0.2614	5.45%																																																																																																																																			
鋼橋架設工事	38.36%	10,668.4	-0.3606	6.06%																																																																																																																																			
P C橋工事	27.04%	1,636.8	-0.2629	7.05%																																																																																																																																			
公園工事	10.80%	48.0	-0.0956	6.62%																																																																																																																																			
対象金額 適用区分 工種区分	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え20億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		20億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																			
		a	b																																																																																																																																				
干拓工事	13.28%	552.0	-0.2388	3.32%																																																																																																																																			
対象金額 適用区分 工種区分	1,000万円以下 下記の率とする	1,000万円を超え20億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		20億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																			
		a	b																																																																																																																																				
トンネル工事	28.71%	4,164.9	-0.3088	5.59%																																																																																																																																			

令和2年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年4月23日

ページ	改定前（令和3年4月30日まで適用）	改定後（令和3年5月1日以降適用）																																							
<p>13-9(2) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 ② 工事費の積算 2. 間接工事費の積算 別表3 共通仮設費率</p>		<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>1- (5)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象金額 適用区分</th> <th style="width: 15%;">3億円以下</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">3億円を超え50億円以下</th> <th style="width: 30%;">50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">工種区分</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">2の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする。</td> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">a</th> <th style="width: 15%;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フィルダム工事</td> <td style="text-align: center;">7.57%</td> <td style="text-align: center;">43.7</td> <td style="text-align: center;">-0.0898</td> <td style="text-align: center;">5.88%</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム工事</td> <td style="text-align: center; color: red;">13.77%</td> <td style="text-align: center; color: red;">3,064.8</td> <td style="text-align: center; color: red;">-0.2769</td> <td style="text-align: center; color: red;">6.32%</td> </tr> </tbody> </table> <p>1- (6)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象金額 適用区分</th> <th style="width: 15%;">600万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">600万円を超え3億円以下</th> <th style="width: 30%;">3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">工種区分</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">2の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする。</td> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">a</th> <th style="width: 15%;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td style="text-align: center;">27.32%</td> <td style="text-align: center;">7,050.2</td> <td style="text-align: center;">-0.3558</td> <td style="text-align: center;">6.79%</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>2. 算定式は次によるものとする。 $Y = a \cdot X^b$ ただし、Y：共通仮設費率(%) X：対象金額(円) a、b：変数値 (注) Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> </div> </div>	対象金額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	工種区分	下記の率とする	2の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	フィルダム工事	7.57%	43.7	-0.0898	5.88%	コンクリートダム工事	13.77%	3,064.8	-0.2769	6.32%	対象金額 適用区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	工種区分	下記の率とする	2の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	橋梁保全工事	27.32%	7,050.2	-0.3558	6.79%
対象金額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																					
工種区分	下記の率とする	2の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																					
		a	b																																						
フィルダム工事	7.57%	43.7	-0.0898	5.88%																																					
コンクリートダム工事	13.77%	3,064.8	-0.2769	6.32%																																					
対象金額 適用区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																					
工種区分	下記の率とする	2の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																					
		a	b																																						
橋梁保全工事	27.32%	7,050.2	-0.3558	6.79%																																					

13-9から移動 →

令和2年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年4月23日

ページ	改定前（令和3年4月30日まで適用）	改定後（令和3年5月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																																																																				
<p>13-13 第13編 農業農村整備 第1章 総則 ② 工事費の積算 2. 間接工事費の積算 別表5 現場管理費率</p>	<p>2)-3 現場管理費率の補正</p> <p>1) 施工地域、施工場所を考慮した現場管理費率の補正については、別表6の補正係数を乗じるものとする。 ただし、フィルダム及びコンクリートダム工事には適用しない。 なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率の端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>2) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、別表6に示す補正係数の他、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。</p> <p>別表5 現場管理費率</p> <p>(1) -a</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 下記の率とする。</th> <th colspan="2">300万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ほ場整備工事</td><td>42.87%</td><td>244.0</td><td>-0.1166</td><td>21.78%</td></tr> <tr><td>農用地造成工事</td><td>31.97%</td><td>56.6</td><td>-0.0383</td><td>25.59%</td></tr> <tr><td>水路トンネル工事</td><td>34.24%</td><td>78.7</td><td>-0.0558</td><td>24.76%</td></tr> <tr><td>水路工事</td><td>45.31%</td><td>582.2</td><td>-0.1712</td><td>16.76%</td></tr> <tr><td>排水路工事</td><td>32.28%</td><td>112.8</td><td>-0.0839</td><td>19.82%</td></tr> <tr><td>管水路工事</td><td>29.07%</td><td>84.7</td><td>-0.0717</td><td>19.17%</td></tr> <tr><td>畑かん施設工事</td><td>34.22%</td><td>169.3</td><td>-0.1072</td><td>18.36%</td></tr> <tr><td>コンクリート補修工事</td><td>37.15%</td><td>192.2</td><td>-0.1102</td><td>19.59%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(1)</td><td>39.81%</td><td>217.0</td><td>-0.1137</td><td>20.57%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(2)</td><td>36.51%</td><td>107.0</td><td>-0.0721</td><td>24.02%</td></tr> </tbody> </table> <p>(1) -b</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 下記の率とする。</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>43.43%</td><td>1276.7</td><td>-0.2145</td><td>14.98%</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>27.79%</td><td>113.9</td><td>-0.0895</td><td>17.82%</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>33.69%</td><td>87.0</td><td>-0.0602</td><td>24.99%</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>40.38%</td><td>668.7</td><td>-0.1781</td><td>16.69%</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>42.54%</td><td>458.2</td><td>-0.1508</td><td>20.13%</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>48.24%</td><td>303.1</td><td>-0.1166</td><td>27.05%</td></tr> <tr><td>P C橋工事</td><td>30.78%</td><td>120.9</td><td>-0.0868</td><td>20.01%</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>42.63%</td><td>387.3</td><td>-0.1400</td><td>21.28%</td></tr> </tbody> </table> <p>(1) -c</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 下記の率とする。</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th rowspan="3">20億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>干拓工事</td><td>24.97%</td><td>141.8</td><td>-0.1102</td><td>13.39%</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		a	b	ほ場整備工事	42.87%	244.0	-0.1166	21.78%	農用地造成工事	31.97%	56.6	-0.0383	25.59%	水路トンネル工事	34.24%	78.7	-0.0558	24.76%	水路工事	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%	排水路工事	32.28%	112.8	-0.0839	19.82%	管水路工事	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%	畑かん施設工事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%	コンクリート補修工事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%	その他土木工事(1)	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%	その他土木工事(2)	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		a	b	河川工事	43.43%	1276.7	-0.2145	14.98%	海岸工事	27.79%	113.9	-0.0895	17.82%	道路改良工事	33.69%	87.0	-0.0602	24.99%	舗装工事	40.38%	668.7	-0.1781	16.69%	河川・道路構造物工事	42.54%	458.2	-0.1508	20.13%	鋼橋架設工事	48.24%	303.1	-0.1166	27.05%	P C橋工事	30.78%	120.9	-0.0868	20.01%	公園工事	42.63%	387.3	-0.1400	21.28%	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの 下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		a	b	干拓工事	24.97%	141.8	-0.1102	13.39%	<p>2)-3 現場管理費率の補正</p> <p>1) 施工地域、施工場所を考慮した現場管理費率の補正については、別表6の補正係数を乗じるものとする。 ただし、フィルダム及びコンクリートダム工事には適用しない。 なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率の端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>2) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、別表6に示す補正係数の他、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。</p> <p>別表5 現場管理費率（令和3年4月30日まで適用）</p> <p>(1) -a</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 下記の率とする。</th> <th colspan="2">300万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ほ場整備工事</td><td>42.87%</td><td>244.0</td><td>-0.1166</td><td>21.78%</td></tr> <tr><td>農用地造成工事</td><td>31.97%</td><td>56.6</td><td>-0.0383</td><td>25.59%</td></tr> <tr><td>水路トンネル工事</td><td>34.24%</td><td>78.7</td><td>-0.0558</td><td>24.76%</td></tr> <tr><td>水路工事</td><td>45.31%</td><td>582.2</td><td>-0.1712</td><td>16.76%</td></tr> <tr><td>排水路工事</td><td>32.28%</td><td>112.8</td><td>-0.0839</td><td>19.82%</td></tr> <tr><td>管水路工事</td><td>29.07%</td><td>84.7</td><td>-0.0717</td><td>19.17%</td></tr> <tr><td>畑かん施設工事</td><td>34.22%</td><td>169.3</td><td>-0.1072</td><td>18.36%</td></tr> <tr><td>コンクリート補修工事</td><td>37.15%</td><td>192.2</td><td>-0.1102</td><td>19.59%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(1)</td><td>39.81%</td><td>217.0</td><td>-0.1137</td><td>20.57%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(2)</td><td>36.51%</td><td>107.0</td><td>-0.0721</td><td>24.02%</td></tr> </tbody> </table> <p>(1) -b</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 下記の率とする。</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>43.43%</td><td>1276.7</td><td>-0.2145</td><td>14.98%</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>27.79%</td><td>113.9</td><td>-0.0895</td><td>17.82%</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>33.69%</td><td>87.0</td><td>-0.0602</td><td>24.99%</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>40.38%</td><td>668.7</td><td>-0.1781</td><td>16.69%</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>42.54%</td><td>458.2</td><td>-0.1508</td><td>20.13%</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>48.24%</td><td>303.1</td><td>-0.1166</td><td>27.05%</td></tr> <tr><td>P C橋工事</td><td>30.78%</td><td>120.9</td><td>-0.0868</td><td>20.01%</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>42.63%</td><td>387.3</td><td>-0.1400</td><td>21.28%</td></tr> </tbody> </table> <p>(1) -c</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 下記の率とする。</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th rowspan="3">20億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>干拓工事</td><td>24.97%</td><td>141.8</td><td>-0.1102</td><td>13.39%</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		a	b	ほ場整備工事	42.87%	244.0	-0.1166	21.78%	農用地造成工事	31.97%	56.6	-0.0383	25.59%	水路トンネル工事	34.24%	78.7	-0.0558	24.76%	水路工事	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%	排水路工事	32.28%	112.8	-0.0839	19.82%	管水路工事	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%	畑かん施設工事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%	コンクリート補修工事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%	その他土木工事(1)	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%	その他土木工事(2)	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		a	b	河川工事	43.43%	1276.7	-0.2145	14.98%	海岸工事	27.79%	113.9	-0.0895	17.82%	道路改良工事	33.69%	87.0	-0.0602	24.99%	舗装工事	40.38%	668.7	-0.1781	16.69%	河川・道路構造物工事	42.54%	458.2	-0.1508	20.13%	鋼橋架設工事	48.24%	303.1	-0.1166	27.05%	P C橋工事	30.78%	120.9	-0.0868	20.01%	公園工事	42.63%	387.3	-0.1400	21.28%	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの 下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		a	b	干拓工事	24.97%	141.8	-0.1102	13.39%
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。			300万円を超え10億円以下			10億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																															
				(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																																																																																																																		
		a	b																																																																																																																																																																																																																																																			
ほ場整備工事	42.87%	244.0	-0.1166	21.78%																																																																																																																																																																																																																																																		
農用地造成工事	31.97%	56.6	-0.0383	25.59%																																																																																																																																																																																																																																																		
水路トンネル工事	34.24%	78.7	-0.0558	24.76%																																																																																																																																																																																																																																																		
水路工事	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%																																																																																																																																																																																																																																																		
排水路工事	32.28%	112.8	-0.0839	19.82%																																																																																																																																																																																																																																																		
管水路工事	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%																																																																																																																																																																																																																																																		
畑かん施設工事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%																																																																																																																																																																																																																																																		
コンクリート補修工事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%																																																																																																																																																																																																																																																		
その他土木工事(1)	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%																																																																																																																																																																																																																																																		
その他土木工事(2)	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%																																																																																																																																																																																																																																																		
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																		
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																																																																																																																				
		a	b																																																																																																																																																																																																																																																			
河川工事	43.43%	1276.7	-0.2145	14.98%																																																																																																																																																																																																																																																		
海岸工事	27.79%	113.9	-0.0895	17.82%																																																																																																																																																																																																																																																		
道路改良工事	33.69%	87.0	-0.0602	24.99%																																																																																																																																																																																																																																																		
舗装工事	40.38%	668.7	-0.1781	16.69%																																																																																																																																																																																																																																																		
河川・道路構造物工事	42.54%	458.2	-0.1508	20.13%																																																																																																																																																																																																																																																		
鋼橋架設工事	48.24%	303.1	-0.1166	27.05%																																																																																																																																																																																																																																																		
P C橋工事	30.78%	120.9	-0.0868	20.01%																																																																																																																																																																																																																																																		
公園工事	42.63%	387.3	-0.1400	21.28%																																																																																																																																																																																																																																																		
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																		
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																																																																																																																				
		a	b																																																																																																																																																																																																																																																			
干拓工事	24.97%	141.8	-0.1102	13.39%																																																																																																																																																																																																																																																		
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																		
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																																																																																																																				
		a	b																																																																																																																																																																																																																																																			
ほ場整備工事	42.87%	244.0	-0.1166	21.78%																																																																																																																																																																																																																																																		
農用地造成工事	31.97%	56.6	-0.0383	25.59%																																																																																																																																																																																																																																																		
水路トンネル工事	34.24%	78.7	-0.0558	24.76%																																																																																																																																																																																																																																																		
水路工事	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%																																																																																																																																																																																																																																																		
排水路工事	32.28%	112.8	-0.0839	19.82%																																																																																																																																																																																																																																																		
管水路工事	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%																																																																																																																																																																																																																																																		
畑かん施設工事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%																																																																																																																																																																																																																																																		
コンクリート補修工事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%																																																																																																																																																																																																																																																		
その他土木工事(1)	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%																																																																																																																																																																																																																																																		
その他土木工事(2)	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%																																																																																																																																																																																																																																																		
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																		
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																																																																																																																				
		a	b																																																																																																																																																																																																																																																			
河川工事	43.43%	1276.7	-0.2145	14.98%																																																																																																																																																																																																																																																		
海岸工事	27.79%	113.9	-0.0895	17.82%																																																																																																																																																																																																																																																		
道路改良工事	33.69%	87.0	-0.0602	24.99%																																																																																																																																																																																																																																																		
舗装工事	40.38%	668.7	-0.1781	16.69%																																																																																																																																																																																																																																																		
河川・道路構造物工事	42.54%	458.2	-0.1508	20.13%																																																																																																																																																																																																																																																		
鋼橋架設工事	48.24%	303.1	-0.1166	27.05%																																																																																																																																																																																																																																																		
P C橋工事	30.78%	120.9	-0.0868	20.01%																																																																																																																																																																																																																																																		
公園工事	42.63%	387.3	-0.1400	21.28%																																																																																																																																																																																																																																																		
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																		
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																																																																																																																				
		a	b																																																																																																																																																																																																																																																			
干拓工事	24.97%	141.8	-0.1102	13.39%																																																																																																																																																																																																																																																		

令和2年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年4月23日

ページ	改定前（令和3年4月30日まで適用）	改定後（令和3年5月1日以降適用）																																																								
<p>13-14 第13編 農業農村整備 第1章 総則 ② 工事費の積算 2. 間接工事費の積算 別表5 現場管理費率</p>	<div style="margin-bottom: 10px;"> <p>(1) -d</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象金額 適用区分</th> <th style="width: 15%;">1,000万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 30%;">1,000万円を超え20億円以下</th> <th style="width: 15%;">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">工種区分</td> <td rowspan="2">下記の率とする。</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする。</td> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">a</th> <th style="width: 15%;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル工事</td> <td>44.97%</td> <td>220.0</td> <td>-0.0985</td> <td>26.69%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>(1) -e</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象金額 適用区分</th> <th style="width: 15%;">3億円以下</th> <th colspan="2" style="width: 30%;">3億円を超え50億円以下</th> <th style="width: 15%;">50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">工種区分</td> <td rowspan="2">下記の率とする。</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする。</td> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">a</th> <th style="width: 15%;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フィルダム工事</td> <td>33.56%</td> <td>184.8</td> <td>-0.0874</td> <td>26.24%</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム工事</td> <td>22.92%</td> <td>333.0</td> <td>-0.1371</td> <td>15.59%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div> <p>(1) -f</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象金額 適用区分</th> <th style="width: 15%;">700万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 30%;">700万円を超え3億円以下</th> <th style="width: 15%;">3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">工種区分</td> <td rowspan="2">下記の率とする。</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする。</td> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">a</th> <th style="width: 15%;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>64.97%</td> <td>1623.7</td> <td>-0.2042</td> <td>30.16%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(2)算定式は次によるものとする。 $Y = a \cdot X^b$ Y：現場管理費率(%) X：対象金額(単位:円) a、b：変数値 (注) Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする</p> </div>	対象金額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	工種区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	トンネル工事	44.97%	220.0	-0.0985	26.69%	対象金額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	工種区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	フィルダム工事	33.56%	184.8	-0.0874	26.24%	コンクリートダム工事	22.92%	333.0	-0.1371	15.59%	対象金額 適用区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	工種区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	橋梁保全工事	64.97%	1623.7	-0.2042	30.16%	<p style="color: red; font-size: 1.2em;">→ 13-14(2)へ移動</p>
対象金額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																						
工種区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																						
		a	b																																																							
トンネル工事	44.97%	220.0	-0.0985	26.69%																																																						
対象金額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																						
工種区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																						
		a	b																																																							
フィルダム工事	33.56%	184.8	-0.0874	26.24%																																																						
コンクリートダム工事	22.92%	333.0	-0.1371	15.59%																																																						
対象金額 適用区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																						
工種区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																						
		a	b																																																							
橋梁保全工事	64.97%	1623.7	-0.2042	30.16%																																																						

令和2年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年4月23日

ページ	改定前（令和3年4月30日まで適用）	改定後（令和3年5月1日以降適用）																																																																																																																															
<p>13-14(1) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 ② 工事費の積算 2. 間接工事費の積算 別表5 現場管理費率</p>	<p>[記載なし]</p>	<p>別表5 現場管理費率（令和3年5月1日以降適用）</p> <p>(1) -a</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 下記の率とする。</th> <th colspan="2">300万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ほ場整備工事</td><td>42.87%</td><td>244.0</td><td>-0.1166</td><td>21.78%</td></tr> <tr><td>農用地造成工事</td><td>31.97%</td><td>56.6</td><td>-0.0383</td><td>25.59%</td></tr> <tr><td>水路トンネル工事</td><td>34.24%</td><td>78.7</td><td>-0.0558</td><td>24.76%</td></tr> <tr><td>水路工事</td><td>45.31%</td><td>582.2</td><td>-0.1712</td><td>16.76%</td></tr> <tr><td>排水路工事</td><td>32.28%</td><td>112.8</td><td>-0.0839</td><td>19.82%</td></tr> <tr><td>管水路工事</td><td>29.07%</td><td>84.7</td><td>-0.0717</td><td>19.17%</td></tr> <tr><td>畑かん施設工事</td><td>34.22%</td><td>169.3</td><td>-0.1072</td><td>18.36%</td></tr> <tr><td>コンクリート補修工事</td><td>37.15%</td><td>192.2</td><td>-0.1102</td><td>19.59%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(1)</td><td>39.81%</td><td>217.0</td><td>-0.1137</td><td>20.57%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(2)</td><td>36.51%</td><td>107.0</td><td>-0.0721</td><td>24.02%</td></tr> </tbody> </table> <p>(1) -b</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 下記の率とする。</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>43.43%</td><td>1276.7</td><td>-0.2145</td><td>14.98%</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>27.79%</td><td>113.9</td><td>-0.0895</td><td>17.82%</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>33.69%</td><td>87.0</td><td>-0.0602</td><td>24.99%</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>40.38%</td><td>668.7</td><td>-0.1781</td><td>16.69%</td></tr> <tr><td>管更正工事</td><td>35.05%</td><td>204.8</td><td>-0.1120</td><td>20.11%</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>42.54%</td><td>458.2</td><td>-0.1508</td><td>20.13%</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>48.24%</td><td>303.1</td><td>-0.1166</td><td>27.05%</td></tr> <tr><td>P C橋工事</td><td>30.78%</td><td>120.9</td><td>-0.0868</td><td>20.01%</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>42.63%</td><td>387.3</td><td>-0.1400</td><td>21.28%</td></tr> </tbody> </table> <p>(1) -c</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 下記の率とする。</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th rowspan="3">20億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>干拓工事</td><td>24.97%</td><td>141.8</td><td>-0.1102</td><td>13.39%</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		a	b	ほ場整備工事	42.87%	244.0	-0.1166	21.78%	農用地造成工事	31.97%	56.6	-0.0383	25.59%	水路トンネル工事	34.24%	78.7	-0.0558	24.76%	水路工事	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%	排水路工事	32.28%	112.8	-0.0839	19.82%	管水路工事	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%	畑かん施設工事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%	コンクリート補修工事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%	その他土木工事(1)	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%	その他土木工事(2)	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		a	b	河川工事	43.43%	1276.7	-0.2145	14.98%	海岸工事	27.79%	113.9	-0.0895	17.82%	道路改良工事	33.69%	87.0	-0.0602	24.99%	舗装工事	40.38%	668.7	-0.1781	16.69%	管更正工事	35.05%	204.8	-0.1120	20.11%	河川・道路構造物工事	42.54%	458.2	-0.1508	20.13%	鋼橋架設工事	48.24%	303.1	-0.1166	27.05%	P C橋工事	30.78%	120.9	-0.0868	20.01%	公園工事	42.63%	387.3	-0.1400	21.28%	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの 下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		a	b	干拓工事	24.97%	141.8	-0.1102	13.39%
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	300万円を超え10億円以下			10億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																												
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																															
		a	b																																																																																																																														
ほ場整備工事	42.87%	244.0	-0.1166	21.78%																																																																																																																													
農用地造成工事	31.97%	56.6	-0.0383	25.59%																																																																																																																													
水路トンネル工事	34.24%	78.7	-0.0558	24.76%																																																																																																																													
水路工事	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%																																																																																																																													
排水路工事	32.28%	112.8	-0.0839	19.82%																																																																																																																													
管水路工事	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%																																																																																																																													
畑かん施設工事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%																																																																																																																													
コンクリート補修工事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%																																																																																																																													
その他土木工事(1)	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%																																																																																																																													
その他土木工事(2)	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%																																																																																																																													
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																													
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																															
		a	b																																																																																																																														
河川工事	43.43%	1276.7	-0.2145	14.98%																																																																																																																													
海岸工事	27.79%	113.9	-0.0895	17.82%																																																																																																																													
道路改良工事	33.69%	87.0	-0.0602	24.99%																																																																																																																													
舗装工事	40.38%	668.7	-0.1781	16.69%																																																																																																																													
管更正工事	35.05%	204.8	-0.1120	20.11%																																																																																																																													
河川・道路構造物工事	42.54%	458.2	-0.1508	20.13%																																																																																																																													
鋼橋架設工事	48.24%	303.1	-0.1166	27.05%																																																																																																																													
P C橋工事	30.78%	120.9	-0.0868	20.01%																																																																																																																													
公園工事	42.63%	387.3	-0.1400	21.28%																																																																																																																													
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																													
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																															
		a	b																																																																																																																														
干拓工事	24.97%	141.8	-0.1102	13.39%																																																																																																																													

令和2年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年4月23日

ページ	改定前（令和3年4月30日まで適用）	改定後（令和3年5月1日以降適用）																																																																													
<p>13-14(2) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 ② 工事費の積算 2. 間接工事費の積算 別表5 現場管理費率</p>		<table border="1"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(1) -d</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</td> <td>1,000万円以下</td> <td colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</td> <td>20億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>a</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td>44.97%</td> <td>220.0</td> <td>-0.0985</td> <td>26.69%</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(1) -e</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</td> <td>3億円以下</td> <td colspan="2">3億円を超え50億円以下</td> <td>50億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>a</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フィルダム工事</td> <td>33.56%</td> <td>184.8</td> <td>-0.0874</td> <td>26.24%</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム工事</td> <td>30.41%</td> <td>41.0</td> <td>-0.0153</td> <td>29.13%</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(1) -f</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</td> <td>700万円以下</td> <td colspan="2">700万円を超え3億円以下</td> <td>3億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>a</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>64.97%</td> <td>1623.7</td> <td>-0.2042</td> <td>30.16%</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>(2)算定式は次によるものとする。 $Y = a \cdot X^b$ Y：現場管理費率(%) X：対象金額(単位:円) a、b：変数値 (注) Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする</p> </div>	(1) -d					対象金額 適用区分 工種区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			a	b		トンネル工事	44.97%	220.0	-0.0985	26.69%	(1) -e					対象金額 適用区分 工種区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			a	b		フィルダム工事	33.56%	184.8	-0.0874	26.24%	コンクリートダム工事	30.41%	41.0	-0.0153	29.13%	(1) -f					対象金額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			a	b		橋梁保全工事	64.97%	1623.7	-0.2042	30.16%
(1) -d																																																																															
対象金額 適用区分 工種区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																											
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																											
		a	b																																																																												
トンネル工事	44.97%	220.0	-0.0985	26.69%																																																																											
(1) -e																																																																															
対象金額 適用区分 工種区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																											
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																											
		a	b																																																																												
フィルダム工事	33.56%	184.8	-0.0874	26.24%																																																																											
コンクリートダム工事	30.41%	41.0	-0.0153	29.13%																																																																											
(1) -f																																																																															
対象金額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																											
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																											
		a	b																																																																												
橋梁保全工事	64.97%	1623.7	-0.2042	30.16%																																																																											

13-14から移動 →

令和2年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年4月23日

ページ	改定前（令和3年4月30日まで適用）	改定後（令和3年5月1日以降適用）																																																																																														
<p>13-15 第13編 農業農村整備 第1章 総則 ② 工事費の積算 2. 間接工事費の積算 別表6 現場管理費率の補正</p>	<p>別表6 現場管理費率の補正</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (1)-1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="8">1.2</td> <td rowspan="8">1</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (2)-1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市街地 (DID補正) (1)-1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (1)-2</td> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2)-2</td> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）</td> <td>一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正) (1)-2</td> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>離島</td> <td>全ての工種（※）</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※）</td> <td>農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合</td> <td>1.0</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※フィルダム及びコンクリートダム工事は適用しない。</p> <p>(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。（松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市の一部） これに準ずる地区とは、総務省が規定する「準人口集中地区」をいう。</p> <p>2. 中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。 【https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikai/setsumei.html】</p> <p>3. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。</p> <p>その他〔細部運用〕 ①補正値は、現場条件の変更により設計変更ができる</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り (1)-1	舗装工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1	橋梁保全工事	一般交通影響有り (2)-1	舗装工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	橋梁保全工事	市街地 (DID補正) (1)-1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	橋梁保全工事	一般交通影響有り (1)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2	一般交通影響有り (2)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	3	市街地 (DID補正) (1)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4	離島	全ての工種（※）		1.0	5	中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.0	6	<p>別表6 現場管理費率の補正（令和3年4月30日まで適用）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (1)-1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="8">1.2</td> <td rowspan="8">1</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (2)-1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市街地 (DID補正) (1)-1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (1)-2</td> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2)-2</td> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）</td> <td>一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正) (1)-2</td> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>離島</td> <td>全ての工種（※）</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※）</td> <td>農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合</td> <td>1.0</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※フィルダム及びコンクリートダム工事は適用しない。</p> <p>(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。（松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市の一部） これに準ずる地区とは、総務省が規定する「準人口集中地区」をいう。</p> <p>2. 中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。 【https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikai/setsumei.html】</p> <p>3. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。</p> <p>その他〔細部運用〕 ①補正値は、現場条件の変更により設計変更ができる</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り (1)-1	舗装工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1	橋梁保全工事	一般交通影響有り (2)-1	舗装工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	橋梁保全工事	市街地 (DID補正) (1)-1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	橋梁保全工事	一般交通影響有り (1)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2	一般交通影響有り (2)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	3	市街地 (DID補正) (1)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4	離島	全ての工種（※）		1.0	5	中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.0	6
適用条件			補正係数	適用優先																																																																																												
施工地域区分	工種区分	対象																																																																																														
一般交通影響有り (1)-1	舗装工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1																																																																																												
	橋梁保全工事																																																																																															
一般交通影響有り (2)-1	舗装工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）																																																																																														
	橋梁保全工事																																																																																															
市街地 (DID補正) (1)-1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。																																																																																														
	橋梁保全工事																																																																																															
一般交通影響有り (1)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。			1.1	2																																																																																										
一般交通影響有り (2)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）			1.1	3																																																																																										
市街地 (DID補正) (1)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4																																																																																												
離島	全ての工種（※）		1.0	5																																																																																												
中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.0	6																																																																																												
適用条件			補正係数	適用優先																																																																																												
施工地域区分	工種区分	対象																																																																																														
一般交通影響有り (1)-1	舗装工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1																																																																																												
	橋梁保全工事																																																																																															
一般交通影響有り (2)-1	舗装工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）																																																																																														
	橋梁保全工事																																																																																															
市街地 (DID補正) (1)-1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。																																																																																														
	橋梁保全工事																																																																																															
一般交通影響有り (1)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。			1.1	2																																																																																										
一般交通影響有り (2)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）			1.1	3																																																																																										
市街地 (DID補正) (1)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4																																																																																												
離島	全ての工種（※）		1.0	5																																																																																												
中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.0	6																																																																																												

令和2年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年4月23日

ページ	改定前（令和3年4月30日まで適用）	改定後（令和3年5月1日以降適用）																																																						
<p>13-15(1) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 ② 工事費の積算 2. 間接工事費の積算 別表6 現場管理費率の補正</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<p style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">別表6 現場管理費率の補正（令和3年5月1日以降適用）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">施工地域区分</th> <th style="text-align: center;">工種区分</th> <th style="text-align: center;">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">一般交通影響有り (1) - 1</td> <td style="text-align: center;">舗装工事</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="9" style="text-align: center;">1.2</td> <td rowspan="9" style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">橋梁保全工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">一般交通影響有り (2) - 1</td> <td style="text-align: center;">舗装工事</td> <td>一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">橋梁保全工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">市街地 (DID 補正) (1) - 1</td> <td style="text-align: center;">舗装工事</td> <td rowspan="2">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市街地 (DID 補正) (1) - 2</td> <td style="text-align: center;">鋼橋架設工事</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td style="text-align: center;">1.1</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般交通影響有り (1) - 2</td> <td style="text-align: center;">舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※)</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td style="text-align: center;">1.1</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般交通影響有り (2) - 2</td> <td style="text-align: center;">舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※)</td> <td>一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td style="text-align: center;">1.1</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市街地 (DID 補正) (1) - 3</td> <td style="text-align: center;">鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td style="text-align: center;">1.1</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">離 島</td> <td style="text-align: center;">全ての工種 (※)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中山間地域</td> <td style="text-align: center;">河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種 (※)</td> <td>農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-bottom: 5px;">※フィルダム及びコンクリートダム工事は適用しない。</p> <p style="font-size: small;">(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。 なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。（松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市の一部） これに準ずる地区とは、総務省が規定する「準人口集中地区」をいう。</p> <p style="font-size: small;">2. 中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。 【https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiki_ruikai/setsumei.html】</p> <p style="font-size: small;">3. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。</p> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">その他〔細部運用〕 ①補正値は、現場条件の変更により設計変更ができる</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り (1) - 1	舗装工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1	橋梁保全工事		一般交通影響有り (2) - 1	舗装工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	橋梁保全工事		市街地 (DID 補正) (1) - 1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	橋梁保全工事	市街地 (DID 補正) (1) - 2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2	一般交通影響有り (1) - 2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※)	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3	一般交通影響有り (2) - 2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※)	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	4	市街地 (DID 補正) (1) - 3	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5	離 島	全ての工種 (※)		1.0	6	中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種 (※)	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.0	7
適用条件			補正係数	適用優先																																																				
施工地域区分	工種区分	対象																																																						
一般交通影響有り (1) - 1	舗装工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1																																																				
	橋梁保全工事																																																							
一般交通影響有り (2) - 1	舗装工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）																																																						
	橋梁保全工事																																																							
市街地 (DID 補正) (1) - 1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。																																																						
	橋梁保全工事																																																							
市街地 (DID 補正) (1) - 2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。			1.1	2																																																		
一般交通影響有り (1) - 2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※)	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。			1.1	3																																																		
一般交通影響有り (2) - 2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※)	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）			1.1	4																																																		
市街地 (DID 補正) (1) - 3	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5																																																				
離 島	全ての工種 (※)		1.0	6																																																				
中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種 (※)	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.0	7																																																				

令和2年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年4月23日

ページ	改定前（令和3年4月30日まで適用）	改定後（令和3年5月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
<p>13-28 第13編 農業農村整備 第1章 総則 ⑩ 工事の一時中止に伴う 増加費用等の積算 10 中止に伴う現場維持 等に要する費用 (別表)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="5">係数A</th> <th colspan="5">係数B</th> <th rowspan="2">係数a</th> <th rowspan="2">係数b</th> </tr> <tr> <th>一般交 通影響 有り(1)</th> <th>一般交 通影響 有り(2)</th> <th>市街地(01D 補正)(1)</th> <th>離島</th> <th>中山間 地域</th> <th>補正なし</th> <th>一般交 通影響 有り(1)</th> <th>一般交 通影響 有り(2)</th> <th>市街地(01D 補正)(1)</th> <th>離島</th> <th>中山間地 域</th> <th>補正なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ほ場整備工事</td><td>270.3</td><td>269.4</td><td>269.4</td><td>246.8</td><td>245.0</td><td>244.1</td><td>-0.1646</td><td>-0.1652</td><td>-0.1652</td><td>-0.1639</td><td>-0.1651</td><td>-0.1658</td><td>7.2721</td><td>0.2013</td></tr> <tr><td>農用地造成工事</td><td>1003.3</td><td>976.7</td><td>976.7</td><td>944.2</td><td>890.3</td><td>864.0</td><td>-0.2663</td><td>-0.2649</td><td>-0.2649</td><td>-0.2683</td><td>-0.2650</td><td>-0.2633</td><td>7.3915</td><td>0.1981</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>1162.5</td><td>1087.6</td><td>1087.6</td><td>1149.1</td><td>995.4</td><td>923.0</td><td>-0.2807</td><td>-0.2767</td><td>-0.2801</td><td>-0.2858</td><td>-0.2771</td><td>-0.2725</td><td>0.7817</td><td>0.3147</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>87.2</td><td>87.0</td><td>87.0</td><td>79.4</td><td>79.1</td><td>78.9</td><td>-0.0698</td><td>-0.0706</td><td>-0.0706</td><td>-0.0688</td><td>-0.0705</td><td>-0.0714</td><td>2.4722</td><td>0.2611</td></tr> <tr><td>水路トンネル工事</td><td>2246.7</td><td>2315.9</td><td>2315.9</td><td>1965.7</td><td>2098.9</td><td>2171.9</td><td>-0.3242</td><td>-0.3276</td><td>-0.3276</td><td>-0.3199</td><td>-0.3273</td><td>-0.3310</td><td>0.4494</td><td>0.3583</td></tr> <tr><td>水路工事</td><td>132.3</td><td>131.7</td><td>131.7</td><td>120.9</td><td>119.8</td><td>119.2</td><td>-0.1120</td><td>-0.1125</td><td>-0.1125</td><td>-0.1114</td><td>-0.1125</td><td>-0.1130</td><td>20.5437</td><td>0.1311</td></tr> <tr><td>排水路工事</td><td>365.8</td><td>364.7</td><td>364.7</td><td>333.8</td><td>331.6</td><td>330.5</td><td>-0.1972</td><td>-0.1979</td><td>-0.1979</td><td>-0.1964</td><td>-0.1978</td><td>-0.1985</td><td>12.9935</td><td>0.1569</td></tr> <tr><td>河川工事</td><td>2116.7</td><td>2104.1</td><td>2104.1</td><td>1939.0</td><td>1914.0</td><td>1901.4</td><td>-0.3275</td><td>-0.3280</td><td>-0.3280</td><td>-0.3269</td><td>-0.3279</td><td>-0.3284</td><td>13.3999</td><td>0.1615</td></tr> <tr><td>管水路工事</td><td>179.1</td><td>179.6</td><td>179.6</td><td>162.2</td><td>163.3</td><td>163.8</td><td>-0.1416</td><td>-0.1428</td><td>-0.1428</td><td>-0.1402</td><td>-0.1427</td><td>-0.1441</td><td>19.1229</td><td>0.1360</td></tr> <tr><td>畑かん施設工事</td><td>156.5</td><td>157.5</td><td>157.5</td><td>141.1</td><td>143.1</td><td>144.1</td><td>-0.1247</td><td>-0.1261</td><td>-0.1261</td><td>-0.1230</td><td>-0.1260</td><td>-0.1275</td><td>25.7236</td><td>0.1218</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>550.7</td><td>561.8</td><td>561.8</td><td>488.2</td><td>509.7</td><td>521.4</td><td>-0.2255</td><td>-0.2280</td><td>-0.2280</td><td>-0.2224</td><td>-0.2278</td><td>-0.2306</td><td>4.2009</td><td>0.2226</td></tr> <tr><td>コンクリート補修工事</td><td>369.9</td><td>371.8</td><td>371.8</td><td>334.1</td><td>337.9</td><td>339.8</td><td>-0.1811</td><td>-0.1822</td><td>-0.1822</td><td>-0.1797</td><td>-0.1821</td><td>-0.1833</td><td>8.7781</td><td>0.1772</td></tr> <tr><td>その他土木工事(1)</td><td>370.7</td><td>369.8</td><td>369.8</td><td>338.1</td><td>336.3</td><td>335.3</td><td>-0.1901</td><td>-0.1908</td><td>-0.1908</td><td>-0.1892</td><td>-0.1908</td><td>-0.1916</td><td>5.0485</td><td>0.2209</td></tr> <tr><td>その他土木工事(2)</td><td>325.9</td><td>325.9</td><td>325.9</td><td>296.4</td><td>296.3</td><td>296.3</td><td>-0.1769</td><td>-0.1777</td><td>-0.1777</td><td>-0.1759</td><td>-0.1776</td><td>-0.1784</td><td>2.7489</td><td>0.2569</td></tr> <tr><td>フィルダム工事</td><td>105.4</td><td>102.9</td><td>102.9</td><td>98.8</td><td>93.8</td><td>91.3</td><td>-0.0693</td><td>-0.0683</td><td>-0.0683</td><td>-0.0705</td><td>-0.0684</td><td>-0.0673</td><td>0.1633</td><td>0.3963</td></tr> <tr><td>コンクリートダム工事</td><td>99.0</td><td>96.0</td><td>96.0</td><td>93.6</td><td>87.5</td><td>84.6</td><td>-0.0644</td><td>-0.0630</td><td>-0.0630</td><td>-0.0661</td><td>-0.0632</td><td>-0.0617</td><td>0.2288</td><td>0.3812</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>453.5</td><td>452.4</td><td>452.4</td><td>413.5</td><td>-</td><td>410.4</td><td>-0.2004</td><td>-0.2012</td><td>-0.2012</td><td>-0.1994</td><td>-</td><td>-0.2019</td><td>1.0955</td><td>0.3057</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>5307.1</td><td>5271.4</td><td>5271.4</td><td>4867.7</td><td>-</td><td>4760.3</td><td>-0.3796</td><td>-0.3801</td><td>-0.3801</td><td>-0.3791</td><td>-</td><td>-0.3805</td><td>8.9850</td><td>0.2036</td></tr> <tr><td>P C橋工事</td><td>1436.8</td><td>1399.1</td><td>1399.1</td><td>1351.0</td><td>-</td><td>1238.0</td><td>-0.2907</td><td>-0.2895</td><td>-0.2895</td><td>-0.2921</td><td>-</td><td>-0.2884</td><td>0.5348</td><td>0.3394</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>715.1</td><td>711.5</td><td>711.5</td><td>654.3</td><td>-</td><td>643.6</td><td>-0.2229</td><td>-0.2232</td><td>-0.2232</td><td>-0.2225</td><td>-</td><td>-0.2235</td><td>13.5714</td><td>0.1739</td></tr> <tr><td>トンネル工事</td><td>1331.2</td><td>1253.2</td><td>1253.2</td><td>1306.0</td><td>-</td><td>1070.6</td><td>-0.2685</td><td>-0.2652</td><td>-0.2652</td><td>-0.2726</td><td>-</td><td>-0.2619</td><td>0.1118</td><td>0.4194</td></tr> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>3979.5</td><td>3855.9</td><td>3855.9</td><td>4318.8</td><td>3764.5</td><td>3393.5</td><td>-0.3485</td><td>-0.3470</td><td>-0.3470</td><td>-0.3504</td><td>-</td><td>-0.3455</td><td>1.6260</td><td>0.2838</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	係数A					係数B					係数a	係数b	一般交 通影響 有り(1)	一般交 通影響 有り(2)	市街地(01D 補正)(1)	離島	中山間 地域	補正なし	一般交 通影響 有り(1)	一般交 通影響 有り(2)	市街地(01D 補正)(1)	離島	中山間地 域	補正なし	ほ場整備工事	270.3	269.4	269.4	246.8	245.0	244.1	-0.1646	-0.1652	-0.1652	-0.1639	-0.1651	-0.1658	7.2721	0.2013	農用地造成工事	1003.3	976.7	976.7	944.2	890.3	864.0	-0.2663	-0.2649	-0.2649	-0.2683	-0.2650	-0.2633	7.3915	0.1981	舗装工事	1162.5	1087.6	1087.6	1149.1	995.4	923.0	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	-0.2771	-0.2725	0.7817	0.3147	道路改良工事	87.2	87.0	87.0	79.4	79.1	78.9	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	-0.0705	-0.0714	2.4722	0.2611	水路トンネル工事	2246.7	2315.9	2315.9	1965.7	2098.9	2171.9	-0.3242	-0.3276	-0.3276	-0.3199	-0.3273	-0.3310	0.4494	0.3583	水路工事	132.3	131.7	131.7	120.9	119.8	119.2	-0.1120	-0.1125	-0.1125	-0.1114	-0.1125	-0.1130	20.5437	0.1311	排水路工事	365.8	364.7	364.7	333.8	331.6	330.5	-0.1972	-0.1979	-0.1979	-0.1964	-0.1978	-0.1985	12.9935	0.1569	河川工事	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	1914.0	1901.4	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	-0.3279	-0.3284	13.3999	0.1615	管水路工事	179.1	179.6	179.6	162.2	163.3	163.8	-0.1416	-0.1428	-0.1428	-0.1402	-0.1427	-0.1441	19.1229	0.1360	畑かん施設工事	156.5	157.5	157.5	141.1	143.1	144.1	-0.1247	-0.1261	-0.1261	-0.1230	-0.1260	-0.1275	25.7236	0.1218	海岸工事	550.7	561.8	561.8	488.2	509.7	521.4	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	-0.2278	-0.2306	4.2009	0.2226	コンクリート補修工事	369.9	371.8	371.8	334.1	337.9	339.8	-0.1811	-0.1822	-0.1822	-0.1797	-0.1821	-0.1833	8.7781	0.1772	その他土木工事(1)	370.7	369.8	369.8	338.1	336.3	335.3	-0.1901	-0.1908	-0.1908	-0.1892	-0.1908	-0.1916	5.0485	0.2209	その他土木工事(2)	325.9	325.9	325.9	296.4	296.3	296.3	-0.1769	-0.1777	-0.1777	-0.1759	-0.1776	-0.1784	2.7489	0.2569	フィルダム工事	105.4	102.9	102.9	98.8	93.8	91.3	-0.0693	-0.0683	-0.0683	-0.0705	-0.0684	-0.0673	0.1633	0.3963	コンクリートダム工事	99.0	96.0	96.0	93.6	87.5	84.6	-0.0644	-0.0630	-0.0630	-0.0661	-0.0632	-0.0617	0.2288	0.3812	河川・道路構造物工事	453.5	452.4	452.4	413.5	-	410.4	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	-	-0.2019	1.0955	0.3057	鋼橋架設工事	5307.1	5271.4	5271.4	4867.7	-	4760.3	-0.3796	-0.3801	-0.3801	-0.3791	-	-0.3805	8.9850	0.2036	P C橋工事	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	-	1238.0	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	-	-0.2884	0.5348	0.3394	公園工事	715.1	711.5	711.5	654.3	-	643.6	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	-	-0.2235	13.5714	0.1739	トンネル工事	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-	1070.6	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	-	-0.2619	0.1118	0.4194	橋梁保全工事	3979.5	3855.9	3855.9	4318.8	3764.5	3393.5	-0.3485	-0.3470	-0.3470	-0.3504	-	-0.3455	1.6260	0.2838	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="5">係数A</th> <th colspan="5">係数B</th> <th rowspan="2">係数a</th> <th rowspan="2">係数b</th> </tr> <tr> <th>一般交 通影響 有り(1)</th> <th>一般交 通影響 有り(2)</th> <th>市街地(01D 補正)(1)</th> <th>離島</th> <th>中山間 地域</th> <th>補正なし</th> <th>一般交 通影響 有り(1)</th> <th>一般交 通影響 有り(2)</th> <th>市街地(01D 補正)(1)</th> <th>離島</th> <th>中山間地 域</th> <th>補正なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ほ場整備工事</td><td>270.3</td><td>269.4</td><td>269.4</td><td>246.8</td><td>245.0</td><td>244.1</td><td>-0.1646</td><td>-0.1652</td><td>-0.1652</td><td>-0.1639</td><td>-0.1651</td><td>-0.1658</td><td>7.2721</td><td>0.2013</td></tr> <tr><td>農用地造成工事</td><td>1003.3</td><td>976.7</td><td>976.7</td><td>944.2</td><td>890.3</td><td>864.0</td><td>-0.2663</td><td>-0.2649</td><td>-0.2649</td><td>-0.2683</td><td>-0.2650</td><td>-0.2633</td><td>7.3915</td><td>0.1981</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>1162.5</td><td>1087.6</td><td>1087.6</td><td>1149.1</td><td>995.4</td><td>923.0</td><td>-0.2807</td><td>-0.2767</td><td>-0.2801</td><td>-0.2858</td><td>-0.2771</td><td>-0.2725</td><td>0.7817</td><td>0.3147</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>87.2</td><td>87.0</td><td>87.0</td><td>79.4</td><td>79.1</td><td>78.9</td><td>-0.0698</td><td>-0.0706</td><td>-0.0706</td><td>-0.0688</td><td>-0.0705</td><td>-0.0714</td><td>2.4722</td><td>0.2611</td></tr> <tr><td>水路トンネル工事</td><td>2246.7</td><td>2315.9</td><td>2315.9</td><td>1965.7</td><td>2098.9</td><td>2171.9</td><td>-0.3242</td><td>-0.3276</td><td>-0.3276</td><td>-0.3199</td><td>-0.3273</td><td>-0.3310</td><td>0.4494</td><td>0.3583</td></tr> <tr><td>水路工事</td><td>132.3</td><td>131.7</td><td>131.7</td><td>120.9</td><td>119.8</td><td>119.2</td><td>-0.1120</td><td>-0.1125</td><td>-0.1125</td><td>-0.1114</td><td>-0.1125</td><td>-0.1130</td><td>20.5437</td><td>0.1311</td></tr> <tr><td>排水路工事</td><td>365.8</td><td>364.7</td><td>364.7</td><td>333.8</td><td>331.6</td><td>330.5</td><td>-0.1972</td><td>-0.1979</td><td>-0.1979</td><td>-0.1964</td><td>-0.1978</td><td>-0.1985</td><td>12.9935</td><td>0.1569</td></tr> <tr><td>河川工事</td><td>2116.7</td><td>2104.1</td><td>2104.1</td><td>1939.0</td><td>1914.0</td><td>1901.4</td><td>-0.3275</td><td>-0.3280</td><td>-0.3280</td><td>-0.3269</td><td>-0.3279</td><td>-0.3284</td><td>13.3999</td><td>0.1615</td></tr> <tr><td>管水路工事</td><td>179.1</td><td>179.6</td><td>179.6</td><td>162.2</td><td>163.3</td><td>163.8</td><td>-0.1416</td><td>-0.1428</td><td>-0.1428</td><td>-0.1402</td><td>-0.1427</td><td>-0.1441</td><td>19.1229</td><td>0.1360</td></tr> <tr><td>畑かん施設工事</td><td>156.5</td><td>157.5</td><td>157.5</td><td>141.1</td><td>143.1</td><td>144.1</td><td>-0.1247</td><td>-0.1261</td><td>-0.1261</td><td>-0.1230</td><td>-0.1260</td><td>-0.1275</td><td>25.7236</td><td>0.1218</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>550.7</td><td>561.8</td><td>561.8</td><td>488.2</td><td>509.7</td><td>521.4</td><td>-0.2255</td><td>-0.2280</td><td>-0.2280</td><td>-0.2224</td><td>-0.2278</td><td>-0.2306</td><td>4.2009</td><td>0.2226</td></tr> <tr><td>コンクリート補修工事</td><td>369.9</td><td>371.8</td><td>371.8</td><td>334.1</td><td>337.9</td><td>339.8</td><td>-0.1811</td><td>-0.1822</td><td>-0.1822</td><td>-0.1797</td><td>-0.1821</td><td>-0.1833</td><td>8.7781</td><td>0.1772</td></tr> <tr><td>その他土木工事(1)</td><td>370.7</td><td>369.8</td><td>369.8</td><td>338.1</td><td>336.3</td><td>335.3</td><td>-0.1901</td><td>-0.1908</td><td>-0.1908</td><td>-0.1892</td><td>-0.1908</td><td>-0.1916</td><td>5.0485</td><td>0.2209</td></tr> <tr><td>その他土木工事(2)</td><td>325.9</td><td>325.9</td><td>325.9</td><td>296.4</td><td>296.3</td><td>296.3</td><td>-0.1769</td><td>-0.1777</td><td>-0.1777</td><td>-0.1759</td><td>-0.1776</td><td>-0.1784</td><td>2.7489</td><td>0.2569</td></tr> <tr><td>フィルダム工事</td><td>105.4</td><td>102.9</td><td>102.9</td><td>98.8</td><td>93.8</td><td>91.3</td><td>-0.0693</td><td>-0.0683</td><td>-0.0683</td><td>-0.0705</td><td>-0.0684</td><td>-0.0673</td><td>0.1633</td><td>0.3963</td></tr> <tr><td>コンクリートダム工事</td><td>99.0</td><td>96.0</td><td>96.0</td><td>93.6</td><td>87.5</td><td>84.6</td><td>-0.0644</td><td>-0.0630</td><td>-0.0630</td><td>-0.0661</td><td>-0.0632</td><td>-0.0617</td><td>0.2288</td><td>0.3812</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>453.5</td><td>452.4</td><td>452.4</td><td>413.5</td><td>-</td><td>410.4</td><td>-0.2004</td><td>-0.2012</td><td>-0.2012</td><td>-0.1994</td><td>-</td><td>-0.2019</td><td>1.0955</td><td>0.3057</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>5307.1</td><td>5271.4</td><td>5271.4</td><td>4867.7</td><td>-</td><td>4760.3</td><td>-0.3796</td><td>-0.3801</td><td>-0.3801</td><td>-0.3791</td><td>-</td><td>-0.3805</td><td>8.9850</td><td>0.2036</td></tr> <tr><td>P C橋工事</td><td>1436.8</td><td>1399.1</td><td>1399.1</td><td>1351.0</td><td>-</td><td>1238.0</td><td>-0.2907</td><td>-0.2895</td><td>-0.2895</td><td>-0.2921</td><td>-</td><td>-0.2884</td><td>0.5348</td><td>0.3394</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>715.1</td><td>711.5</td><td>711.5</td><td>654.3</td><td>-</td><td>643.6</td><td>-0.2229</td><td>-0.2232</td><td>-0.2232</td><td>-0.2225</td><td>-</td><td>-0.2235</td><td>13.5714</td><td>0.1739</td></tr> <tr><td>トンネル工事</td><td>1331.2</td><td>1253.2</td><td>1253.2</td><td>1306.0</td><td>-</td><td>1070.6</td><td>-0.2685</td><td>-0.2652</td><td>-0.2652</td><td>-0.2726</td><td>-</td><td>-0.2619</td><td>0.1118</td><td>0.4194</td></tr> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>3979.5</td><td>3855.9</td><td>3855.9</td><td>4318.8</td><td>3764.5</td><td>3393.5</td><td>-0.3485</td><td>-0.3470</td><td>-0.3470</td><td>-0.3504</td><td>-</td><td>-0.3455</td><td>1.6260</td><td>0.2838</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	係数A					係数B					係数a	係数b	一般交 通影響 有り(1)	一般交 通影響 有り(2)	市街地(01D 補正)(1)	離島	中山間 地域	補正なし	一般交 通影響 有り(1)	一般交 通影響 有り(2)	市街地(01D 補正)(1)	離島	中山間地 域	補正なし	ほ場整備工事	270.3	269.4	269.4	246.8	245.0	244.1	-0.1646	-0.1652	-0.1652	-0.1639	-0.1651	-0.1658	7.2721	0.2013	農用地造成工事	1003.3	976.7	976.7	944.2	890.3	864.0	-0.2663	-0.2649	-0.2649	-0.2683	-0.2650	-0.2633	7.3915	0.1981	舗装工事	1162.5	1087.6	1087.6	1149.1	995.4	923.0	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	-0.2771	-0.2725	0.7817	0.3147	道路改良工事	87.2	87.0	87.0	79.4	79.1	78.9	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	-0.0705	-0.0714	2.4722	0.2611	水路トンネル工事	2246.7	2315.9	2315.9	1965.7	2098.9	2171.9	-0.3242	-0.3276	-0.3276	-0.3199	-0.3273	-0.3310	0.4494	0.3583	水路工事	132.3	131.7	131.7	120.9	119.8	119.2	-0.1120	-0.1125	-0.1125	-0.1114	-0.1125	-0.1130	20.5437	0.1311	排水路工事	365.8	364.7	364.7	333.8	331.6	330.5	-0.1972	-0.1979	-0.1979	-0.1964	-0.1978	-0.1985	12.9935	0.1569	河川工事	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	1914.0	1901.4	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	-0.3279	-0.3284	13.3999	0.1615	管水路工事	179.1	179.6	179.6	162.2	163.3	163.8	-0.1416	-0.1428	-0.1428	-0.1402	-0.1427	-0.1441	19.1229	0.1360	畑かん施設工事	156.5	157.5	157.5	141.1	143.1	144.1	-0.1247	-0.1261	-0.1261	-0.1230	-0.1260	-0.1275	25.7236	0.1218	海岸工事	550.7	561.8	561.8	488.2	509.7	521.4	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	-0.2278	-0.2306	4.2009	0.2226	コンクリート補修工事	369.9	371.8	371.8	334.1	337.9	339.8	-0.1811	-0.1822	-0.1822	-0.1797	-0.1821	-0.1833	8.7781	0.1772	その他土木工事(1)	370.7	369.8	369.8	338.1	336.3	335.3	-0.1901	-0.1908	-0.1908	-0.1892	-0.1908	-0.1916	5.0485	0.2209	その他土木工事(2)	325.9	325.9	325.9	296.4	296.3	296.3	-0.1769	-0.1777	-0.1777	-0.1759	-0.1776	-0.1784	2.7489	0.2569	フィルダム工事	105.4	102.9	102.9	98.8	93.8	91.3	-0.0693	-0.0683	-0.0683	-0.0705	-0.0684	-0.0673	0.1633	0.3963	コンクリートダム工事	99.0	96.0	96.0	93.6	87.5	84.6	-0.0644	-0.0630	-0.0630	-0.0661	-0.0632	-0.0617	0.2288	0.3812	河川・道路構造物工事	453.5	452.4	452.4	413.5	-	410.4	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	-	-0.2019	1.0955	0.3057	鋼橋架設工事	5307.1	5271.4	5271.4	4867.7	-	4760.3	-0.3796	-0.3801	-0.3801	-0.3791	-	-0.3805	8.9850	0.2036	P C橋工事	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	-	1238.0	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	-	-0.2884	0.5348	0.3394	公園工事	715.1	711.5	711.5	654.3	-	643.6	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	-	-0.2235	13.5714	0.1739	トンネル工事	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-	1070.6	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	-	-0.2619	0.1118	0.4194	橋梁保全工事	3979.5	3855.9	3855.9	4318.8	3764.5	3393.5	-0.3485	-0.3470	-0.3470	-0.3504	-	-0.3455	1.6260	0.2838
工種区分	係数A					係数B					係数a	係数b																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	一般交 通影響 有り(1)	一般交 通影響 有り(2)	市街地(01D 補正)(1)	離島	中山間 地域	補正なし	一般交 通影響 有り(1)	一般交 通影響 有り(2)	市街地(01D 補正)(1)	離島			中山間地 域	補正なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
ほ場整備工事	270.3	269.4	269.4	246.8	245.0	244.1	-0.1646	-0.1652	-0.1652	-0.1639	-0.1651	-0.1658	7.2721	0.2013																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
農用地造成工事	1003.3	976.7	976.7	944.2	890.3	864.0	-0.2663	-0.2649	-0.2649	-0.2683	-0.2650	-0.2633	7.3915	0.1981																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
舗装工事	1162.5	1087.6	1087.6	1149.1	995.4	923.0	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	-0.2771	-0.2725	0.7817	0.3147																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
道路改良工事	87.2	87.0	87.0	79.4	79.1	78.9	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	-0.0705	-0.0714	2.4722	0.2611																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
水路トンネル工事	2246.7	2315.9	2315.9	1965.7	2098.9	2171.9	-0.3242	-0.3276	-0.3276	-0.3199	-0.3273	-0.3310	0.4494	0.3583																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
水路工事	132.3	131.7	131.7	120.9	119.8	119.2	-0.1120	-0.1125	-0.1125	-0.1114	-0.1125	-0.1130	20.5437	0.1311																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
排水路工事	365.8	364.7	364.7	333.8	331.6	330.5	-0.1972	-0.1979	-0.1979	-0.1964	-0.1978	-0.1985	12.9935	0.1569																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
河川工事	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	1914.0	1901.4	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	-0.3279	-0.3284	13.3999	0.1615																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
管水路工事	179.1	179.6	179.6	162.2	163.3	163.8	-0.1416	-0.1428	-0.1428	-0.1402	-0.1427	-0.1441	19.1229	0.1360																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
畑かん施設工事	156.5	157.5	157.5	141.1	143.1	144.1	-0.1247	-0.1261	-0.1261	-0.1230	-0.1260	-0.1275	25.7236	0.1218																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
海岸工事	550.7	561.8	561.8	488.2	509.7	521.4	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	-0.2278	-0.2306	4.2009	0.2226																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
コンクリート補修工事	369.9	371.8	371.8	334.1	337.9	339.8	-0.1811	-0.1822	-0.1822	-0.1797	-0.1821	-0.1833	8.7781	0.1772																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
その他土木工事(1)	370.7	369.8	369.8	338.1	336.3	335.3	-0.1901	-0.1908	-0.1908	-0.1892	-0.1908	-0.1916	5.0485	0.2209																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
その他土木工事(2)	325.9	325.9	325.9	296.4	296.3	296.3	-0.1769	-0.1777	-0.1777	-0.1759	-0.1776	-0.1784	2.7489	0.2569																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
フィルダム工事	105.4	102.9	102.9	98.8	93.8	91.3	-0.0693	-0.0683	-0.0683	-0.0705	-0.0684	-0.0673	0.1633	0.3963																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
コンクリートダム工事	99.0	96.0	96.0	93.6	87.5	84.6	-0.0644	-0.0630	-0.0630	-0.0661	-0.0632	-0.0617	0.2288	0.3812																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
河川・道路構造物工事	453.5	452.4	452.4	413.5	-	410.4	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	-	-0.2019	1.0955	0.3057																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
鋼橋架設工事	5307.1	5271.4	5271.4	4867.7	-	4760.3	-0.3796	-0.3801	-0.3801	-0.3791	-	-0.3805	8.9850	0.2036																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
P C橋工事	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	-	1238.0	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	-	-0.2884	0.5348	0.3394																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
公園工事	715.1	711.5	711.5	654.3	-	643.6	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	-	-0.2235	13.5714	0.1739																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
トンネル工事	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-	1070.6	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	-	-0.2619	0.1118	0.4194																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
橋梁保全工事	3979.5	3855.9	3855.9	4318.8	3764.5	3393.5	-0.3485	-0.3470	-0.3470	-0.3504	-	-0.3455	1.6260	0.2838																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
工種区分	係数A					係数B					係数a	係数b																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	一般交 通影響 有り(1)	一般交 通影響 有り(2)	市街地(01D 補正)(1)	離島	中山間 地域	補正なし	一般交 通影響 有り(1)	一般交 通影響 有り(2)	市街地(01D 補正)(1)	離島			中山間地 域	補正なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
ほ場整備工事	270.3	269.4	269.4	246.8	245.0	244.1	-0.1646	-0.1652	-0.1652	-0.1639	-0.1651	-0.1658	7.2721	0.2013																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
農用地造成工事	1003.3	976.7	976.7	944.2	890.3	864.0	-0.2663	-0.2649	-0.2649	-0.2683	-0.2650	-0.2633	7.3915	0.1981																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
舗装工事	1162.5	1087.6	1087.6	1149.1	995.4	923.0	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	-0.2771	-0.2725	0.7817	0.3147																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
道路改良工事	87.2	87.0	87.0	79.4	79.1	78.9	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	-0.0705	-0.0714	2.4722	0.2611																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
水路トンネル工事	2246.7	2315.9	2315.9	1965.7	2098.9	2171.9	-0.3242	-0.3276	-0.3276	-0.3199	-0.3273	-0.3310	0.4494	0.3583																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
水路工事	132.3	131.7	131.7	120.9	119.8	119.2	-0.1120	-0.1125	-0.1125	-0.1114	-0.1125	-0.1130	20.5437	0.1311																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
排水路工事	365.8	364.7	364.7	333.8	331.6	330.5	-0.1972	-0.1979	-0.1979	-0.1964	-0.1978	-0.1985	12.9935	0.1569																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
河川工事	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	1914.0	1901.4	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	-0.3279	-0.3284	13.3999	0.1615																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
管水路工事	179.1	179.6	179.6	162.2	163.3	163.8	-0.1416	-0.1428	-0.1428	-0.1402	-0.1427	-0.1441	19.1229	0.1360																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
畑かん施設工事	156.5	157.5	157.5	141.1	143.1	144.1	-0.1247	-0.1261	-0.1261	-0.1230	-0.1260	-0.1275	25.7236	0.1218																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
海岸工事	550.7	561.8	561.8	488.2	509.7	521.4	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	-0.2278	-0.2306	4.2009	0.2226																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
コンクリート補修工事	369.9	371.8	371.8	334.1	337.9	339.8	-0.1811	-0.1822	-0.1822	-0.1797	-0.1821	-0.1833	8.7781	0.1772																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
その他土木工事(1)	370.7	369.8	369.8	338.1	336.3	335.3	-0.1901	-0.1908	-0.1908	-0.1892	-0.1908	-0.1916	5.0485	0.2209																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
その他土木工事(2)	325.9	325.9	325.9	296.4	296.3	296.3	-0.1769	-0.1777	-0.1777	-0.1759	-0.1776	-0.1784	2.7489	0.2569																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
フィルダム工事	105.4	102.9	102.9	98.8	93.8	91.3	-0.0693	-0.0683	-0.0683	-0.0705	-0.0684	-0.0673	0.1633	0.3963																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
コンクリートダム工事	99.0	96.0	96.0	93.6	87.5	84.6	-0.0644	-0.0630	-0.0630	-0.0661	-0.0632	-0.0617	0.2288	0.3812																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
河川・道路構造物工事	453.5	452.4	452.4	413.5	-	410.4	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	-	-0.2019	1.0955	0.3057																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
鋼橋架設工事	5307.1	5271.4	5271.4	4867.7	-	4760.3	-0.3796	-0.3801	-0.3801	-0.3791	-	-0.3805	8.9850	0.2036																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
P C橋工事	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	-	1238.0	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	-	-0.2884	0.5348	0.3394																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
公園工事	715.1	711.5	711.5	654.3	-	643.6	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	-	-0.2235	13.5714	0.1739																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
トンネル工事	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-	1070.6	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	-	-0.2619	0.1118	0.4194																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
橋梁保全工事	3979.5	3855.9	3855.9	4318.8	3764.5	3393.5	-0.3485	-0.3470	-0.3470	-0.3504	-	-0.3455	1.6260	0.2838																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

令和2年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年4月23日

ページ	改定前（令和3年4月30日まで適用）	改定後（令和3年5月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
<p>13-28 第13編 農業農村整備 第1章 総則 ⑩ 工事の一時中止に伴う 増加費用等の積算 10 中止に伴う現場維持 等に要する費用 (別表)</p>	<p>[記載なし]</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工程区分</th> <th colspan="6">係数A</th> <th colspan="6">係数B</th> <th rowspan="2">係数a</th> <th rowspan="2">係数b</th> </tr> <tr> <th>一般交 通影響 有り(1)</th> <th>一般交 通影響 有り(2)</th> <th>市街地(01D 補正)</th> <th>離島</th> <th>中山間 地域</th> <th>補正なし</th> <th>一般交 通影響 有り(1)</th> <th>一般交 通影響 有り(2)</th> <th>市街地(01D 補正)</th> <th>離島</th> <th>中山間地 域</th> <th>補正なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ場整備工事</td> <td>270.3</td> <td>269.4</td> <td>269.4</td> <td>246.8</td> <td>245.0</td> <td>244.1</td> <td>-0.1646</td> <td>-0.1652</td> <td>-0.1639</td> <td>-0.1651</td> <td>-0.1658</td> <td>7.2721</td> <td>0.2013</td> </tr> <tr> <td>農用地造成工事</td> <td>1003.3</td> <td>976.7</td> <td>976.7</td> <td>944.2</td> <td>890.3</td> <td>864.0</td> <td>-0.2663</td> <td>-0.2649</td> <td>-0.2683</td> <td>-0.2650</td> <td>-0.2633</td> <td>7.3915</td> <td>0.1981</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> <td>1162.5</td> <td>1087.6</td> <td>1254.4</td> <td>1149.1</td> <td>995.4</td> <td>923.0</td> <td>-0.2807</td> <td>-0.2767</td> <td>-0.2858</td> <td>-0.2771</td> <td>-0.2725</td> <td>0.7817</td> <td>0.3147</td> </tr> <tr> <td>道路改良工事</td> <td>87.2</td> <td>87.0</td> <td>87.0</td> <td>79.4</td> <td>79.1</td> <td>78.9</td> <td>-0.0698</td> <td>-0.0706</td> <td>-0.0688</td> <td>-0.0705</td> <td>-0.0714</td> <td>2.4722</td> <td>0.2611</td> </tr> <tr> <td>水路トンネル工事</td> <td>2246.7</td> <td>2315.9</td> <td>2315.9</td> <td>1965.7</td> <td>2098.9</td> <td>2171.9</td> <td>-0.3242</td> <td>-0.3276</td> <td>-0.3199</td> <td>-0.3273</td> <td>-0.3310</td> <td>0.4494</td> <td>0.3583</td> </tr> <tr> <td>水路工事</td> <td>132.3</td> <td>131.7</td> <td>131.7</td> <td>120.9</td> <td>119.8</td> <td>119.2</td> <td>-0.1120</td> <td>-0.1125</td> <td>-0.1114</td> <td>-0.1125</td> <td>-0.1130</td> <td>20.5437</td> <td>0.1311</td> </tr> <tr> <td>排水路工事</td> <td>365.8</td> <td>364.7</td> <td>364.7</td> <td>333.8</td> <td>331.6</td> <td>330.5</td> <td>-0.1972</td> <td>-0.1979</td> <td>-0.1964</td> <td>-0.1978</td> <td>-0.1985</td> <td>12.9935</td> <td>0.1569</td> </tr> <tr> <td>河川工事</td> <td>2116.7</td> <td>2104.1</td> <td>2104.1</td> <td>1939.0</td> <td>1914.0</td> <td>1901.4</td> <td>-0.3275</td> <td>-0.3280</td> <td>-0.3269</td> <td>-0.3279</td> <td>-0.3284</td> <td>13.3999</td> <td>0.1615</td> </tr> <tr> <td>管水路工事</td> <td>179.1</td> <td>179.6</td> <td>179.6</td> <td>162.2</td> <td>163.3</td> <td>163.8</td> <td>-0.1416</td> <td>-0.1428</td> <td>-0.1402</td> <td>-0.1427</td> <td>-0.1441</td> <td>19.1229</td> <td>0.1360</td> </tr> <tr> <td>管更正工事</td> <td>206.0</td> <td>205.4</td> <td>205.4</td> <td>188.0</td> <td>186.8</td> <td>186.2</td> <td>-0.1408</td> <td>-0.1414</td> <td>-0.1401</td> <td>-0.1413</td> <td>-0.1419</td> <td>0.6805</td> <td>0.3202</td> </tr> <tr> <td>知かん施設工事</td> <td>156.5</td> <td>157.5</td> <td>157.5</td> <td>141.1</td> <td>143.1</td> <td>144.1</td> <td>-0.1247</td> <td>-0.1261</td> <td>-0.1230</td> <td>-0.1260</td> <td>-0.1275</td> <td>25.7236</td> <td>0.1218</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td>550.7</td> <td>561.8</td> <td>561.8</td> <td>488.2</td> <td>509.7</td> <td>521.4</td> <td>-0.2255</td> <td>-0.2280</td> <td>-0.2224</td> <td>-0.2278</td> <td>-0.2306</td> <td>4.2009</td> <td>0.2226</td> </tr> <tr> <td>コンクリート補修工事</td> <td>369.9</td> <td>371.8</td> <td>371.8</td> <td>334.1</td> <td>337.9</td> <td>339.8</td> <td>-0.1811</td> <td>-0.1822</td> <td>-0.1797</td> <td>-0.1821</td> <td>-0.1833</td> <td>8.7781</td> <td>0.1772</td> </tr> <tr> <td>その他土木工事(1)</td> <td>370.7</td> <td>369.8</td> <td>369.8</td> <td>338.1</td> <td>336.3</td> <td>335.3</td> <td>-0.1901</td> <td>-0.1908</td> <td>-0.1892</td> <td>-0.1908</td> <td>-0.1916</td> <td>5.0485</td> <td>0.2209</td> </tr> <tr> <td>その他土木工事(2)</td> <td>325.9</td> <td>325.9</td> <td>325.9</td> <td>296.4</td> <td>296.3</td> <td>296.3</td> <td>-0.1769</td> <td>-0.1777</td> <td>-0.1759</td> <td>-0.1776</td> <td>-0.1784</td> <td>2.7489</td> <td>0.2569</td> </tr> <tr> <td>フィルダム工事</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>91.3</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-0.0673</td> <td>0.1633</td> <td>0.3963</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム工事</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>115.6</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-0.0824</td> <td>0.3392</td> <td>0.3621</td> </tr> <tr> <td>河川・道路構造物工事</td> <td>453.5</td> <td>452.4</td> <td>452.4</td> <td>413.5</td> <td>-</td> <td>410.4</td> <td>-0.2004</td> <td>-0.2012</td> <td>-0.1994</td> <td>-</td> <td>-0.2019</td> <td>1.0955</td> <td>0.3057</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事</td> <td>5307.1</td> <td>5271.4</td> <td>5307.1</td> <td>4867.7</td> <td>-</td> <td>4760.3</td> <td>-0.3796</td> <td>-0.3801</td> <td>-0.3791</td> <td>-</td> <td>-0.3805</td> <td>8.9850</td> <td>0.2036</td> </tr> <tr> <td>P.C橋工事</td> <td>1436.8</td> <td>1399.1</td> <td>1399.1</td> <td>1351.0</td> <td>-</td> <td>1238.0</td> <td>-0.2907</td> <td>-0.2895</td> <td>-0.2921</td> <td>-</td> <td>-0.2884</td> <td>0.5348</td> <td>0.3394</td> </tr> <tr> <td>公園工事</td> <td>715.1</td> <td>711.5</td> <td>711.5</td> <td>654.3</td> <td>-</td> <td>643.6</td> <td>-0.2229</td> <td>-0.2232</td> <td>-0.2225</td> <td>-</td> <td>-0.2235</td> <td>13.5714</td> <td>0.1739</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td>1331.2</td> <td>1253.2</td> <td>1253.2</td> <td>1306.0</td> <td>-</td> <td>1070.6</td> <td>-0.2685</td> <td>-0.2652</td> <td>-0.2726</td> <td>-</td> <td>-0.2619</td> <td>0.1118</td> <td>0.4194</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>3979.5</td> <td>3855.9</td> <td>3855.9</td> <td>3764.5</td> <td>-</td> <td>3393.5</td> <td>-0.3485</td> <td>-0.3470</td> <td>-0.3504</td> <td>-</td> <td>-0.3455</td> <td>1.6260</td> <td>0.2838</td> </tr> </tbody> </table>	工程区分	係数A						係数B						係数a	係数b	一般交 通影響 有り(1)	一般交 通影響 有り(2)	市街地(01D 補正)	離島	中山間 地域	補正なし	一般交 通影響 有り(1)	一般交 通影響 有り(2)	市街地(01D 補正)	離島	中山間地 域	補正なし	ほ場整備工事	270.3	269.4	269.4	246.8	245.0	244.1	-0.1646	-0.1652	-0.1639	-0.1651	-0.1658	7.2721	0.2013	農用地造成工事	1003.3	976.7	976.7	944.2	890.3	864.0	-0.2663	-0.2649	-0.2683	-0.2650	-0.2633	7.3915	0.1981	舗装工事	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	995.4	923.0	-0.2807	-0.2767	-0.2858	-0.2771	-0.2725	0.7817	0.3147	道路改良工事	87.2	87.0	87.0	79.4	79.1	78.9	-0.0698	-0.0706	-0.0688	-0.0705	-0.0714	2.4722	0.2611	水路トンネル工事	2246.7	2315.9	2315.9	1965.7	2098.9	2171.9	-0.3242	-0.3276	-0.3199	-0.3273	-0.3310	0.4494	0.3583	水路工事	132.3	131.7	131.7	120.9	119.8	119.2	-0.1120	-0.1125	-0.1114	-0.1125	-0.1130	20.5437	0.1311	排水路工事	365.8	364.7	364.7	333.8	331.6	330.5	-0.1972	-0.1979	-0.1964	-0.1978	-0.1985	12.9935	0.1569	河川工事	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	1914.0	1901.4	-0.3275	-0.3280	-0.3269	-0.3279	-0.3284	13.3999	0.1615	管水路工事	179.1	179.6	179.6	162.2	163.3	163.8	-0.1416	-0.1428	-0.1402	-0.1427	-0.1441	19.1229	0.1360	管更正工事	206.0	205.4	205.4	188.0	186.8	186.2	-0.1408	-0.1414	-0.1401	-0.1413	-0.1419	0.6805	0.3202	知かん施設工事	156.5	157.5	157.5	141.1	143.1	144.1	-0.1247	-0.1261	-0.1230	-0.1260	-0.1275	25.7236	0.1218	海岸工事	550.7	561.8	561.8	488.2	509.7	521.4	-0.2255	-0.2280	-0.2224	-0.2278	-0.2306	4.2009	0.2226	コンクリート補修工事	369.9	371.8	371.8	334.1	337.9	339.8	-0.1811	-0.1822	-0.1797	-0.1821	-0.1833	8.7781	0.1772	その他土木工事(1)	370.7	369.8	369.8	338.1	336.3	335.3	-0.1901	-0.1908	-0.1892	-0.1908	-0.1916	5.0485	0.2209	その他土木工事(2)	325.9	325.9	325.9	296.4	296.3	296.3	-0.1769	-0.1777	-0.1759	-0.1776	-0.1784	2.7489	0.2569	フィルダム工事	-	-	-	-	-	91.3	-	-	-	-	-0.0673	0.1633	0.3963	コンクリートダム工事	-	-	-	-	-	115.6	-	-	-	-	-0.0824	0.3392	0.3621	河川・道路構造物工事	453.5	452.4	452.4	413.5	-	410.4	-0.2004	-0.2012	-0.1994	-	-0.2019	1.0955	0.3057	鋼橋架設工事	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7	-	4760.3	-0.3796	-0.3801	-0.3791	-	-0.3805	8.9850	0.2036	P.C橋工事	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	-	1238.0	-0.2907	-0.2895	-0.2921	-	-0.2884	0.5348	0.3394	公園工事	715.1	711.5	711.5	654.3	-	643.6	-0.2229	-0.2232	-0.2225	-	-0.2235	13.5714	0.1739	トンネル工事	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-	1070.6	-0.2685	-0.2652	-0.2726	-	-0.2619	0.1118	0.4194	橋梁保全工事	3979.5	3855.9	3855.9	3764.5	-	3393.5	-0.3485	-0.3470	-0.3504	-	-0.3455	1.6260	0.2838
工程区分	係数A						係数B						係数a	係数b																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	一般交 通影響 有り(1)	一般交 通影響 有り(2)	市街地(01D 補正)	離島	中山間 地域	補正なし	一般交 通影響 有り(1)	一般交 通影響 有り(2)	市街地(01D 補正)	離島	中山間地 域	補正なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ほ場整備工事	270.3	269.4	269.4	246.8	245.0	244.1	-0.1646	-0.1652	-0.1639	-0.1651	-0.1658	7.2721	0.2013																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
農用地造成工事	1003.3	976.7	976.7	944.2	890.3	864.0	-0.2663	-0.2649	-0.2683	-0.2650	-0.2633	7.3915	0.1981																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
舗装工事	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	995.4	923.0	-0.2807	-0.2767	-0.2858	-0.2771	-0.2725	0.7817	0.3147																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
道路改良工事	87.2	87.0	87.0	79.4	79.1	78.9	-0.0698	-0.0706	-0.0688	-0.0705	-0.0714	2.4722	0.2611																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
水路トンネル工事	2246.7	2315.9	2315.9	1965.7	2098.9	2171.9	-0.3242	-0.3276	-0.3199	-0.3273	-0.3310	0.4494	0.3583																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
水路工事	132.3	131.7	131.7	120.9	119.8	119.2	-0.1120	-0.1125	-0.1114	-0.1125	-0.1130	20.5437	0.1311																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
排水路工事	365.8	364.7	364.7	333.8	331.6	330.5	-0.1972	-0.1979	-0.1964	-0.1978	-0.1985	12.9935	0.1569																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
河川工事	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	1914.0	1901.4	-0.3275	-0.3280	-0.3269	-0.3279	-0.3284	13.3999	0.1615																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
管水路工事	179.1	179.6	179.6	162.2	163.3	163.8	-0.1416	-0.1428	-0.1402	-0.1427	-0.1441	19.1229	0.1360																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
管更正工事	206.0	205.4	205.4	188.0	186.8	186.2	-0.1408	-0.1414	-0.1401	-0.1413	-0.1419	0.6805	0.3202																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
知かん施設工事	156.5	157.5	157.5	141.1	143.1	144.1	-0.1247	-0.1261	-0.1230	-0.1260	-0.1275	25.7236	0.1218																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
海岸工事	550.7	561.8	561.8	488.2	509.7	521.4	-0.2255	-0.2280	-0.2224	-0.2278	-0.2306	4.2009	0.2226																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
コンクリート補修工事	369.9	371.8	371.8	334.1	337.9	339.8	-0.1811	-0.1822	-0.1797	-0.1821	-0.1833	8.7781	0.1772																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
その他土木工事(1)	370.7	369.8	369.8	338.1	336.3	335.3	-0.1901	-0.1908	-0.1892	-0.1908	-0.1916	5.0485	0.2209																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
その他土木工事(2)	325.9	325.9	325.9	296.4	296.3	296.3	-0.1769	-0.1777	-0.1759	-0.1776	-0.1784	2.7489	0.2569																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
フィルダム工事	-	-	-	-	-	91.3	-	-	-	-	-0.0673	0.1633	0.3963																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
コンクリートダム工事	-	-	-	-	-	115.6	-	-	-	-	-0.0824	0.3392	0.3621																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
河川・道路構造物工事	453.5	452.4	452.4	413.5	-	410.4	-0.2004	-0.2012	-0.1994	-	-0.2019	1.0955	0.3057																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
鋼橋架設工事	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7	-	4760.3	-0.3796	-0.3801	-0.3791	-	-0.3805	8.9850	0.2036																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
P.C橋工事	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	-	1238.0	-0.2907	-0.2895	-0.2921	-	-0.2884	0.5348	0.3394																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
公園工事	715.1	711.5	711.5	654.3	-	643.6	-0.2229	-0.2232	-0.2225	-	-0.2235	13.5714	0.1739																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
トンネル工事	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-	1070.6	-0.2685	-0.2652	-0.2726	-	-0.2619	0.1118	0.4194																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
橋梁保全工事	3979.5	3855.9	3855.9	3764.5	-	3393.5	-0.3485	-0.3470	-0.3504	-	-0.3455	1.6260	0.2838																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		